

盛岡市一般廃棄物処理基本計画 (平成 29 年 3 月改定)



盛 岡 市

はじめに



私たちは、日々の生活や事業活動の中で、資源やエネルギーを消費しながら暮らしています。

地球の資源には限りがあり、大量生産・大量消費・大量廃棄型の経済社会を続けてしまうと、将来に大きな負担を強いることとなります。

水と緑の都^{まち}“もりおか”を未来につなぐためには、新たに消費される資源が少なくなるように、ものを大事に長く使い、使い終わったものはできるだけ資源として再び利用することを大切にするという3R（排出抑制・再使用・再生利用）を市

民1人1人が意識し、市民・事業者・市が一体となって行動することにより、持続可能な循環型社会の構築を推進する必要があります。

本市の廃棄物行政におきましては、平成2年度に策定した盛岡市一般廃棄物処理基本計画の改定を重ねながら、社会情勢の変化等に応じたごみ減量や資源化推進の施策に取り組み、適正な処理に努めておりますが、ごみ処理施設の老朽化が進んでおり、最終処分場の埋立容量にも限りがあることから、より一層3Rを推進するとともに、施設についての課題や温室効果ガスの発生抑制などの地球環境についての課題に取り組むことが必要です。

今般改定した盛岡市一般廃棄物処理基本計画は、当市を取り巻く課題の解決に向け、今後10年間の方向性を示して、ごみの減量や資源化を積極的に推進することとしており、引き続き『資源を大切に地球環境の保全に貢献するまち』の実現を目指してまいります。

結びに、本計画の改定に当たり多大なる御尽力を賜りました「盛岡市廃棄物対策審議会」の委員の皆さまをはじめ、貴重な御意見・御提言をいただきました市民・関係各位に心からお礼を申し上げます。

平成29年3月

盛岡市長 谷 藤 裕 明

※表中の数値は、四捨五入の関係から内訳と合計の数値が合わない場合があります。
また、表中の「－」は該当数値がないことを表しています。

目 次

第1章 計画策定の基本的な考え方	1
第1節 計画の基本的事項	1
1 計画の目的と位置づけ	1
2 一般廃棄物処理基本計画の位置づけ	2
第2節 関連する計画・方針等との関係	3
1 循環型社会形成推進基本計画	3
2 廃棄物処理法基本方針	3
3 第二次岩手県循環型社会形成推進計画（第四次岩手県廃棄物処理計画）	3
4 県央ブロックごみ・し尿処理広域化基本構想	3
5 盛岡市総合計画	4
6 盛岡市環境基本計画	6
第3節 計画目標年度	7
第4節 計画の対象範囲	7
第2章 地域概況	8
第1節 人口動態	8
1 人口及び世帯数の推移	8
2 年齢別人口	9
第2節 産業の動向	10
1 産業別就業人口	10
第3節 土地利用状況	13
第3章 ごみ処理基本計画	14
第1節 ごみ処理の現状と課題	14
1 用語の定義	14
2 ごみ処理フロー	15
3 ごみ処理体制	16
4 ごみの種類別排出量及び処理実績	20
5 ごみ処理経費の推移	29
6 温室効果ガスの排出量（盛岡地域）	30
7 ごみ処理の評価	32
8 前回計画の評価	37
9 ごみ処理の課題	45
第2節 人口及びごみ総排出量の将来予測	47
1 人口の将来予測	47
2 ごみ総排出量の将来予測（現状施策のまま推移した場合）	47

第3節	ごみ処理基本計画の基本フレーム	48
1	基本理念	48
2	基本方針	49
3	各主体の役割	50
4	数値目標及び重点施策	51
5	将来予測（数値目標を達成した場合）	53
第4節	個別計画	56
1	市民・事業者・市の協働による循環型社会づくり	57
2	ごみの減量・分別の徹底と資源化処理の推進	58
3	環境と社会に配慮した廃棄物の適正処理の推進	61
第4章	生活排水処理基本計画	66
第1節	生活排水処理の現状	66
1	生活排水処理体系の現状	66
2	生活排水処理形態別人口の推移	67
3	し尿及び浄化槽汚泥の収集・運搬状況の現状	68
4	中間処理・最終処分の現状	68
5	生活排水処理の課題	71
第2節	生活排水処理基本計画の基本フレーム	72
1	基本理念	72
2	基本方針	72
3	処理主体	73
第3節	生活排水処理の将来予測	74
1	処理形態別人口の将来予測	74
2	し尿及び浄化槽汚泥量の将来予測	75
第4節	個別計画	76
1	生活排水処理	76
2	し尿・汚泥処理	76

第1章 計画策定の基本的な考え方

第1節 計画の基本的事項

1 計画の目的と位置付け

わが国では、大量生産・大量消費型の社会経済活動による、廃棄物の大量発生、環境負荷の増大などに伴って生じた環境問題への反省から、環境負荷の削減に向けた様々な取組が行われてきました。

国における法整備においては、環境基本法や循環型社会形成推進基本法の制定をはじめ、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）や資源の有効な利用の促進に関する法律等の法律が改正され、個別物品の特性に応じた規制を定める「個別リサイクル法」が制定されました。

これらの法体系のもと、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される循環型社会の形成に向け、3Rの取組が推進されています。3Rの推進のためには、環境と経済が両立した新たな経済システムを構築することが求められており、このことは社会の持続的発展の実現のためにも必要不可欠なものとされています。

特に、近年ではライフサイクルコストの観点から、全国的にリサイクルに比べて取組が遅れていた2R（リデュース・リユース）による廃棄物の発生、排出の抑制に力を入れる取組が強まっています。

岩手県においては、資源循環の推進やゼロエミッション化をはじめとする3Rの取組を図るなど、循環型社会形成を推進するための本県における基本計画として、平成28年3月に「第二次岩手県循環型社会形成推進計画（第四次岩手県廃棄物処理計画）」が策定されました。

盛岡市（以下「本市」という。）では、「資源を大切に地球環境の保全に貢献する」を基本理念とし、平成24年度から平成28年度までの5年間の計画期間とする一般廃棄物処理基本計画（以下、「前回計画」という。）を平成24年3月に改定しました。

今回の改定は、前回計画の目標年度を迎えたことから、設定した減量目標の達成状況、社会経済情勢の変化やこれまでの施策の評価を踏まえ、循環型社会の実現に寄与できるよう計画の見直しを行うものです。

2 一般廃棄物処理基本計画の位置付け

盛岡市一般廃棄物処理基本計画（以下、「本計画」という。）は、廃棄物処理法第6条第1項の「市町村は、当該市町村区域内の一般廃棄物の処理に関する計画を定めなければならない。」とする規定に基づき、本市の一般廃棄物処理等に関するマスタープランとして策定するものです。「一般廃棄物処理計画」は、中長期の処理計画である「一般廃棄物処理基本計画」と毎年の実行計画である「一般廃棄物処理実施計画」に区分され、ごみに関する部分（ごみ処理基本計画及びごみ処理実施計画）と生活排水に関する部分（生活排水処理基本計画及び生活排水処理実施計画）から構成されます。

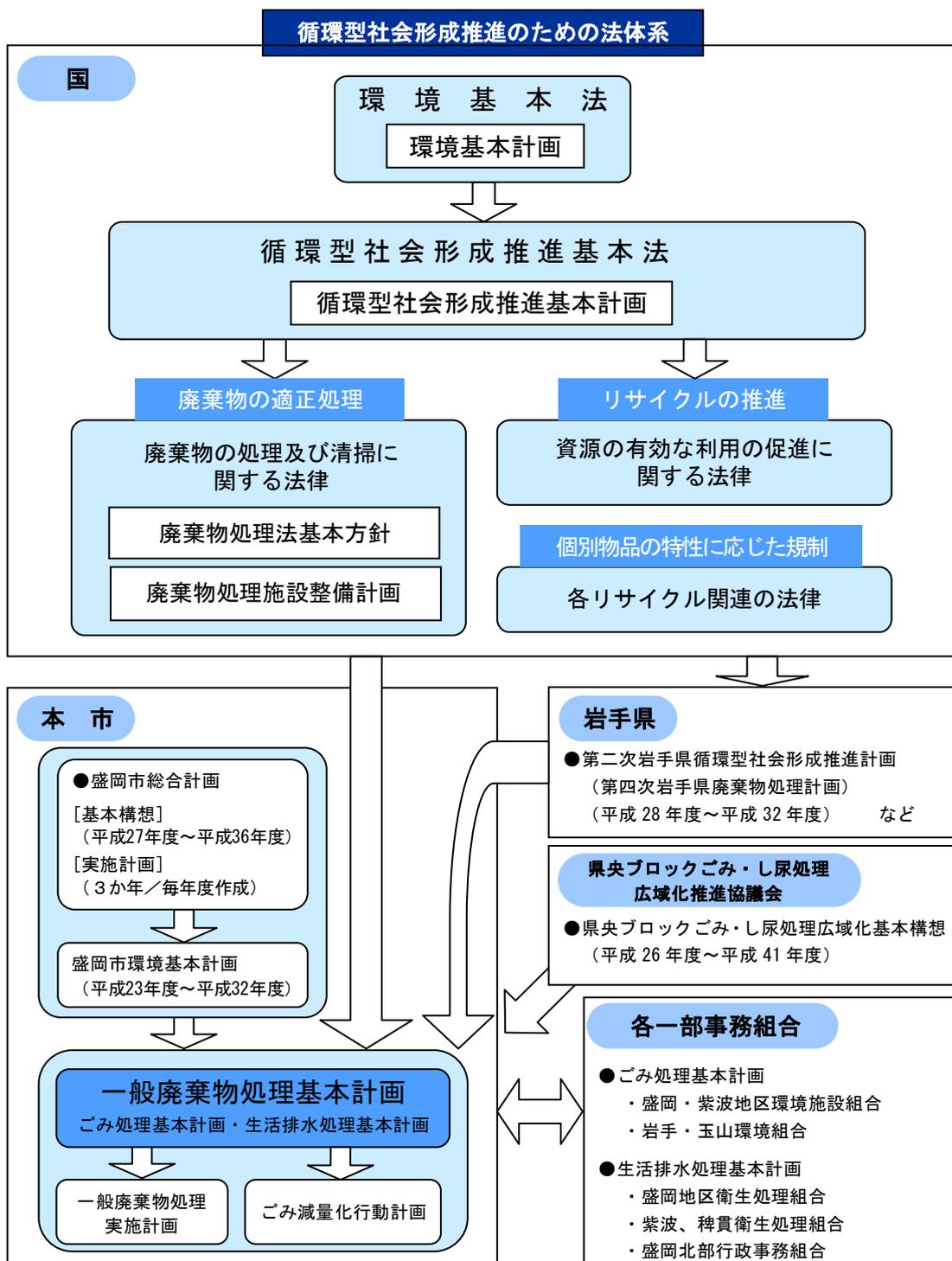


図 1-1 一般廃棄物処理基本計画の位置付け

第2節 関連する計画・方針等との関係

1 循環型社会形成推進基本計画

循環型社会形成推進基本計画は、循環型社会形成推進基本法第15条に基づき、循環型社会の形成に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために定められるものです。「第三次循環型社会形成推進基本計画（平成25年5月31日閣議決定）」では、最終処分量の削減などこれまで進展した廃棄物の量に着目した施策に加え、循環の質にも着目した施策として「リサイクルに比べ取組が遅れているリデュース・リユースの取組強化」「有用金属の回収」「安心・安全の取組強化」「3R国際協力の推進」が掲げられています。

2 廃棄物処理法基本方針

廃棄物処理法第5条の2第1項の規定に基づき「廃棄物の減量その他適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本方針（平成22年環境省告示第130号）（以下、「廃棄物処理法基本方針」という。）」が定められています。

平成28年1月21日には、方針の変更に関して告示が公表されました。

廃棄物の減量化の目標量については、第三次循環型社会形成推進基本計画に掲げられた目標等を踏まえ、当面、平成32年度を目標年度として進めていくものとされています。

3 第二次岩手県循環型社会形成推進計画（第四次岩手県廃棄物処理計画）

第二次岩手県循環型社会形成推進計画（第四次岩手県廃棄物処理計画）は、国の循環型社会形成推進基本計画や岩手県環境基本計画、廃棄物の排出動向や将来推計を踏まえながら、前期計画を引き継ぎ、廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用及び適正処理に取り組んでいくとともに、東日本大震災津波による新たな課題の解決を図ることや教訓を活かした施策の展開を図るための基本計画として策定されました。

この計画は、平成28年度から平成32年度までを計画の期間とし、目指す姿の3本柱を「3Rを基調とした環境王国いわての構築」「持続可能な廃棄物処理体制の構築」「廃棄物の適正処理が徹底され、不適正処理が解消された社会」と掲げ、「廃棄物の発生抑制を第一とする3Rの推進」「廃棄物処理体制の強化」「適正処理の推進」という3つの基本的な考え方で施策を展開するものとしています。

4 県央ブロックごみ・し尿処理広域化基本構想

県央ブロックごみ・し尿処理広域化基本構想は、盛岡市、八幡平市、滝沢市、雫石町、葛巻町、岩手町、紫波町、矢巾町の3市5町で構成された県央ブロックを対象区域とし、岩手県ごみ処理広域化計画を踏まえ、ブロック内の廃棄物処理の方向性や費用及び環境負荷などの検討や協議を重ね策定されました。

この構想は、平成26年度から平成41年度までを計画の期間とし、「3R（発生抑制、再使用、再生利用）の推進に基づく廃棄物処理システム」「環境負荷の軽減及び災害対策の強化による、安全・安心な廃棄物処理システム」「効率的な廃棄物処理システム」を基本方針として掲げ、県央ブロック内における循環型社会形成の推進を目指すものとしています。

現在、ごみ及びし尿の広域処理体制の検討を進めていることから、計画期間中に体制の変更があった場合は、必要に応じて本計画の見直しを行います。

国及び岩手県における一般廃棄物に関する目標値を表 1-1 に示します。

表 1-1 国及び岩手県における一般廃棄物に関する目標値

計画等名称		排出量	資源化率	最終処分
国	第三次循環型社会形成推進基本計画	■平成 32 年度 目標値 <一般廃棄物> 平成 12 年度比で 1 人 1 日当たりごみ総排出量を約 25%削減 <家庭系ごみ> 平成 12 年度比で 1 人 1 日当たり家庭系ごみ排出量 (資源ごみ, 集団回収量を除く)を約 25%削減 <事業系ごみ> 平成 12 年度比で 事業系ごみ排出量を約 35%削減	—	—
	廃棄物処理法基本方針	■平成 32 年度 目標値 <一般廃棄物> 平成 24 年度比で年間排出量約 12%削減 <家庭系ごみ> 1 人 1 日当たりの家庭系ごみ排出量を 500 g まで削減	約 27%に増加	平成 24 年度比で約 14%削減
岩手県	第二次岩手県循環型社会形成推進計画 (第四次岩手県廃棄物処理計画)	■平成 32 年度 目標値 <一般廃棄物に関する目標> ・県民一人 1 日当たりごみ排出量 : 911 g ・県民一人 1 日当たり生活系ごみ排出量 : 633 g ・県民一人 1 日当たり事業系ごみ排出量 : 278 g ・リサイクル率 : 20.6% ・最終処分量 : 47.4 千 t	—	—

5 盛岡市総合計画

本市では, 市民と行政が一体となってまちづくりに取り組むに当たり, 長期的な観点に立ち, 社会情勢の変化などを見据えながら, 本市の実現しようとする将来像及びその実現に向けて展開する市政の各分野における施策を体系的に示すことを目的とし, 「盛岡市総合計画 (平成 27 年度~36 年度)」を策定しました。

この盛岡市総合計画では, 本市の持つ特徴をいかすとともに, 重視する視点を踏まえ, 目指す将来像を「ひと・まち・未来が輝き 世界につながるまち盛岡」としています。

本計画のごみ処理に関連する内容としては, 施策 10「生活環境の保全」の中で小施策Ⅰとして「環境衛生の確保」, 施策 20「地球環境の保全と自然との共生」の中で小施策Ⅲとして「資源循環型社会の形成」, 生活排水処理に関連する内容としては, 施策 26「都市基盤施設の維持・強化」の中で, 小施策Ⅵとして「汚水処理の充実」がうたわれています。

盛岡市総合計画の体系と一般廃棄物関連施策を図 1-2 に示します。

【まちづくり目標の体系】

将来像 めざす	ひと・まち・未来が輝き 世界につながるまち盛岡			
	基本目標	人がいきいきと暮らすまちづくり	盛岡の魅力があふれるまちづくり	人を育み未来につながるまちづくり
基本目標を達成するための施策	1 地域福祉の推進 2 子ども・子育て、若者への支援 3 高齢者福祉の充実 4 健康づくり・医療の充実 5 障がい者福祉の充実 6 生活困窮者への支援 7 人権尊重・男女共同参画の推進 8 安全・安心な暮らしの確保 9 地域コミュニティの維持・活性化 10 生活環境の保全	11 歴史・文化の継承 12 芸術文化の振興 13 スポーツの推進 14 「盛岡ブランド」の展開 15 良好な景観の形成 16 計画的な土地利用の推進	17 子どもの教育の充実 18 生涯学習の推進 19 社会を担う人材の育成・支援 20 地球環境の保全と自然との共生	21 農林業の振興 22 商業・サービス業の振興 23 工業の振興 24 観光の振興 25 雇用の創出 26 都市基盤施設の維持・強化 27 交通環境の構築 28 国際化の推進 29 都市間交流の促進



【一般廃棄物関連施策】

施策 10 生活環境の保全

小施策 I 環境衛生の確保

(主要事業) **クリーンセンター設備改修事業**

(一般事業) 東部山間地域し尿収集運搬補助事業、塵芥収集運搬委託事業、塵芥処理事業、ごみ焼却事業、不法投棄防止事業、産業廃棄物等対策事業、自動車リサイクル推進事務、安全衛生管理事業、廃棄物処分場管理運営事業、盛岡地区衛生処理組合事務事業、盛岡・紫波地区環境施設組合事務事業、紫波、稗貫衛生処理組合事務事業、岩手・玉山環境組合事務事業、盛岡北部行政事務組合事務事業、リサイクルセンター施設整備事業、塵芥収集車更新事業、旧清掃工場跡地整備事業、玉山廃棄物処分場施設整備事業

施策 20 地球環境の保全と自然との共生

小施策 III 資源循環型社会の形成

(主要事業) **資源集団回収報奨金交付事業、地域循環型生ごみ処理推進事業**

(一般事業) 容器包装リサイクル推進事業、ごみ減量等市民運動支援事業、ごみ減量等啓発事業、事業系ごみ減量等推進事業、家電リサイクル推進事業、きれいなまち推進事業、清掃思想啓発事業、使用済蛍光灯処理事業、使用済乾電池処理事業、資源ごみ分別作業所管理運営事業、県央ブロックごみ・し尿処理広域化推進事業

施策 26 都市基盤施設の維持・強化

小施策 VI 汚水処理の充実

(主要事業) **公共下水道汚水施設整備事業、流域下水道建設負担金事業、公共下水道改築更新事業、浄化槽整備事業**

(一般事業) 公共下水道施設管理事業、水洗化普及促進事業、流域下水道維持管理費負担事業、農業集落排水施設管理事業、浄化槽法監理事務、合流式下水道緊急改善事業

図 1-2 盛岡市総合計画の体系と一般廃棄物関連施策

6 盛岡市環境基本計画

本市では、環境を取り巻く状況の変化や、地球温暖化対策をはじめとする新たに取り組むべき課題への対応、目標を達成した施策や定量目標の見直し、すべての世代に対する環境教育の必要性などから、環境施策を再構築し、市民・事業者・市の協働のもとに、より良い環境づくりを効果的に推進するため、環境基本計画を改定し、「盛岡市環境基本計画〔第二次〕改訂版（平成23年度(2011年度)～平成32年度(2020年度)）」を策定しました。

この盛岡市環境基本計画では、「水と緑の都“もりおか”を未来につなぐ」を計画のスローガンとし、この下に、本市が目指す5つの環境像を掲げています。

ごみ処理に関連する内容としては、めざす環境像4「資源を大切に地球環境の保全に貢献するまち」における、基本目標(2)「資源の循環的利用とごみの減量化を推進する」のなかで、施策の方向「ア ごみの発生抑制」「イ 再利用・再生品の利用の拡大」「ウ 資源回収と再資源化」「エ 廃棄物の適正処理の推進①ごみの処理」「オ 不法投棄の防止と環境美化の推進」がうたわれています。

また、生活排水処理に関連する内容としては、「エ 廃棄物の適正処理の推進②し尿の処理」がうたわれています。

盛岡市環境基本計画〔第二次〕改訂版の体系と施策の方向を図1-3に示します。

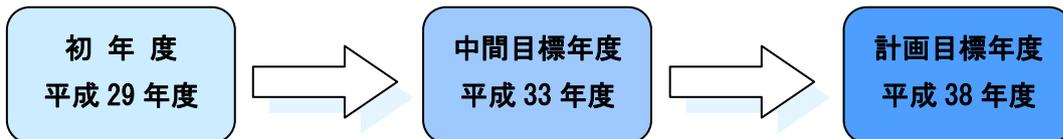
【スローガン】		
『水と緑の都“もりおか”を未来につなぐ』		
【「めざす環境像」ごとの環境施策の体系】		
めざす環境像	基本目標	施策の方向
1 健康で安全に生活できるまち	(1) 自動車交通に起因する環境負荷を削減する	ア 公共交通・自転車などの利用促進 イ 低公害車の普及促進 ウ 交通流の円滑化 エ 監視体制・情報提供の充実
	(2) 産業活動に起因する環境負荷を削減する	ア 公害の防止 イ 化学物質などの対策の推進 ウ 監視体制・情報提供の充実 エ 放射能対策の推進
	(3) 日常生活に起因する環境負荷を削減する	ア 近隣型公害の防止 イ 家庭への対策の推進 ウ 監視体制・情報提供の充実
2 生物の多様性を育む自然が豊かなまち	(1) 自然環境を保全・創造する	ア 森林の保全 イ 農地の保全 ウ 水辺の保全
	(2) 生物の多様性を確保する	ア 野生動植物と人との共生 イ 野生動植物の生息・生育環境の保全・創出
3 快適で心豊かに暮らせるまち	(1) 緑や自然とのふれあいを促進する	ア 緑の保全と緑化の推進 イ 身近な自然とのふれあいの促進
	(2) 魅力ある景観を保全・形成する	ア 良好な景観の保全・形成 イ 歴史的・文化的環境の保存・活用
4 資源を大切に地球環境の保全に貢献するまち	(1) 低炭素社会を実現し地球環境の保全に貢献する	ア エネルギーの効率的な利用の促進 イ 再生可能エネルギー等の普及促進 ウ 低炭素型のまちづくりの推進 エ 二酸化炭素吸収源の確保
	(2) 資源の循環的利用とごみの減量化を推進する	ア ごみの発生抑制 イ 再利用・再生品の利用の拡大 ウ 資源回収と再資源化 エ 廃棄物の適正処理の推進 ①ごみの処理 ②し尿の処理 オ 不法投棄の防止と環境美化の推進
5 持続可能な地域社会の実現に取り組む市民のまち	(1) 環境保全活動を担う人材を育成する	ア 環境教育・環境学習の推進 イ 市民・事業者・市の協働の推進
	(2) 持続可能な社会をめざす行動を促進する	ア 環境情報の収集・提供の推進 イ 環境に配慮した行動の促進

図 1-3 盛岡市環境基本計画〔第二次〕改訂版の体系と施策の方向

第3節 計画目標年度

本計画は、平成29年度を初年度とする10年間の計画期間とし、計画目標年度を平成38年度とします。

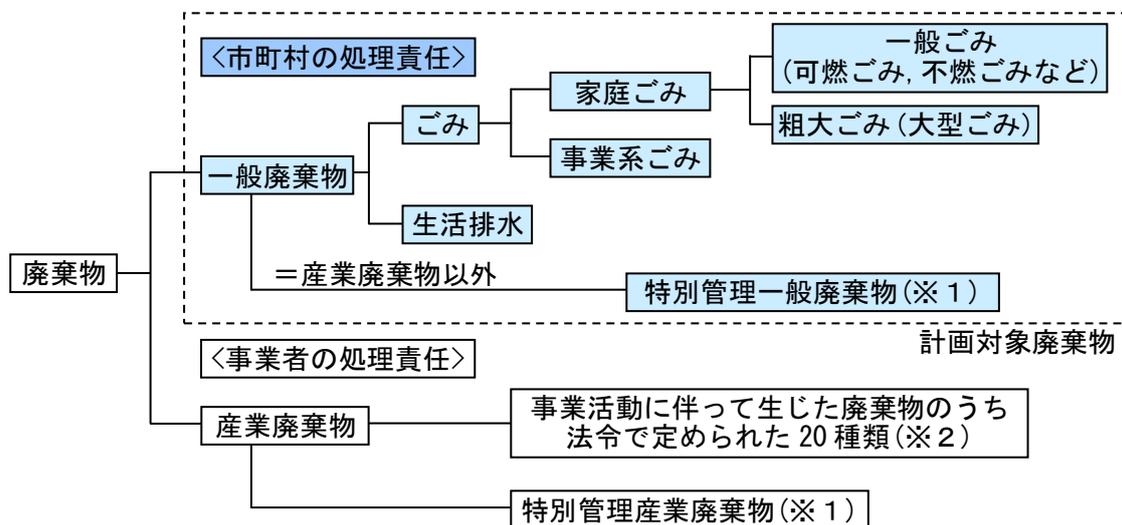
計画期間中は、平成33年度を中間目標年度として設定し、計画の進捗状況の評価、見直しを行うものとします。なお、計画期間中においても、社会情勢や経済状況の変動を踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行います。



第4節 計画の対象範囲

廃棄物の区分を図1-4に示します。廃棄物は、大きく一般廃棄物と産業廃棄物の2つに区分されます。本計画の計画対象とする廃棄物は、本市内で発生する一般廃棄物及び「盛岡市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例（以下、「条例」という。）」第21条に基づき本市が処理する特定産業廃棄物とします。

なお、産業廃棄物は、事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、法律及び政令で定められている20種類のものを指します。



※1：爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれのあるもの

※2：燃えがら、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残渣、動物系固形不要物、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、鉋さい、がれき類、動物のふん尿、動物の死体、ばいじん、13号廃棄物（コンクリート固化したものなど）、上記20種類の産業廃棄物を処分するために処理したものと、資源回収を目的として輸入された廃棄物（主に廃乾電池、ヨウ素含有廃触媒など）

[資料：環境省]

図 1-4 廃棄物の区分

第2章 地域概況

第1節 人口動態

1 人口及び世帯数の推移

人口及び世帯数の推移を表 2-1, 図 2-1 に示します。

本市の人口は, 前回計画の基準年度である平成 22 年から平成 27 年にかけて 298,348 人から 297,631 人へと 717 人 (0.2%) 減少し, 世帯数は 125,096 世帯から 129,718 世帯へと 4,622 世帯 (3.7%) 増加しています。

1 世帯当たりの人員 (世帯人員) は過去 10 年間で減少傾向にあり, 平成 27 年 10 月 1 日現在で 2.3 人/世帯となっており, 一人暮らしの世帯が増加していると考えられます。

表 2-1 人口及び世帯数の推移

年	項目	人口 (人)	世帯数 (世帯)	世帯人員 (人/世帯)	増加人員 (人)	増加率
本 市	H18	300,210	122,925	2.4	-	-
	H19	299,561	123,879	2.4	△ 649	△ 0.2%
	H20	298,526	124,686	2.4	△ 1,035	△ 0.3%
	H21	298,060	125,459	2.4	△ 466	△ 0.2%
	H22	298,348	125,096	2.4	288	0.1%
	H23	299,518	126,710	2.4	1,170	0.4%
	H24	299,986	127,989	2.3	468	0.2%
	H25	300,452	129,456	2.3	466	0.2%
	H26	299,927	130,471	2.3	△ 525	△ 0.2%
	H27	297,631	129,718	2.3	△ 2,296	△ 0.8%
岩手県	H27	1,272,891	520,766	2.4	-	-

※本市の値は, 国勢調査人口に毎月の人口動態を加減し, 市企画調整課にて算出した推計人口による。(各年 10 月 1 日現在)

※岩手県の値は, 岩手県政策地域部調査統計課にて算出した平成 27 年 10 月 1 日現在の岩手県毎月人口推計による。

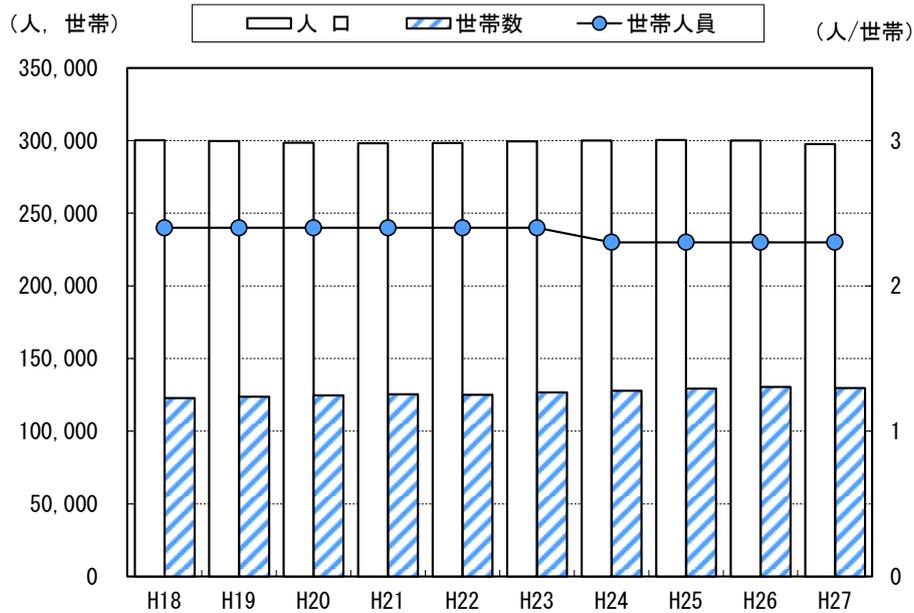
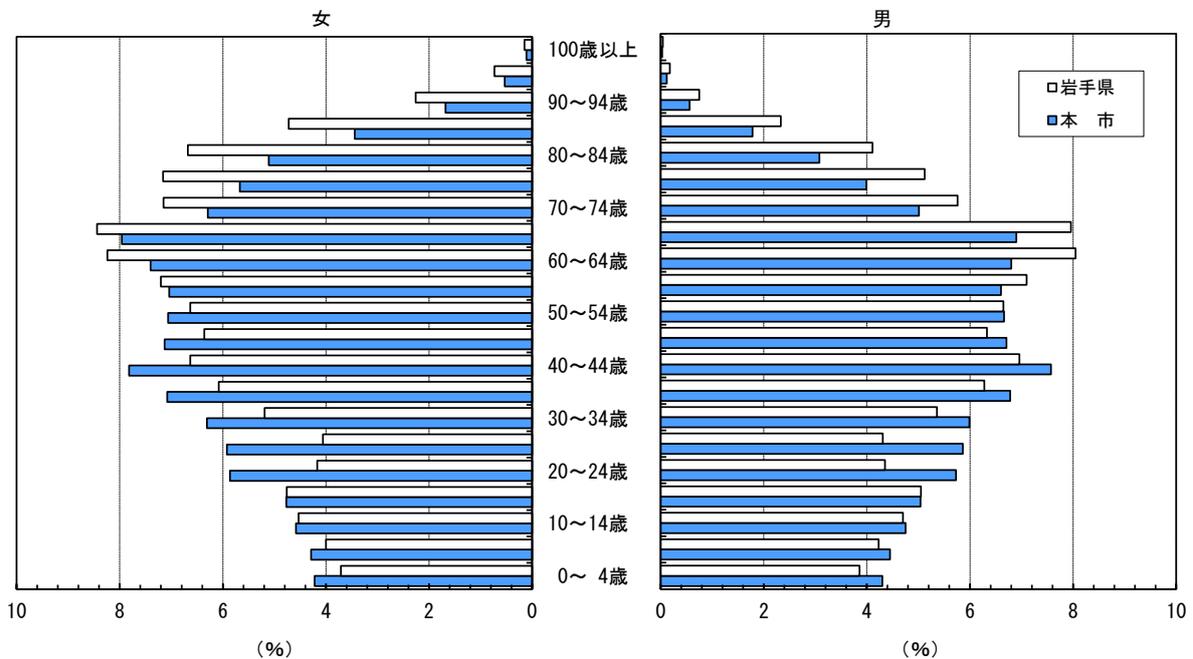


図 2-1 人口及び世帯数の推移

2 年齢別人口

平成 27 年 10 月 1 日現在の年齢 5 歳階級別人口 (割合) を図 2-2 に示します。

本市の高齢者人口 (65 歳以上) は総人口の 24.7% (岩手県 30.4%) を占めるのに対し、若年層 (14 歳以下) は 12.6% (岩手県 12.0%) となっており、高齢の世代が多いことがわかります。



[資料：岩手県毎月人口推計 (平成 27 年 10 月 1 日現在)]

※国勢調査に基づく推計人口

図 2-2 年齢 5 歳階級別人口 (割合)

第2節 産業の動向

1 産業別就業人口

産業別就業者数の推移を表 2-2 に示します。

本市の就業者数は、平成17年から平成22年までの5年間に138,824人から139,100人へと276人(0.2%)の増加となっており、ほぼ横ばいの傾向を示しています。

産業別の構成比は、第1次産業が0.3ポイントの増加、第2次産業が0.5ポイント、第3次産業が1.7ポイントの減少となっており、就業者数と同様にほぼ横ばいの傾向を示しています。また、岩手県の構成比との比較では、第1次産業が8.4ポイント、第2次産業が11.2ポイント低い値となっている一方で、第3次産業では18.4ポイント高い値となっています。

表 2-2 産業別就業者数の推移

区分 産業別	本市				岩手県	
	H17		H22		H22	
	実数 (人)	構成比	実数 (人)	構成比	実数 (人)	構成比
総数	138,824	100.0%	139,100	100.0%	631,303	100.0%
第1次産業	4,555	3.3%	5,016	3.6%	76,003	12.0%
農業	4,417	3.2%	4,799	3.5%	65,744	10.4%
林業	124	0.1%	191	0.1%	3,244	0.5%
漁業	14	0.0%	26	0.0%	7,015	1.1%
第2次産業	18,947	13.6%	18,242	13.1%	153,479	24.3%
鉱業、採石業、砂利採取業	66	0.0%	53	0.0%	566	0.1%
建設業	10,933	7.9%	9,825	7.1%	55,170	8.7%
製造業	7,948	5.7%	8,364	6.0%	97,743	15.5%
第3次産業	114,333	82.4%	112,277	80.7%	393,167	62.3%
電気・ガス・水道業	933	0.7%	932	0.7%	2,985	0.5%
情報通信業	4,184	3.0%	3,759	2.7%	6,608	1.0%
運輸業、郵便業	6,516	4.7%	7,724	5.6%	31,434	5.0%
卸売業、小売業	31,142	22.4%	28,697	20.6%	100,515	15.9%
金融業、保険業	4,964	3.6%	4,681	3.4%	12,396	2.0%
不動産業、物品賃貸業	2,001	1.4%	2,957	2.1%	6,657	1.1%
学術研究、専門・技術サービス業	—	—	4,529	3.3%	12,222	1.9%
宿泊業、飲食サービス業	9,112	6.6%	9,305	6.7%	34,063	5.4%
生活関連サービス業、娯楽業	—	—	5,789	4.2%	23,291	3.7%
教育、学習支援業	8,455	6.1%	8,671	6.2%	27,423	4.3%
医療、福祉	15,691	11.3%	18,825	13.5%	71,354	11.3%
複合サービス業	1,247	0.9%	869	0.6%	7,537	1.2%
サービス業（他に分類されないもの）	22,820	16.4%	8,528	6.1%	31,464	5.0%
公務（他に分類されないもの）	7,268	5.2%	7,011	5.0%	25,218	4.0%
分類不能の産業	989	0.7%	3,565	2.6%	8,654	1.4%

[資料：国勢調査]

(1) 農業

専兼業別農家数の推移を表 2-3 に、経営耕地面積の推移を表 2-4 に示します。

本市の総農家数は、平成 22 年から平成 27 年までの 5 年間に 3,304 戸から 2,781 戸へと 523 戸（15.8%）減少しています。特に変化が大きいのは兼業農家の減少であり、600 戸（22.7%）の減少がみられます。

経営耕地面積は、平成 22 年から平成 27 年の 5 年間に 7,255ha から 7,813ha へと 558ha（7.7%）増加しています。

耕地の種別では、田 18.5%の増加に対して、畑は 7.1%、樹園地 7.3%の減少となっています。

表 2-3 専兼業別農家数の推移

項目	区分	本市				岩手県		
		H22 (戸)	H27 (戸)	H27 構成比	増減		H27 (戸)	H27 構成比
					戸数	増減率		
総農家数		3,304	2,781	100.0 %	△ 523	△ 15.8 %	45,254	100.0 %
専業農家		657	734	26.4 %	77	11.7 %	11,519	25.5 %
兼業農家	計	2,647	2,047	(73.6 %)	△ 600	△ 22.7 %	33,735	(74.5 %)
	第一種兼業	566	437	15.7 %	△ 129	△ 22.8 %	5,870	13.0 %
	第二種兼業	2,081	1,610	57.9 %	△ 471	△ 22.6 %	27,865	61.6 %

[資料：盛岡市統計書（本市分）、農林業センサス報告書（岩手県分）]

表 2-4 経営耕地面積の推移

項目	区分	本市				岩手県		
		H22 (ha)	H27 (ha)	H27 構成比	増減		H27 (ha)	H27 構成比
					面積(ha)	増減率		
田		4,206	4,983	63.7 %	777	18.5 %	80,248	65.9 %
畑		2,556	2,374	30.4 %	△ 182	△ 7.1 %	38,631	31.7 %
樹園地		493	457	5.9 %	△ 36	△ 7.3 %	2,984	2.4 %
計		7,255	7,813	100.0 %	558	7.7 %	121,863	100.0 %

[資料：盛岡市統計書（本市分）、農林業センサス報告書（岩手県分）]

(2) 工業

事業所数・従業者数・製造品出荷額等の推移（製造業）を表 2-5 に示します。

本市の事業所数及び従業者数は、平成 17 年から平成 26 年までの 10 年間、増減を繰り返しながら若干減少傾向にある一方で、製造品出荷額等は、約 2,296 億円から約 1,011 億円へと約 1,285 億円（56.0%）減少しています。

表 2-5 事業所数・従業者数・製造品出荷額等の推移（製造業）

年	項目	事業所数 (事業所)	従業者数 (人)	製造品出荷額等 (万円)	1事業所当たりの 製造品出荷額等 (万円)
本 市	H17	201	5,651	22,957,862	114,218
	H18	215	6,960	23,927,372	111,290
	H19	221	7,323	24,580,469	111,224
	H20	217	7,099	21,815,658	100,533
	H21	195	6,400	20,910,158	107,232
	H22	180	6,097	10,415,417	57,863
	H23	190	6,018	10,456,716	55,035
	H24	182	6,034	10,171,689	55,888
	H25	168	5,763	9,848,663	58,623
	H26	173	5,734	10,107,677	58,426
岩手県	H26	2,130	82,600	227,069,619	106,605

[資料：盛岡市統計書（本市分），工業統計調査（岩手県分）]

※平成 23 年の値は，経済センサス-活動調査結果（製造業）

第3節 土地利用状況

平成27年度における土地利用状況を表2-6、図2-3に示します。

本市の総面積は886.47km²であり、地目別では山林が59.3%を占め、次いでその他18.1%、田5.2%、畑5.0%、宅地4.8%の順となっています。

表2-6 土地利用状況（平成27年度）

地目名	区分	面積 (km ²)	割合
総面積		886.47	100.0%
田		46.28	5.2%
畑		43.99	5.0%
宅地		42.64	4.8%
池沼		0.49	0.1%
山林		526.62	59.3%
牧場		23.66	2.7%
原野		27.17	3.1%
雑種地		15.03	1.7%
その他		160.59	18.1%

[資料：盛岡市統計書]

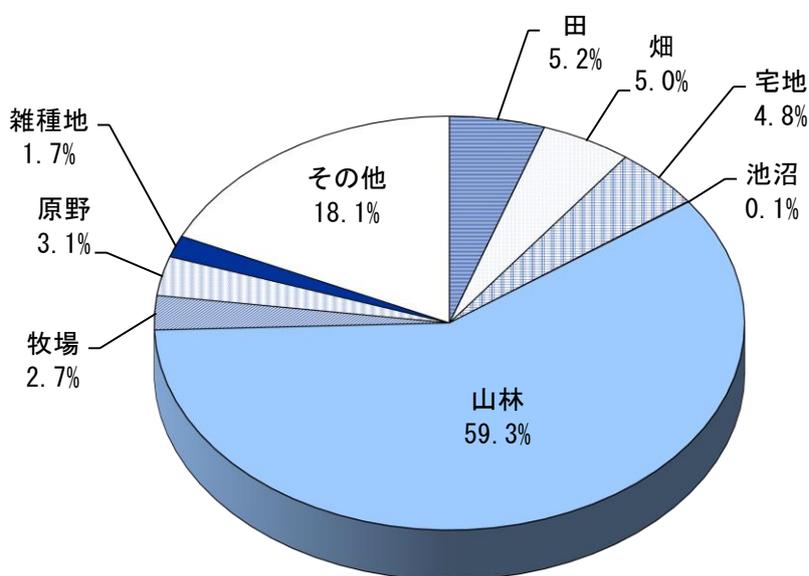


図2-3 土地利用状況

第3章 ごみ処理基本計画

第1節 ごみ処理の現状と課題

1 用語の定義

本計画における用語の定義を表 3-1 に示します。

本計画では、家庭から排出されるごみを「家庭ごみ」、事業者から排出されるごみを「事業系ごみ」とします。

「家庭ごみ」は、「ごみ」と「資源」に区分し、「資源」は本市が収集を行う「行政回収」と、町内会や子ども会等が回収を行う「資源集団回収」とします。

なお、家庭において生ごみ堆肥化処理機等により自己処理されているものや、事業者自らによって処理されているものなどを「潜在ごみ」としますが、発生量の把握が困難なため、目標設定等の量には含めないものとします。

表 3-1 用語の定義

区 分			各用語の範囲	
ごみ	【家庭ごみ】	【資源】	<ul style="list-style-type: none"> 【資源集団回収】 【行政回収】 ・びん, 缶, ペットボトル ・容器包装 ・古紙 ・生ごみ 等 	
		【ごみ】	<ul style="list-style-type: none"> ・可燃ごみ ・不燃ごみ ・粗大ごみ 等 	
	【事業系ごみ】		<ul style="list-style-type: none"> ・可燃ごみ ・不燃ごみ ・粗大ごみ ・資源 等 	
	【潜在ごみ(量の把握が困難なもの)】			

2 ごみ処理フロー

本市におけるごみ処理の流れを図 3-1 に示します。

可燃ごみは焼却施設にて焼却処理し、焼却残渣を最終処分場で埋立処分しています。なお、都南地域では、焼却処理に伴い生じるスラグ等の資源物を民間業者にて資源化しています。

不燃ごみ及び粗大ごみは、破碎処理施設や資源化処理施設にて処理し、回収した金属等の資源物は民間業者にて資源化し、可燃残渣は焼却施設で焼却処理、不燃残渣は最終処分場で埋立処分しています。

びん、缶、ペットボトル、蛍光管・乾電池、古紙は、資源化処理施設にて処理等をした後、民間業者にて資源化し、プラスチック製容器包装、紙製容器包装は容器包装リサイクル協会を通じて民間業者にて資源化しています。

都南地域では、生ごみの分別収集を実施し、盛岡・紫波地区環境施設組合にて堆肥化による資源化を行っています。

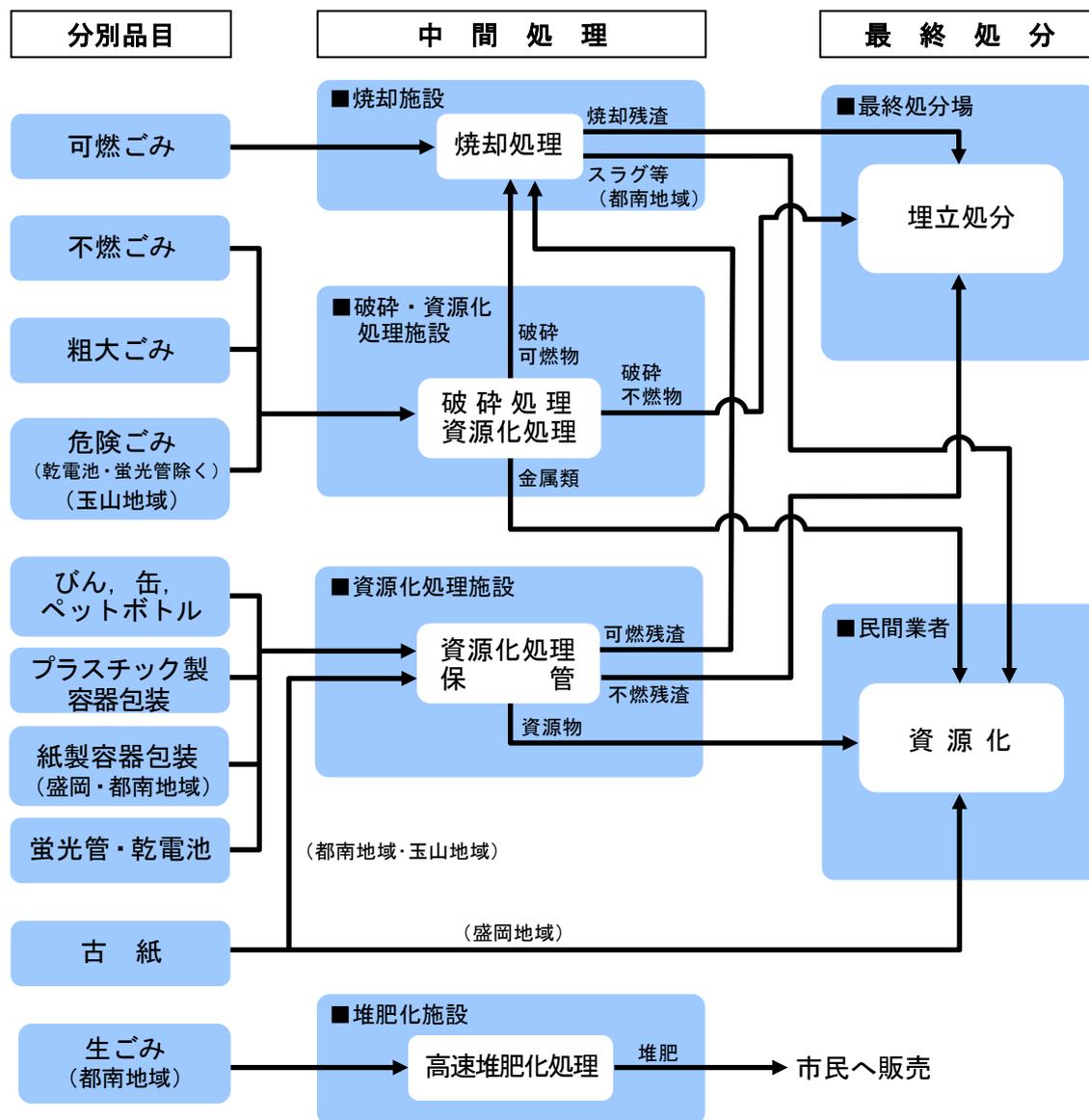


図 3-1 ごみ処理の流れ

3 ごみ処理体制

(1) ごみ処理の区分及び収集方法

各地域におけるごみ処理の区分及び収集方法を表 3-2 から表 3-4 に示します。家庭ごみは、盛岡地域、都南地域及び玉山地域でそれぞれ中間処理施設が異なることから、分別区分に相違があります。

家庭ごみの収集及び運搬は、盛岡地域は直営または市が委託する業者、都南地域は盛岡・紫波地区環境施設組合が委託する業者、玉山地域は市が委託する業者が行っています。

表 3-2 ごみ処理の区分及び収集方法（盛岡地域）

大別	分別の種類	内 容	収集の方法	直営 収集	委託 収集
可燃	可燃ごみ	生ごみ、紙くず、木くず、ゴム、布、皮革、衣類等	週に2回 ステーション方式 (一部地域週1回または不定期)	○	○
不燃	不燃ごみ	陶器、ガラス、金属類、小型家庭用品、小型家電製品（資源ごみに含まれるものを除く）等	2週に1回 ステーション方式 (一部地域月1回または不定期)		○
	粗大ごみ	大型家具、電化製品（家電4品目を除く）	申込制による戸別収集	○	
資源	資 源	びん、缶、ペットボトル	2週に1回 ステーション方式 (一部地域月1回または不定期)		○
		プラスチック製容器包装	週に1回 ステーション方式 (一部地域月1回または不定期)		○
		紙製容器包装	4週に1回 拠点方式		○
	古 紙	新聞、段ボール、雑誌・その他の紙	4週に1回 ステーション方式 (一部地域不定期)	○	○
	その他	乾電池	拠点に持ち込まれたものを収集・運搬	○	
		蛍光管	拠点に持ち込まれたものを収集・運搬		○
小型家電		拠点に持ち込まれたものを収集・運搬		○	

表 3-3 ごみ処理の区分及び収集方法（都南地域）

大別	分別の種類	内 容	収集の方法	直営 収集	委託 収集
可燃	燃やせる ごみ	紙くず、木くず、靴・カバン類、 卵殻・貝殻・出汁骨、布団・毛 布類等	週に2回 ステーション方式		○
不燃	大形・不燃 ごみ	家電製品等（家電4品目、パソ コンを除く）、家具類、金属類、 日用品、せともの等	月に1回 ステーション方式		○
資源	生ごみ	調理くず、肉・野菜等	週に2回 ステーション方式 （一部地域収集なし）		○
	資源ごみ	空カン、空ビン	月に2回 ステーション方式		○
		新聞、雑誌、紙パック、 ペットボトル	月に2～3回 ステーション方式		○
		段ボール、古着	月に1回 ステーション方式		○
		紙製容器包装	月に2回 ステーション方式		○
		プラスチック製容器包装	週に1回 ステーション方式		○
	有害・危険 ごみ及び乾 電池	蛍光管、電球	月に2回 ステーション方式		○
		乾電池、体温計、カミソリ、ラ イター等	随時 ステーション方式		○
その他	小型家電	拠点に持ち込まれたものを収集・運搬		○	

表 3-4 ごみ処理の区分及び収集方法（玉山地域）

大別	分別の種類	内 容	収集の方法	直営 収集	委託 収集
可燃	燃える ごみ	生ごみ類、紙くず、木くず、皮 革ゴム類、プラスチック類等	週に2回 ステーション方式		○
不燃	燃えない ごみ	ガラス類、金属類、せともの、 小型家電製品等	月に1回 ステーション方式		○
	粗大ごみ	大型家具類、大型電化製品 （家電4品目を除く）、暖房器具 等	3月に1回 ステーション方式		○
	危険ごみ	ライター、スプレー缶、乾電池、 蛍光管等	月に1回 ステーション方式		○
資源	資 源	びん、缶、ペットボトル	月に1～2回 ステーション方式		○
		新聞類、雑誌類、段ボール	月に1～2回 ステーション方式		○
		紙パック、白色トレイ	月に1～2回 ステーション方式		○
		プラスチック製容器包装	週に1回 ステーション方式 （一部地域2週に1回）		○
	その他	小型家電	拠点に持ち込まれたものを収集・運搬		○

(2) 中間処理及び最終処分

中間処理施設及び最終処分場の概要を表 3-5, 施設等配置図を図 3-2 に示します。

表 3-5 中間処理施設及び最終処分場の概要

■焼却施設

地域	施設名	処理区分	管理者	所在地	処理形態	処理能力	竣工年月
盛岡地域	盛岡市クリーンセンター ごみ焼却施設	焼却	盛岡市	盛岡市上田 字小鳥沢	全連続燃焼 式機械炉	405t/24h (135t/24h×3炉)	H10.3
都南地域	ごみ焼却施設	焼却	盛岡・紫波地区 環境施設組合	紫波郡矢巾町 大字西徳田	高温ガス化 直接熔融炉	160t/24h (80t/24h×2炉)	H15.3
玉山地域	ごみ焼却施設	焼却	岩手・玉山 環境組合	盛岡市寺林 字平森	機械化バツ チ燃焼式	28t/8h (14t/8h×2炉)	H9.3

■不燃物・資源化処理施設

地域	施設名	処理区分	管理者	所在地	処理形態	処理能力	竣工年月
盛岡地域	盛岡市リサイクルセンター 粗大ごみ処理施設	破碎	盛岡市	盛岡市川又字 大日向	破碎圧縮 併用処理	60t/5h	S54.3
	盛岡市リサイクルセンター 資源ごみ分別施設	資源化			手選別・機械 選別併用処理	28t/5h	H4.9
都南地域	不燃物処理資源化設備	手選別・ 資源化	盛岡・紫波地区 環境施設組合	紫波郡矢巾町 大字西徳田	手選別・機械 選別併用処理	20t/日	H2.3
	容器包装 リサイクル推進施設	資源化			選別及び圧 縮・梱包方式	30t/日 (5h)	H22.7
	リサイクル コンポストセンター	堆肥化			スクープ式 堆積発酵処理	20t/日	H5.3
玉山地域	粗大ごみ処理施設	破碎	岩手・玉山 環境組合	盛岡市寺林字 平森	堅型回転式 破碎処理	8t/5h	H9.3
	リサイクルセンター	資源化			手選別・機械 選別併用処理	2.8t/5h	H12.3

■最終処分場

地域	施設名	処理区分	管理者	所在地	処理形態	処理能力	竣工年月
盛岡地域	盛岡市リサイクルセンター 廃棄物処分場	埋立	盛岡市	盛岡市川又字 大日向	セル方式	1,017,050m ³	S53.8
都南地域	一般廃棄物最終処分場	埋立	盛岡・紫波地区 環境施設組合	紫波郡矢巾町 大字東徳田	セル&サンド イッチ方式	69,190m ³	H9.5
玉山地域	盛岡市玉山廃棄物処分場	埋立	盛岡市	盛岡市門前寺 字越戸	サンドイッチ 方式	37,100m ³	H5.3



	施設名称	対象自治体	所在地	備考
①	盛岡市クリーンセンター	盛岡市（盛岡地域）	盛岡市上田字小鳥沢 148 番地 25	ごみ焼却施設
②	岩手・玉山清掃事業所 ごみ焼却施設	盛岡市（玉山地域）, 岩手町	盛岡市寺林字平森 54 番地 54	ごみ焼却施設
	岩手・玉山清掃事業所 粗大ごみ処理施設			破碎施設
③	盛岡・紫波地区環境施設組合清掃センター ごみ焼却施設	盛岡市（都南地域）, 紫波町, 矢巾町	紫波郡矢巾町大字西 徳田第 12 地割 168 番 地 2	資源化処理施設
	盛岡・紫波地区環境施設組合清掃センター 不燃物処理資源化設備			資源化処理施設
	盛岡・紫波地区環境施設組合清掃センター 容器包装リサイクル推進施設	盛岡市, 紫波町, 矢巾町		資源化処理施設
	盛岡・紫波地区環境施設組合清掃センター リサイクルコンポストセンター	盛岡市（都南地域）, 紫波町, 矢巾町		生ごみ堆肥化 施設
④	盛岡市リサイクルセンター 粗大ごみ処理施設	盛岡市（盛岡地域）	盛岡市川又字大日向 32 番地 5	破碎施設
	盛岡市リサイクルセンター 資源ごみ分別施設			資源化処理施設
	盛岡市リサイクルセンター 盛岡市廃棄物処分場			最終処分場
⑤	盛岡市玉山廃棄物処分場	盛岡市（玉山地域）	盛岡市門前寺字越戸 76 番地 106	最終処分場
⑥	盛岡・紫波地区環境施設組合 一般廃棄物最終処分場	盛岡市（都南地域）, 紫波町, 矢巾町	紫波郡矢巾町大字東 徳田第 14 地割 39 番地 3	最終処分場

図 3-2 施設等配置図

4 ごみの種類別排出量及び処理実績

(1) ごみ総排出量の推移

本市におけるごみ総排出量の推移を図 3-3、前回計画基準年度との比較を表 3-6 に示します。

平成 27 年度のごみ総排出量は 114,318 t/年であり、前回計画の基準年度である平成 22 年度と比較して 2,768 t/年 (2.4%) 減少しています。

うち、家庭ごみ排出量は 1,385 t/年(2.1%)減少し、事業系ごみ排出量は 162 t/年(0.4%)減少したほか、資源集団回収量も 1,221 t/年 (15.7%) 減少しています。

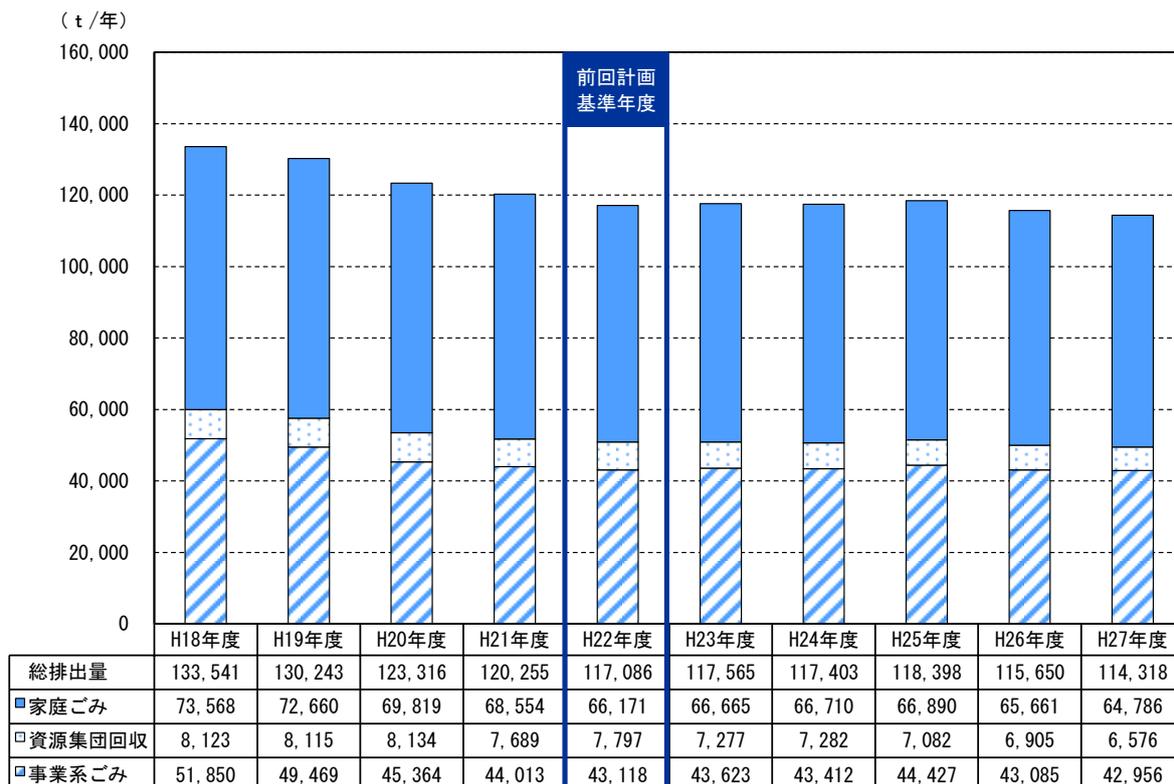


図 3-3 ごみ総排出量の推移

表 3-6 前回計画基準年度との比較

項目	単位	H22年度	H27年度	増減割合
総排出量	t/年	117,086	114,318	△ 2.4% (2,768 t/年)
家庭ごみ	t/年	66,171	64,786	△ 2.1% (1,385 t/年)
資源集団回収	t/年	7,797	6,576	△15.7% (1,221 t/年)
事業系ごみ	t/年	43,118	42,956	△ 0.4% (162 t/年)

(2) 1人1日当たりのごみ総排出量の推移

1人1日当たりのごみ総排出量の推移を図3-4、前回計画基準年度との比較を表3-7に示します。

平成27年度の本市における1人1日当たりのごみ総排出量は1,049g/人・日であり、前回計画の基準年度である平成22年度と比較して26g/人・日(2.4%)減少しています。

地域別には、盛岡地域は40g/人・日(3.6%)減少し、都南地域は9g/人・日(0.9%)、玉山地域は91g/人・日(11.9%)増加しています。

なお、平成26年度における本市の実績値と全国の値を比較すると、109g/人・日高く、岩手県の値と比較すると111g/人・日高くなっています。

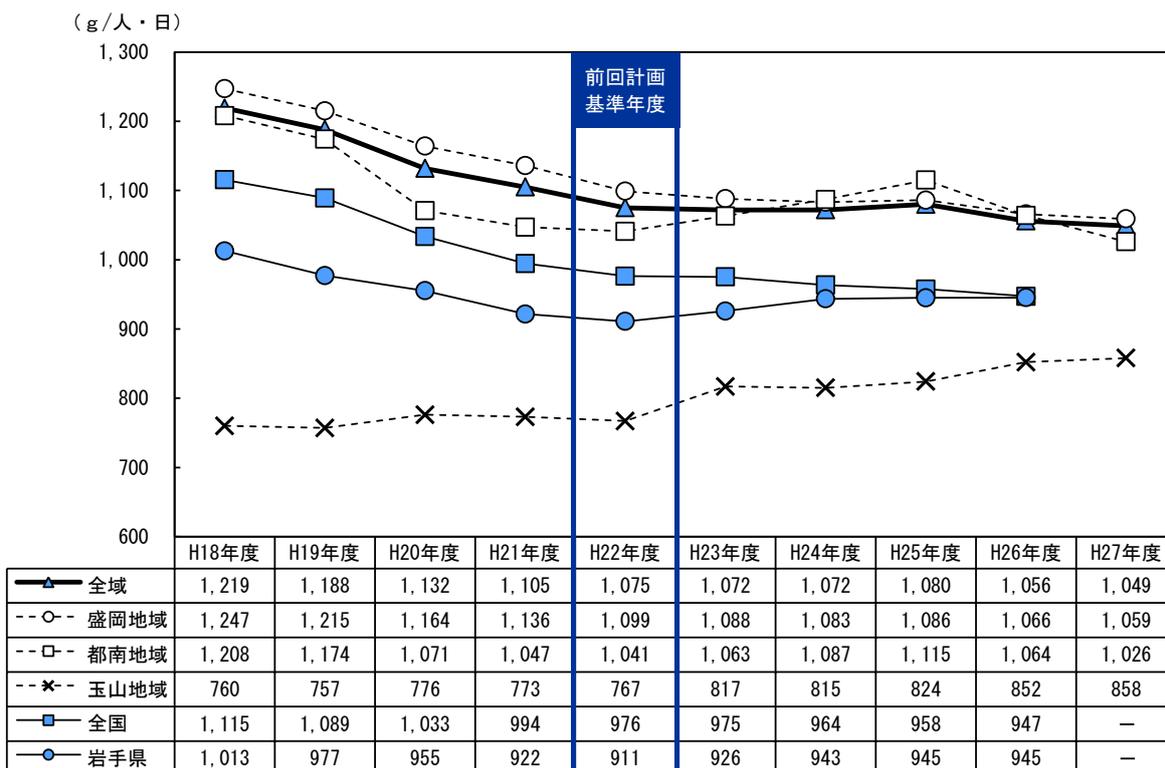


図 3-4 1人1日当たりのごみ総排出量の推移

表 3-7 前回計画基準年度との比較

項目	単位	H22年度	H27年度	増減割合
全域	g/人・日	1,075	1,049	△ 2.4% (26g/人・日)
盛岡地域	g/人・日	1,099	1,059	△ 3.6% (40g/人・日)
都南地域	g/人・日	1,041	1,050	0.9% (9g/人・日)
玉山地域	g/人・日	767	858	11.9% (91g/人・日)

(3) 1人1日当たりの家庭ごみ（資源を除く）の排出量の推移

1人1日当たりの家庭ごみ（資源を除く）の排出量の推移を図 3-5，前回計画基準年度との比較を表 3-8に示します。

平成 27 年度の本市における 1 人 1 日当たりの家庭ごみ（資源を除く）の排出量は 498 g / 人・日であり，前回計画の基準年度である平成 22 年度と比較して 9 g / 人・日（1.8%）減少しています。

地域別には，盛岡地域は 19 g / 人・日（3.6%）減少し，都南地域は 22 g / 人・日（5.5%），玉山地域は 51 g / 人・日（11.3%）増加しています。

なお，平成 26 年度における本市の実績値と全国の値を比較すると，16g/人・日低く，岩手県の値と比較すると 4 g / 人・日低くなっています。

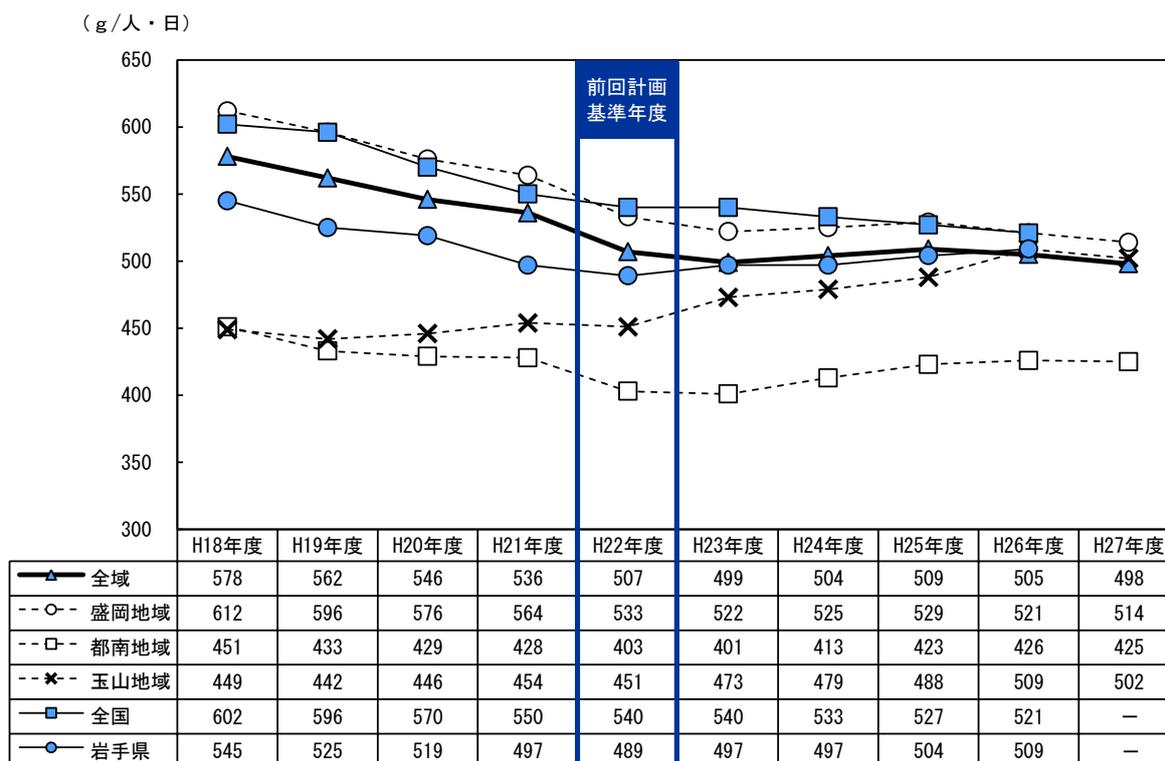


図 3-5 1人1日当たりの家庭ごみ（資源を除く）の排出量の推移

表 3-8 前回計画基準年度との比較

項目	単位	H22 年度	H27 年度	増減割合
全 域	g / 人・日	507	498	△ 1.8% (9 g / 人・日)
盛岡地域	g / 人・日	533	514	△ 3.6% (19 g / 人・日)
都南地域	g / 人・日	403	425	5.5% (22 g / 人・日)
玉山地域	g / 人・日	451	502	11.3% (51 g / 人・日)

(4) 組成分析結果（盛岡地域）

家庭ごみ中の可燃ごみの組成分析結果（湿ベース）を表 3-9、図 3-6 に示します。

可燃ごみの組成調査結果では、生ごみが全体の 47.5%を占めており、次いでその他可燃が 16.1%、古紙が 13.3%を占めています。

表 3-9 可燃ごみの組成分析結果（湿ベース※¹）

物質組成	年度	H23年度	H24年度	H25年度※ ²	H26年度	H27年度	平均※ ³
古紙		11.84%	11.66%	17.70%	14.75%	15.03%	13.3%
店頭回収※ ⁴		0.56%	0.54%	0.38%	0.50%	0.57%	0.5%
紙製容器包装		2.21%	1.31%	1.26%	1.36%	1.13%	1.5%
紙ごみ		9.11%	10.07%	7.69%	7.17%	8.02%	8.6%
プラスチック製容器包装		9.12%	8.81%	9.33%	9.52%	9.45%	9.2%
草木		1.87%	1.46%	1.50%	4.37%	1.29%	2.2%
生ごみ		48.62%	48.67%	43.36%	44.84%	47.98%	47.5%
その他可燃		16.14%	15.92%	17.69%	16.80%	15.51%	16.1%
燃やせるごみ以外のもの		0.52%	1.55%	1.09%	0.70%	1.02%	0.9%
計		100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.0%

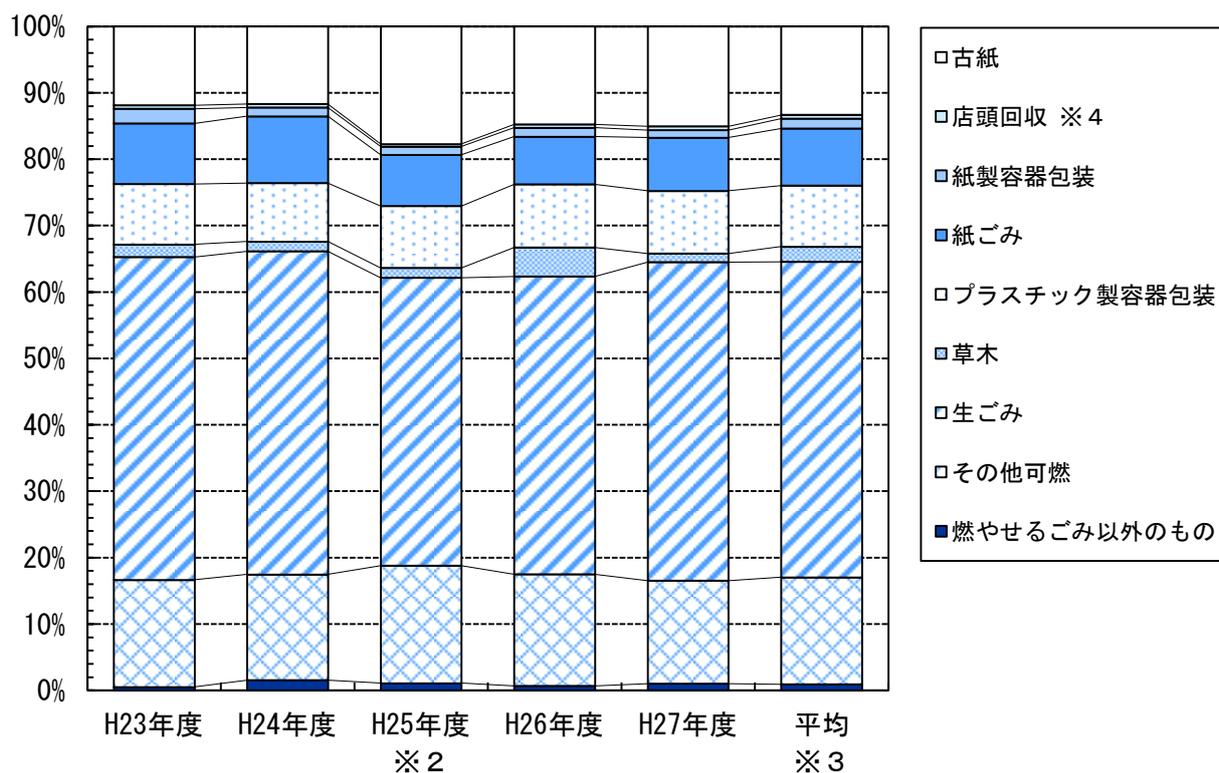


図 3-6 可燃ごみの組成分析結果（湿ベース※¹）

※1：湿ベース（盛岡地域の家庭から排出される可燃ごみの組成割合（重量割合））

※2：平成 25 年度の結果は、大雨による災害の影響などにより、調査の時期・回数とも例年との差が大きかったため「参考値」とする。

※3：平均は平成 25 年度の結果を除いた値である。

※4：スーパーマーケットなどの店頭における回収品目となっているもの（白色トレイ、牛乳パック等）。

(5) 資源率※の推移

本市における資源率の推移を図 3-7, 前回計画基準年度との比較を表 3-10 に示します。

平成 27 年度の行政回収資源量と資源集団回収量の合計は 17,066 t/年であり, 前回計画の基準年度である平成 22 年度と比較して 1,663 t/年 (8.9%) 減少しています。

平成 27 年度の資源率は 23.9%であり, 平成 22 年度と比較して 1.4 ポイント減少しています。

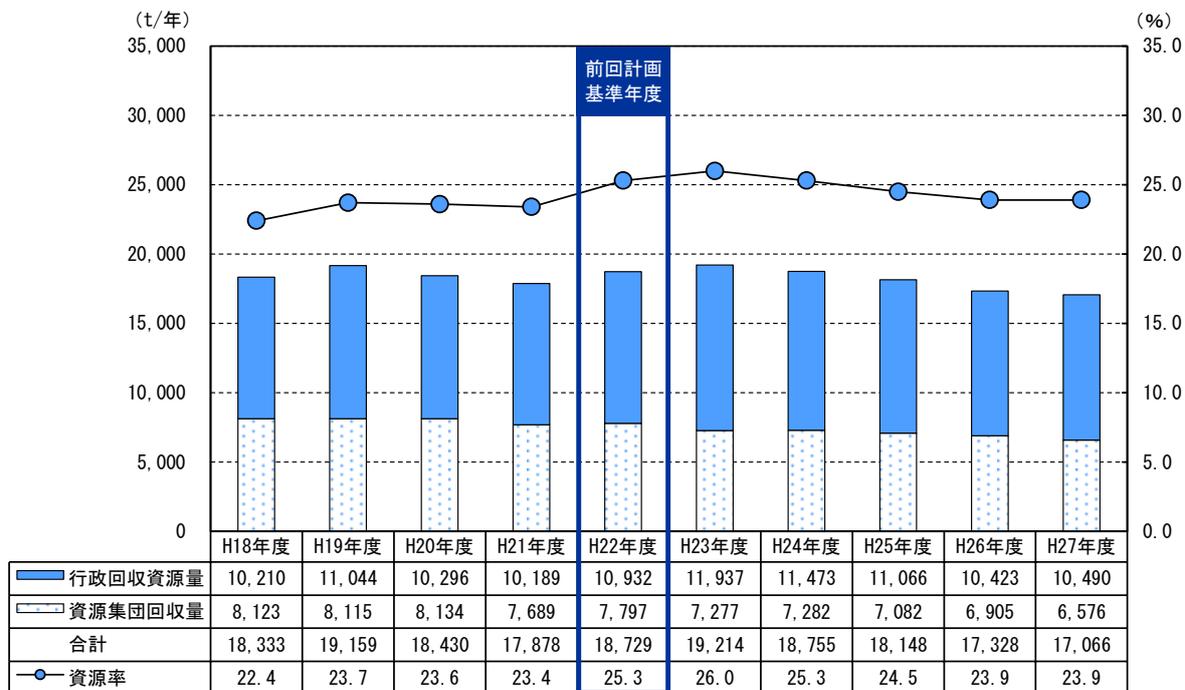


図 3-7 資源率の推移

表 3-10 前回計画基準年度との比較

項目	単位	H22 年度	H27 年度	増減割合
行政回収量	t/年	10,932	10,490	△ 4.0% (442 t/年)
資源集団回収量	t/年	7,797	6,576	△ 15.7% (1,221 t/年)
合計	t/年	18,729	17,066	△ 8.9% (1,663 t/年)
資源率	%	25.3	23.9	△ 1.4 ポイント

※資源率：(行政回収資源量+資源集団回収量) / (家庭ごみ排出量+資源集団回収量)
 前回計画において、資源化に対する市民の取組の成果を随時把握・評価するために設けた本市独自の指標

(6) リサイクル率※の推移

本市におけるリサイクル率の推移を図 3-8、前回計画基準年度との比較を表 3-11 に示します。

平成 27 年度における古紙類などの直接資源化量、中間処理後資源化量及び資源集団回収量の合計は 20,048 t/年であり、前回計画の基準年度である平成 22 年度と比較して 478 t/年 (2.3%) 減少しています。

平成 27 年度のリサイクル率は 17.5%であり、平成 22 年度と同じ数値となっています。

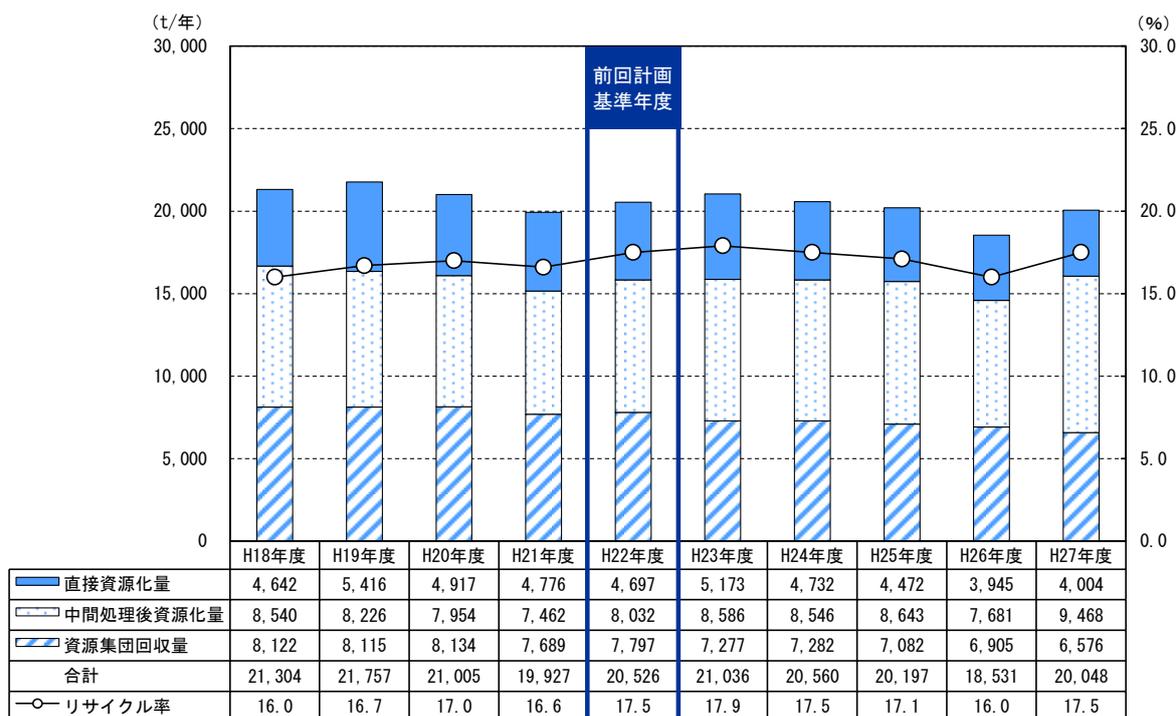


図 3-8 リサイクル率の推移

表 3-11 前回計画基準年度との比較

項目	単位	H22 年度	H27 年度	増減割合
直接資源化量	t/年	4,697	4,004	△ 14.8% (693 t/年)
中間処理後資源化量	t/年	8,032	9,468	17.9% (1,436 t/年)
資源集団回収量	t/年	7,797	6,576	△ 15.7% (1,221 t/年)
合計	t/年	20,526	20,048	△ 2.3% (478 t/年)
リサイクル率	%	17.5	17.5	0ポイント

※リサイクル率：(中間処理後の資源化量+資源集団回収量) / (ごみ総排出量)

(7) 事業系ごみ排出量の推移

本市における事業系ごみ排出量の推移を図 3-9, 前回計画基準年度との比較を表 3-12 に示します。

平成 27 年度の事業系ごみ排出量は 42,956 t/年であり, 前回計画の基準年度である平成 22 年度と比較して 162 t/年 (0.4%) 減少しています。

地域別には, 盛岡地域は 836 t/年 (2.4%) 減少し, 都南地域は 527 t/年 (7.9%) の増加, 玉山地域は 147 t/年 (14.1%) 増加しています。

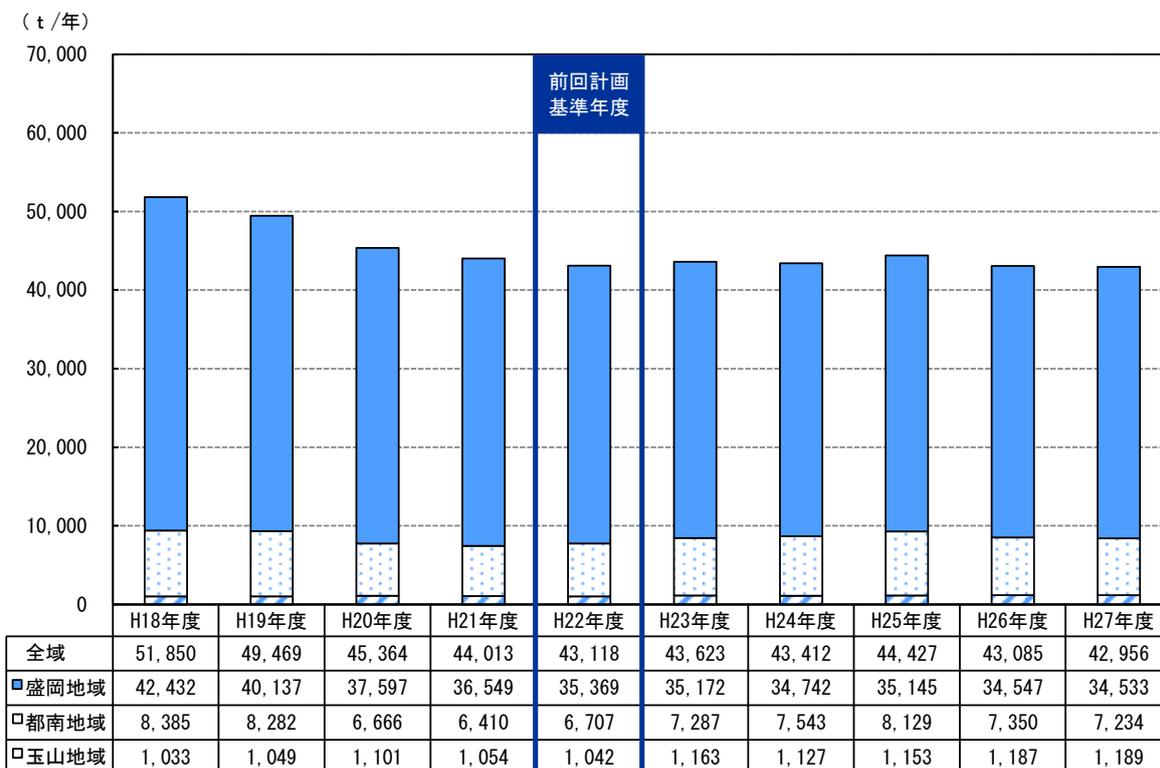


図 3-9 事業系ごみ排出量の推移

表 3-12 前回計画基準年度との比較

項目	単位	H22年度	H27年度	増減割合
全域	t/年	43,118	42,956	△ 0.4% (162 t/年)
盛岡地域	t/年	35,369	34,533	△ 2.4% (836 t/年)
都南地域	t/年	6,707	7,234	7.9% (527 t/年)
玉山地域	t/年	1,042	1,189	14.1% (147 t/年)

(8) 中間処理施設における焼却処理量の推移

本市の中間処理施設における焼却処理量の推移を図 3-10、前回計画基準年度との比較を表 3-13 に示します。

平成 27 年度の焼却処理量は 92,898 t/年であり、前回計画の基準年度である平成 22 年度と比較して 1,110 t/年 (1.2%) 減少しています。

地域別には、盛岡地域は 2,378 t/年 (3.1%) 減少し、都南地域は 1,041 t/年 (7.5%) の増加、玉山地域は 226 t/年 (7.5%) 増加しています。

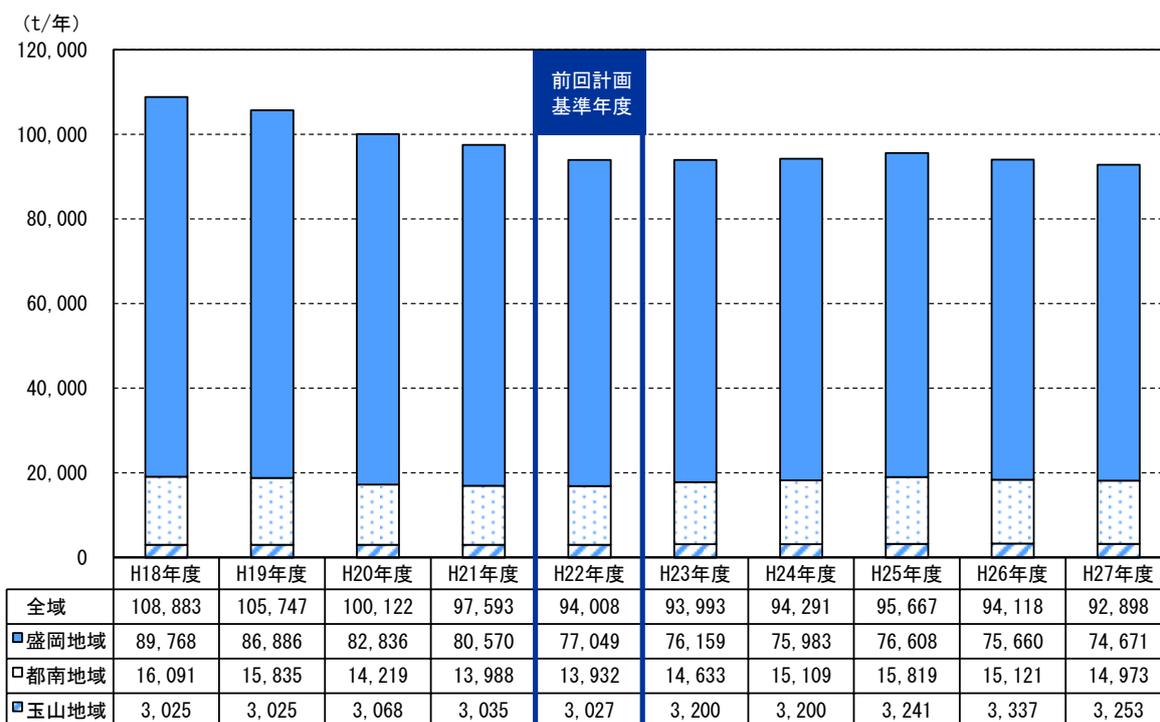


図 3-10 中間処理施設における焼却処理量

表 3-13 前回計画基準年度との比較

項目	単位	H22年度	H27年度	増減割合
全域	t/年	94,008	92,898	△ 1.2% (1,110 t/年)
盛岡地域	t/年	77,049	74,671	△ 3.1% (2,378 t/年)
都南地域	t/年	13,932	14,973	7.5% (1,041 t/年)
玉山地域	t/年	3,027	3,253	7.5% (226 t/年)

(9) 最終処分量の推移

本市における最終処分量の推移を図 3-1 1, 前回計画基準年度との比較を表 3-1 4に示します。

平成 27 年度最終処分量は 12,854 t/年であり、前回計画の基準年度である平成 22 年度と比較して 732 t/年 (5.4%) 減少しています。

地域別には、盛岡地域は 960 t/年 (7.9%) 減少し、都南地域は 225 t/年 (23.8%) の増加、玉山地域は 3 t/年 (0.7%) 増加しています。

また、平成 27 年度最終処分率は 11.2%であり、平成 22 年度と比較して 0.4 ポイント減少しています。

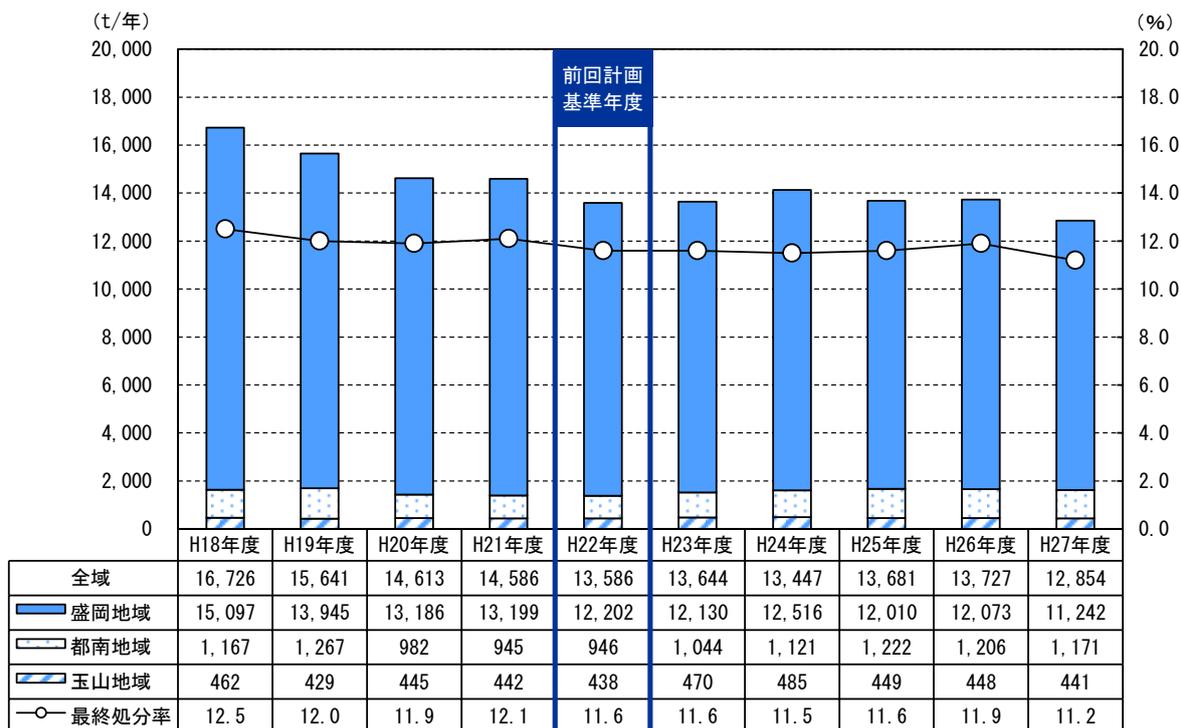


図 3-1 1 最終処分量の推移

表 3-1 4 前回計画基準年度との比較

項目	単位	H22 年度	H27 年度	増減割合
全 域	t /年	13,586	12,854	△ 5.4% (732 t/年)
盛岡地域	t /年	12,202	11,242	△ 7.9% (960 t/年)
都南地域	t /年	946	1,171	23.8% (225 t/年)
玉山地域	t /年	438	441	0.7% (3 t/年)
最終処分率	%	11.6%	11.2%	△ 0.4 ポイント

5 ごみ処理経費の推移

本市におけるごみ処理経費の推移を図 3-1 2, 前回計画基準年度との比較を表 3-1 5 に示します。

平成 27 年度のごみ処理経費は約 42 億円であり, 市民 1 人あたりの経費に換算すると 14,268 円になります。ごみ処理経費のうち, 収集・運搬及び最終処分は前回計画の基準年度である平成 22 年度と比べて減少していますが, 中間処理は増加しています。これは, 施設の老朽化に伴って維持管理費が継続的に生じていることによるものです。

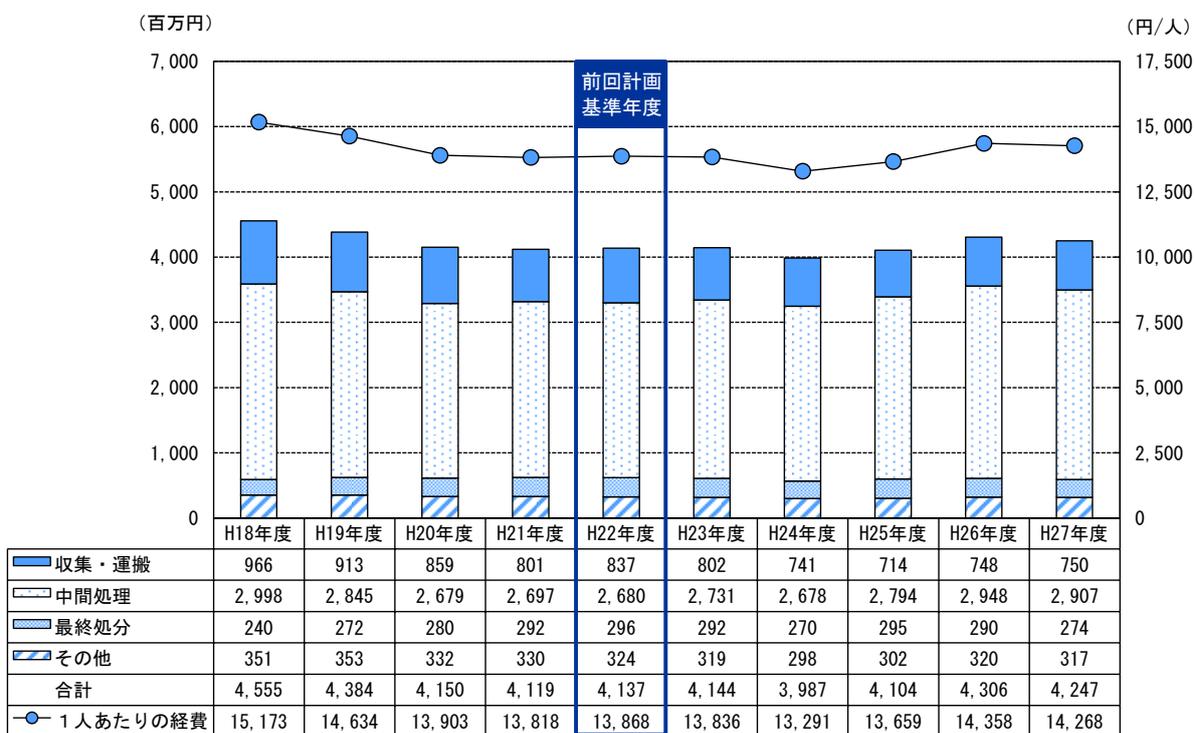


図 3-1 2 ごみ処理経費の推移

表 3-1 5 前回計画基準年度との比較

項目	単位	H22年度	H27年度	増減割合
収集・運搬	百万円	837	750	△ 10.4% (87百万円)
中間処理	百万円	2,680	2,907	8.4% (227百万円)
最終処分	百万円	296	274	△ 7.4% (22百万円)
その他	百万円	324	317	△ 2.2% (7百万円)
合計	百万円	4,137	4,247	2.7% (110百万円)
1人あたりの経費	円/人	13,868	14,268	2.9% (400円/人)

6 温室効果ガス排出量の推移（盛岡地域）

盛岡市クリーンセンターにおける温室効果ガス排出量の推移を表 3-16、図 3-13 及び図 3-14 に示します。

平成 27 年度の CO₂ 排出量は 29,149 t であり、前回計画の基準年度である平成 22 年度と比較して 3,112 t（12.0%）増加しています。

平成 27 年度の焼却量 t 当たりの CO₂ 排出量は 405kg であり、平成 22 年度と比較して 55kg（15.7%）増加しています。

平成 27 年度の 1 人 1 日当たりの CO₂ 排出量は 340 g であり、平成 22 年度と比較して 37 g（12.2%）増加しています。

表 3-16 温室効果ガス排出量の推移（盛岡市クリーンセンター）

項目	単位	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	
年間日数	日	365	366	365	365	365	
人口（盛岡地域）	人	237,308	236,847	235,871	235,304	235,418	
焼却量	t/年	88,588	84,491	80,908	79,339	74,315	
小計（有効数字3桁）	プラ由来CO ₂ 排出量	t-CO ₂ /年	24,282	22,197	21,818	19,987	22,625
	合成繊維由来CO ₂ 排出量	t-CO ₂ /年	4,264	2,808	2,152	3,313	2,104
	焼却に伴うCH ₄ 排出量（CO ₂ 換算）	t-CO ₂ /年	1.8	1.7	1.6	1.6	1.5
	焼却に伴うN ₂ O排出量（CO ₂ 換算）	t-CO ₂ /年	1,557	1,485	1,422	1,395	1,306
	CO ₂ 排出量計	t-CO ₂ /年	30,106	26,491	25,394	24,696	26,037
焼却量 t 当たりのCO ₂ 排出量	kg-CO ₂ /焼却量 t	340	314	314	311	350	
1人1日当たりのCO ₂ 排出量	g-CO ₂ /人日	348	306	295	288	303	

項目	単位	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	
年間日数	日	366	365	365	365	366	
人口（盛岡地域）	人	236,274	236,806	236,859	236,184	234,402	
焼却量	t/年	75,600	80,272	76,889	73,384	71,940	
小計（有効数字3桁）	プラ由来CO ₂ 排出量	t-CO ₂ /年	25,925	25,246	23,144	23,135	22,809
	合成繊維由来CO ₂ 排出量	t-CO ₂ /年	1,787	3,723	5,346	3,397	5,075
	焼却に伴うCH ₄ 排出量（CO ₂ 換算）	t-CO ₂ /年	1.5	1.6	1.5	1.5	1.4
	焼却に伴うN ₂ O排出量（CO ₂ 換算）	t-CO ₂ /年	1,329	1,411	1,351	1,290	1,264
	CO ₂ 排出量計	t-CO ₂ /年	29,042	30,381	29,844	27,823	29,149
焼却量 t 当たりのCO ₂ 排出量	kg-CO ₂ /焼却量 t	384	378	388	379	405	
1人1日当たりのCO ₂ 排出量	g-CO ₂ /人日	336	351	345	323	340	

[資料：盛岡市クリーンセンター]

※CO₂ 排出量の算定にあたっては、環境省 HP「温室効果ガス排出量算定・報告・公表資料について温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル(Ver4.2)（平成 28 年 7 月）経済産業省・環境省」を参照し、乾燥重量ベースの組成分析結果に基づくプラスチック及び合成繊維の量から非エネルギー起源の CO₂ 排出量を算出した。

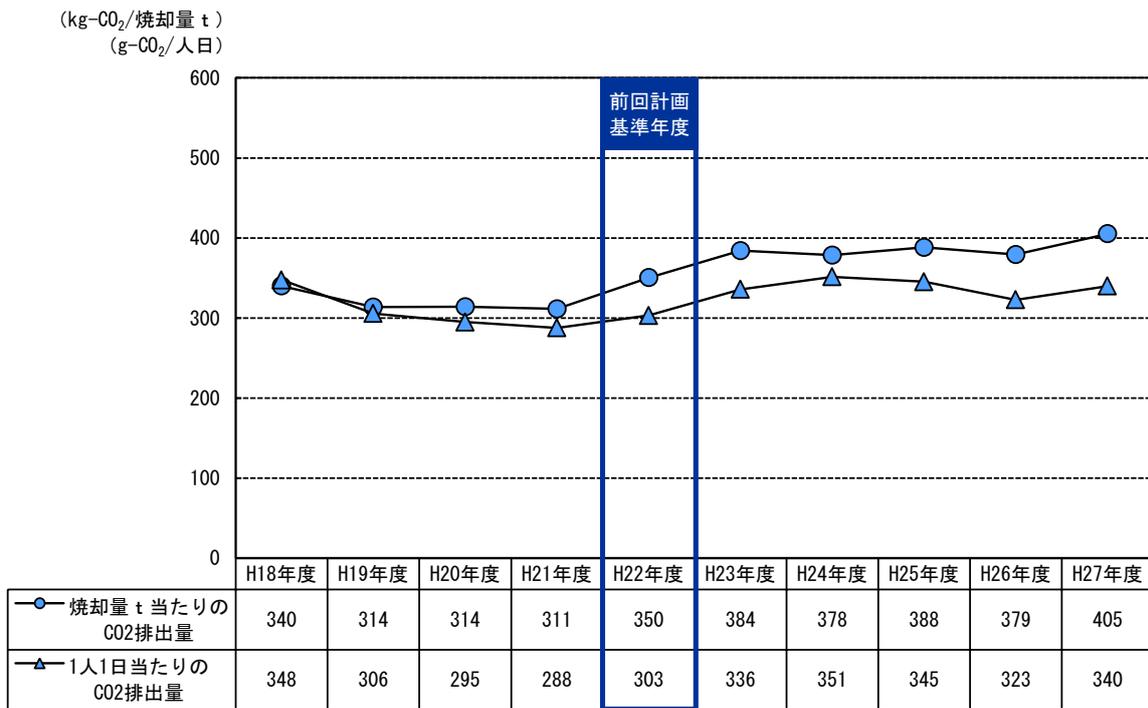


図 3-1 3 温室効果ガス排出量の推移 (盛岡市クリーンセンター)

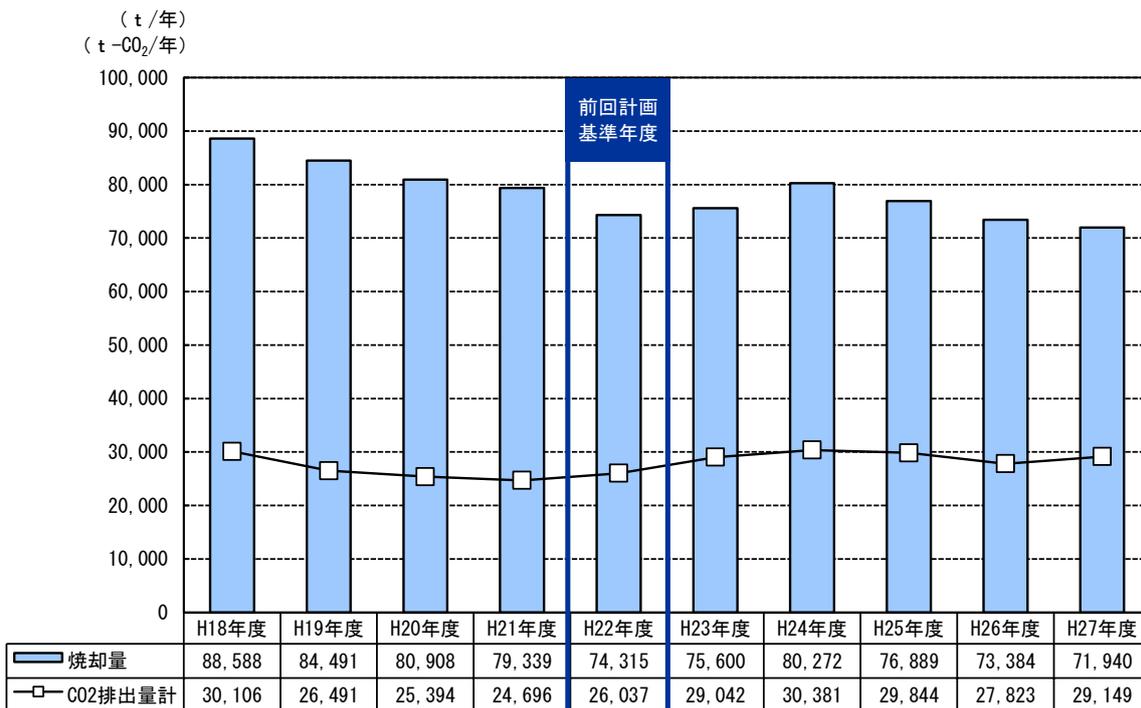


図 3-1 4 温室効果ガス排出量の推移 (盛岡市クリーンセンター)

7 ごみ処理の評価

(1) 市町村一般廃棄物処理システム比較分析

本計画におけるごみ処理の評価は、環境省の「一般廃棄物処理実態調査結果」で把握可能な項目について、公表されている平成 26 年度の実績値を比較して行います。また、比較する自治体は中核市の 47 自治体を対象とします。

一般廃棄物処理システム評価項目（指標）を表 3-1 7、本市及び各中核市の各評価項目の計算結果を表 3-1 8、本市の一般廃棄物処理システム比較分析結果を図 3-1 5 に示します。

表 3-1 7 一般廃棄物処理システム評価項目（指標）

評価項目	算出方法	指数化方法	指数の見方※
1人1日当たりの ごみ排出量 (行政回収資源量, 資源集団回収量除く)	ごみ総排出量(行政回収資源量, 資源集団回収量除く)/計画 収集人口/365	$\{1 - (\text{実績値} - \text{平均値}) / \text{平均値}\} \times 100$	指数が大きくなるほど ごみ排出量は少なくなる
1人1日当たりの 家庭ごみ排出量 (行政回収資源量, 資源集団回収量除く)	家庭ごみ排出量(回収資源量, 資源集団回収量除く)/計画収 集人口/365	$\{1 - (\text{実績値} - \text{平均値}) / \text{平均値}\} \times 100$	指数が大きくなるほど ごみ排出量は少なくなる
資源率	(行政回収資源量+資源集団回 収量) / (家庭ごみ排出量+資源 集団回収量) × 100	実績値/平均値 × 100	指数が大きくなるほど 資源率は高くなる
廃棄物のうち最終処分さ れる割合	最終処分量/ごみ総排出量	$\{1 - (\text{実績値} - \text{平均値}) / \text{平均値}\} \times 100$	指数が大きくなるほど 廃棄物のうち最終処分さ れる割合は少なくなる
1人当たりの ごみ処理及び維持管理費	(処理費+委託費+人件費)/ 計画収集人口	$\{1 - (\text{実績値} - \text{平均値}) / \text{平均値}\} \times 100$	指数が大きくなるほど 1人当たりの年間処理経 費は少なくなる
リサイクル率	(資源化量+資源集団回収量)/ ごみ総排出量 × 100	実績値/平均値 × 100	指数が大きくなるほど リサイクル率は高くなる
従業員1人1日当たりの 事業系ごみ排出量	(事業系ごみ排出量-事業系 資源ごみ排出量) / 従業員数 /365	$\{1 - (\text{実績値} - \text{平均値}) / \text{平均値}\} \times 100$	指数が大きくなるほど ごみ排出量は少なくなる
1人1日当たりの 最終処分量	最終処分量/計画収集人口/365	$\{1 - (\text{実績値} - \text{平均値}) / \text{平均値}\} \times 100$	指数が大きくなるほど 廃棄物のうち1人1日当 たりの最終処分量の割合 は低くなる

※指数値は 100 が平均値であり、100 よりも大きければ平均より優れている、小さければ劣っている評価となる。

表 3-18 各評価項目の計算結果（本市と各中核市との比較）

自治体名	人口	1人1日当たりの ごみ総排出量 (行政回収資源量、集団 回収除く)		1人1日当たりの 家庭ごみ排出量 (行政回収資源量、集団 回収除く)		資源率 (行政回収資源量+集団 回収量)/(家庭系ごみ排 出量+集団回収量)		リサイクル率 (資源化量+集団回収 量)/ごみ総排出量		廃棄物のうち最終処分さ れる割合		人口1人当たりの ごみ処理及び維持管理費		1人1日当たりの 最終処分量		従業員1日当たりの 事業系ごみ排出量	
		人	g/人・日	指数	g/人・日	指数	%	指数	%	指数	%	指数	円/人・年	指数	g/人・日	指数	g/人・日
本市	295,142	907	91	507	101	27	117	16	94	13	56	10,264	105	127	66	583	94
平均値	401,495	835	100	511	100	23	100	17	100	9	100	10,839	100	95	100	551	100
函館市	272,146	971	84	520	98	27	117	15	88	18	0	11,069	98	190	0	743	65
旭川市	347,450	705	116	424	117	40	174	23	135	18	0	9,745	110	165	26	592	93
青森市	296,293	1,017	78	597	83	17	74	11	65	7	122	8,993	117	286	-101	713	71
秋田市	319,455	925	89	526	97	24	104	23	135	3	167	10,915	99	36	162	664	79
郡山市	326,574	1,130	65	648	73	19	83	12	71	20	-22	8,657	120	214	-25	575	96
いわき市	326,093	960	85	643	74	25	109	19	112	5	144	9,754	110	59	138	579	95
宇都宮市	520,061	790	105	514	99	28	122	17	100	12	67	7,384	132	108	86	397	128
前橋市	340,012	912	91	595	84	20	87	18	106	12	67	9,320	114	116	78	484	112
高崎市	375,240	901	92	627	77	18	78	14	82	16	22	9,252	115	153	39	418	124
川越市	349,317	731	112	493	104	28	122	20	118	2	178	12,376	86	21	178	473	114
越谷市	333,414	750	110	537	95	21	91	18	106	10	89	7,963	127	85	111	575	96
船橋市	622,541	788	106	554	92	21	91	19	112	7	122	11,073	98	63	134	598	91
柏市	405,586	684	118	432	115	32	139	23	135	9	100	13,605	74	78	118	584	92
八王子市	562,940	636	124	446	113	33	143	26	153	0	200	15,956	53	2	198	0	200
横須賀市	418,783	659	121	465	109	47	204	33	194	4	156	14,498	66	36	162	387	130
富山市	419,907	839	100	578	87	25	109	20	118	7	122	9,190	115	79	117	449	119
金沢市	452,660	949	86	545	93	14	61	11	65	16	22	8,522	121	159	33	573	96
長野市	384,641	715	114	420	118	41	178	25	147	10	89	7,399	132	91	104	500	109
岐阜市	409,314	849	98	560	90	19	83	15	88	11	78	9,802	110	101	94	480	113
豊橋市	378,898	909	91	560	90	21	91	18	106	9	100	11,282	96	83	113	413	125
岡崎市	379,918	854	98	516	99	23	100	22	129	6	133	8,744	119	52	145	473	114
豊田市	422,181	809	103	492	104	24	104	22	129	8	111	11,096	98	69	127	305	145
大津市	342,818	715	114	487	105	25	109	19	112	13	56	12,381	86	110	84	583	94
豊中市	400,714	706	115	422	117	23	100	13	76	15	33	10,941	99	121	73	698	73
高槻市	355,484	795	105	508	101	23	100	13	76	11	78	7,632	130	94	101	780	58
枚方市	408,038	674	119	448	112	36	157	21	124	9	100	12,081	89	77	119	692	74
東大阪市	499,577	1,001	80	527	97	20	87	10	59	17	11	8,353	123	187	3	886	39
姫路市	534,794	902	92	515	99	16	70	17	100	14	44	10,673	102	116	78	507	108
尼崎市	465,903	803	104	488	105	25	109	14	82	14	44	9,443	113	125	68	613	89
西宮市	487,409	868	96	486	105	24	104	15	88	15	33	9,331	114	135	58	937	30
奈良市	363,809	759	109	403	121	32	139	16	94	16	22	13,132	79	129	64	704	72
和歌山市	377,430	972	84	581	86	13	57	8	47	15	33	11,411	95	128	65	350	136
倉敷市	483,538	1,021	78	523	98	21	91	48	282	2	178	12,134	88	21	178	716	70
呉市	236,192	829	101	510	100	23	100	16	94	0	200	26,519	-45	1	199	476	114
福山市	472,332	828	101	535	95	19	83	12	71	8	111	12,447	85	69	127	553	100
下関市	275,738	906	91	496	103	27	117	24	141	8	111	12,764	82	73	123	681	76
高松市	429,094	764	109	407	120	31	135	19	112	9	100	11,971	90	85	111	634	85
松山市	517,688	683	118	497	103	21	91	20	118	7	122	8,380	123	41	157	0	200
高知市	337,524	924	89	567	89	15	65	10	59	1	189	7,345	132	13	186	571	96
久留米市	306,240	810	103	477	107	18	78	14	82	3	167	11,491	94	27	172	498	110
長崎市	436,893	837	100	548	93	24	104	16	94	20	-22	10,815	100	190	0	466	115
佐世保市	260,439	881	94	396	123	19	83	14	82	5	144	12,633	83	43	155	1,008	17
大分市	478,500	823	101	527	97	23	100	19	112	7	122	12,444	85	61	136	510	107
宮崎市	405,551	804	104	482	106	25	109	16	94	14	44	10,380	104	116	78	427	123
鹿児島市	606,750	886	94	571	88	20	87	13	76	16	22	7,611	130	153	39	554	99
那覇市	322,929	764	109	452	112	13	57	15	88	4	156	9,689	111	35	163	534	103

※左列が実績値、右列が指標値であり、平均値は本市を除いた類似自治体の値

[資料：平成26年度環境省一般廃棄物処理実態調査結果]

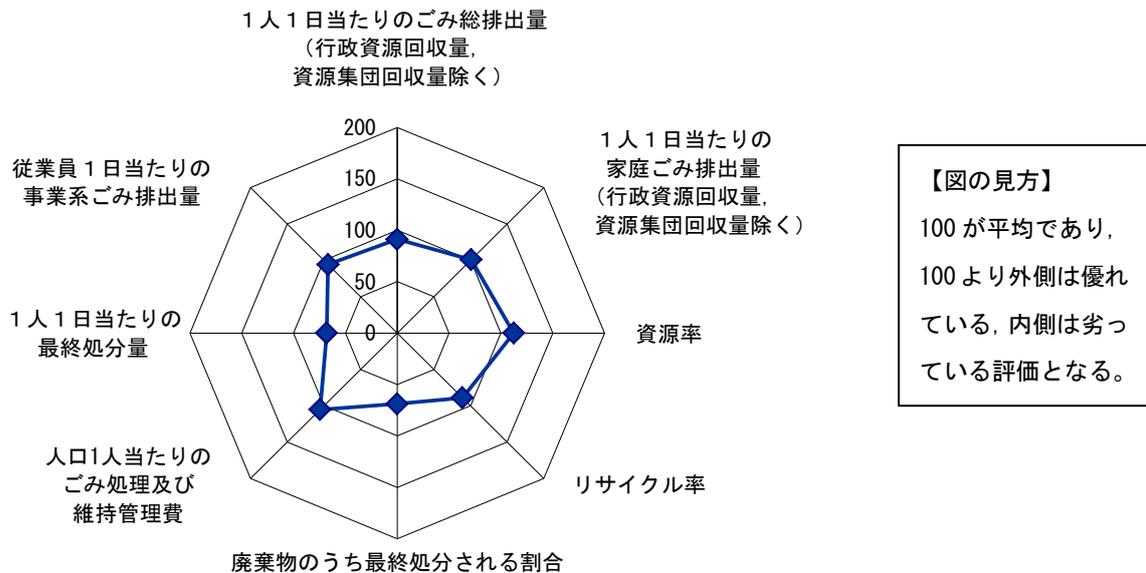


図 3-15 一般廃棄物処理システム比較分析結果（本市）

本市のごみ処理について類似自治体の平均値と比較すると、「人口1人当たりのごみ処理及び維持管理費」は低く、資源率は高くなっており、「1人1日当たりの家庭ごみ排出量」はほぼ同等となっている一方で、その他の比較項目については、平均値を下回っています。

評価結果の比較を表 3-19に示します。

表 3-19 評価結果の比較

評価項目	各数値	比較結果
1人1日当たりのごみ総排出量（行政回収資源量，資源集団回収量除く）	本市： 907 g/人・日 平均値： 835 g/人・日	・平均値と比較して 72g 多い。
1人1日当たりの家庭ごみ排出量（行政回収資源量，資源集団回収量除く）	本市： 507 g/人・日 平均値： 511 g/人・日	・平均値と比較して 4g 少ない。
資源率	本市： 27% 平均値： 23%	・平均値と比較して 4%高い。
リサイクル率	本市： 16% 平均値： 17%	・平均値と比較して 1%低い。
廃棄物のうち最終処分される割合	本市： 13% 平均値： 9%	・平均値と比較して 4%高い。
人口1人当たりのごみ処理及び維持管理費	本市： 10,264 円/人・年 平均値： 10,839 円/人・年	・平均値と比較して 575 円低い。
1人1日当たりの最終処分量	本市： 127 g/人・日 平均値： 95 g/人・日	・平均値と比較して 32g 多い。
従業員1日当たりの事業系ごみ排出量	本市： 583 g/人・日 平均値： 551 g/人・日	・平均値と比較して 32g 多い

(2) 市民意識調査結果

本市では、第 21 回市民意識調査において「ごみの減量とリサイクルの推進について」の調査を行いました。この意識調査では、「ごみの減量やリサイクルで心がけていること」、「ごみの減量やリサイクルに効果的な方策」、「ごみ処理の有料化」などに関する調査結果を得ています。

[調査の設計]	
① 実施方法	アンケート方式による調査
② 調査地域	本市全域
③ 調査対象者	満 20 歳以上の市民の 2 %
④ 標本数	4,838 人
⑤ 抽出方法	住民票ファイル（平成 27 年 6 月 30 日）から等間隔無作為抽出
⑥ 調査方法	郵送による配布・回収
⑦ 調査期間	平成 27 年 8 月 12 日～8 月 25 日
[調査の回答結果]	
① 有効回答数	1,970 人
② 有効回答率	40.7%

「ごみの減量やリサイクルで心がけていること」に対する回答を図 3-16 に示します。回答としては、ほとんどの項目で 50%を超えており、どれも関心が高いと言えます。特に、「空き缶や古紙、びんは、地域の資源集団回収に出す」の割合が 76.3%と最も高いです。回収量は年々減少している傾向にあります。減量やリサイクルの手段として最も認識されていることから、今後も活動を支援していく必要があります。

一方、「不用になった衣料品などは、リサイクルショップやフリーマーケットに出す」の割合は 33.6%で最も低いことから、今後より効果的な啓発を実施していく必要があります。

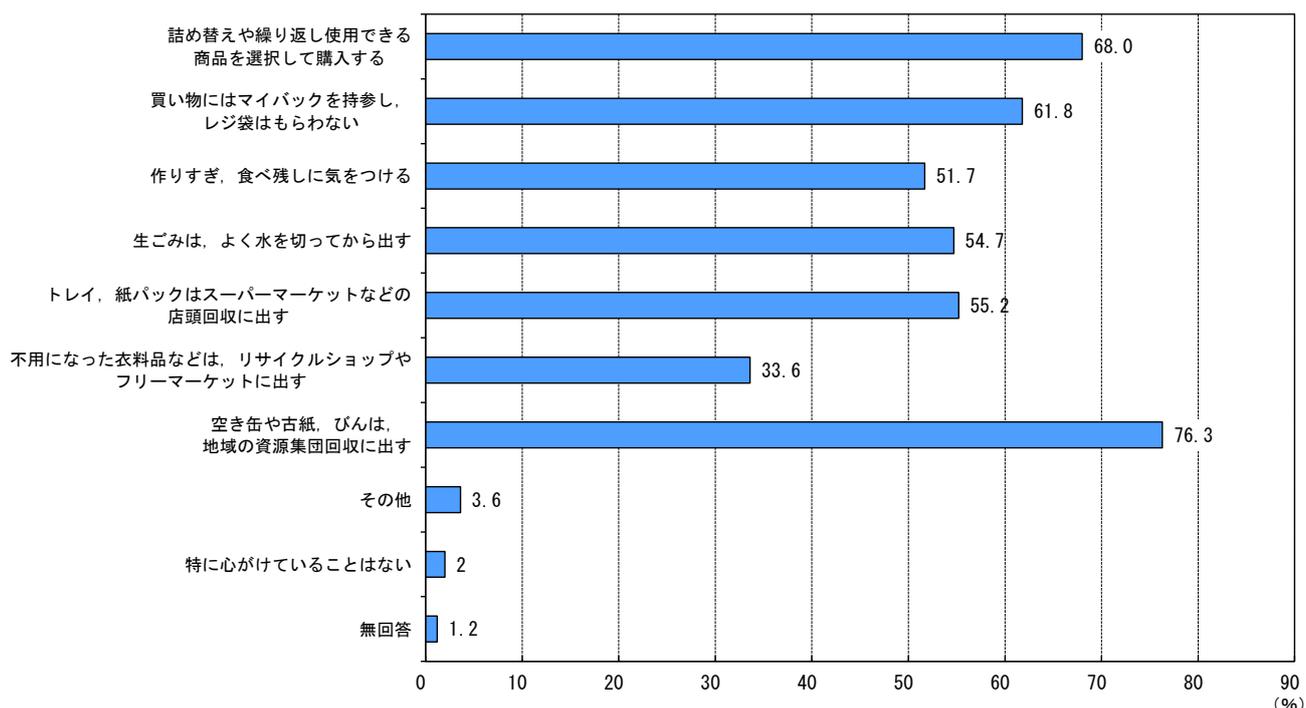


図 3-16 ごみの減量やリサイクルで心がけていることに対する回答（複数回答）

「ごみの減量やリサイクルに効果的な方策」に対する回答を図 3-17に示します。

回答としては、「資源集団回収などのごみ減量・リサイクルの活動を支援する」の割合が過半数となっているのに対し、「分別収集する資源となるごみの品目を増やす」の割合が低く、行政回収よりもほかの活動による回収の活性化が望まれていることが伺われます。

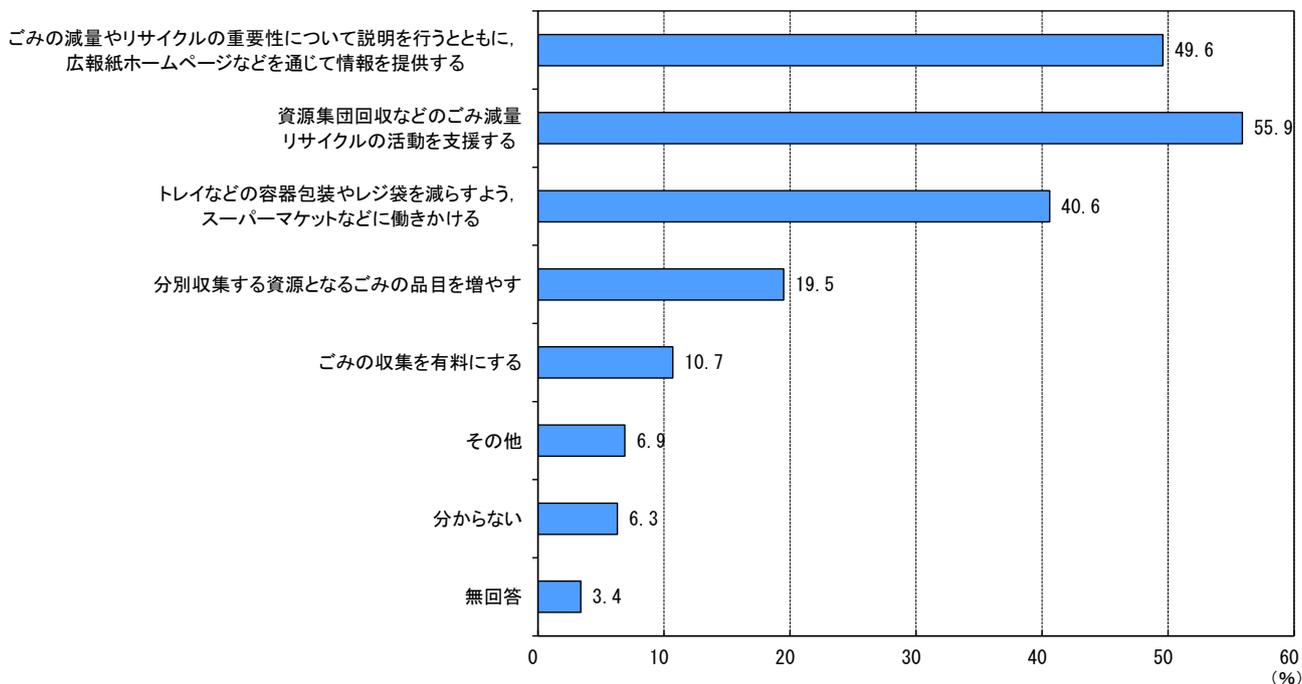


図 3-17 ごみの減量やリサイクルに効果的な方策に対する回答（複数回答）

「ごみ処理の有料化」に対する回答を図 3-18に示します。

回答としては、「納得できる額であれば負担してもいい」が 24%なのに対して、「ごみの処理の経費は、今までどおり税金でまかなうべきだと思う」は 50%となっていることから過半数が有料化に対する抵抗感を持っていることが考えられます。

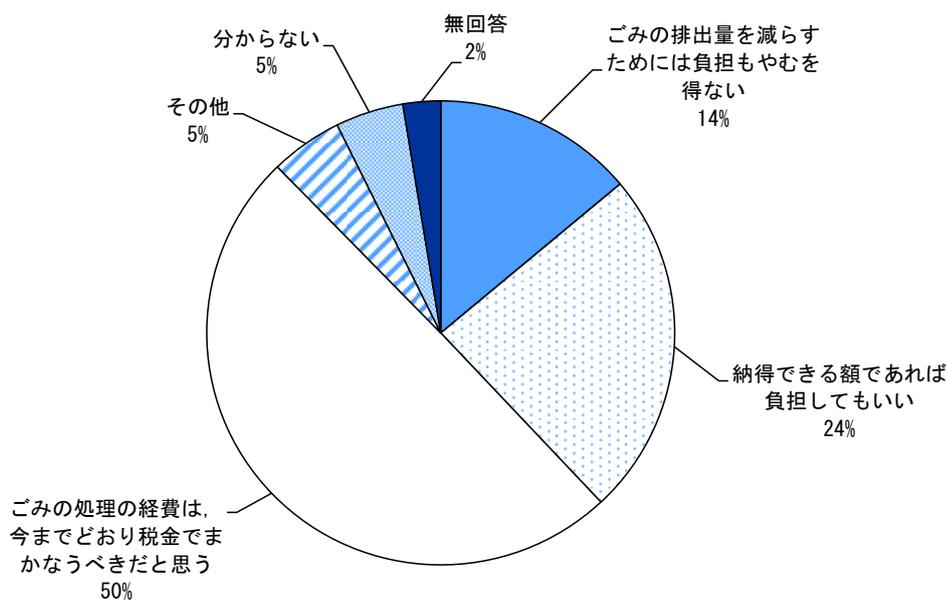


図 3-18 ごみ処理の有料化に対する回答

8 前回計画の評価

(1) 前回計画目標値の達成状況

前回計画の目標値達成状況を表 3-20 に示します。

全体目標及び個別目標値において目標を達成していない状況です。

表 3-20 前回計画の目標値達成状況

指 標		前回計画の目標値 (平成 22 年度比)	平成 27 年度実績値 (平成 22 年度比)	達成率
全体 目標	ごみ総排出量	18% (20,990 t) 削減	2.4% (2,768 t) 削減	13.3%
個別 目標	家庭ごみ排出量(資源除く)	20% (10,946 t) 削減	1.7% (943 t) 削減	8.5%
	1人1日当たりの家庭ごみ (資源除く) 排出量	90 g 削減	9 g 削減	10.0%
	事業系ごみ排出量	30% (12,759 t) 削減	0.4% (162 t) 削減	1.3%

(2) 前回計画期間における情勢について

① 前回計画における目標値の達成を目指すための方針について

前回計画(平成 24 年度～平成 28 年度)は、ごみの減量の目標値として、ごみ総排出量を平成 22 年度に比べて 18%削減することを掲げました。

これは、平成 22 年度時点において、前々回の計画(平成 19 年度～平成 23 年度)の基準年度である平成 17 年度に比べてごみ総排出量を約 13%削減したことを受け、より高い目標を目指すこととしたものです。

前々回の計画期間を上回る削減ペースを目指すため、前回計画ではそれまで実施してきた周知啓発及び指導を強化することを施策の中心として位置付けました。

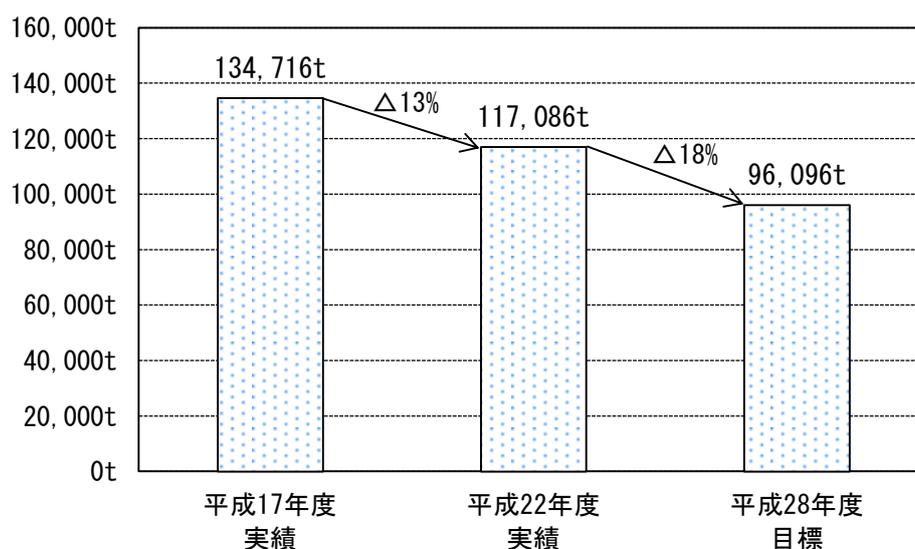


図 3-19 前回計画以前のごみ総排出量の実績値の推移と前回計画の目標値

② 社会情勢の変化について

平成 24 年度以降，東日本大震災からの復興によって経済活動が活性化した（図 3-20）ほか，人口も平成 27 年度時点で 297,631 人となり，前回計画の策定時点の見込みと比べて 5,097 人（1.7%）多い結果となりました。

また，平成 26 年 4 月における消費税の増税前に駆け込み需要が発生したことなども影響したものと思われ，平成 25 年度のごみ総排出量は，前回計画の期間内で最大の 118,398 t（平成 22 年度比約 1.1%増）となりました。

ごみ総排出量の増加は本市だけではなく岩手県全体でも見られ，平成 25 年度のごみ総排出量は平成 22 年度比で約 1.4%増加したほか，東北県庁所在地 6 都市の平均も約 3.0%増加しました（表 3-21）。

このようなことから，平成 25 年度までのごみ総排出量の増加は，市民と事業者のごみ減量や資源化の取組による削減効果が落ち込んだのではなく，社会情勢の変化の影響が大きいものと判断し，ごみ減量や資源化のための方針と施策は，策定時と同様の内容を引き続き推進することとしました。

その後，ごみ総排出量は平成 25 年度をピークに減少し，平成 27 年度の実績は 114,318 t となりました。結果，前回計画の基準年度である平成 22 年度のごみ総排出量 117,086 t に比べて約 2.4%削減していますが，ごみ総排出量 18%削減という前回計画の目標に対し，削減量が少ない状況にあります。

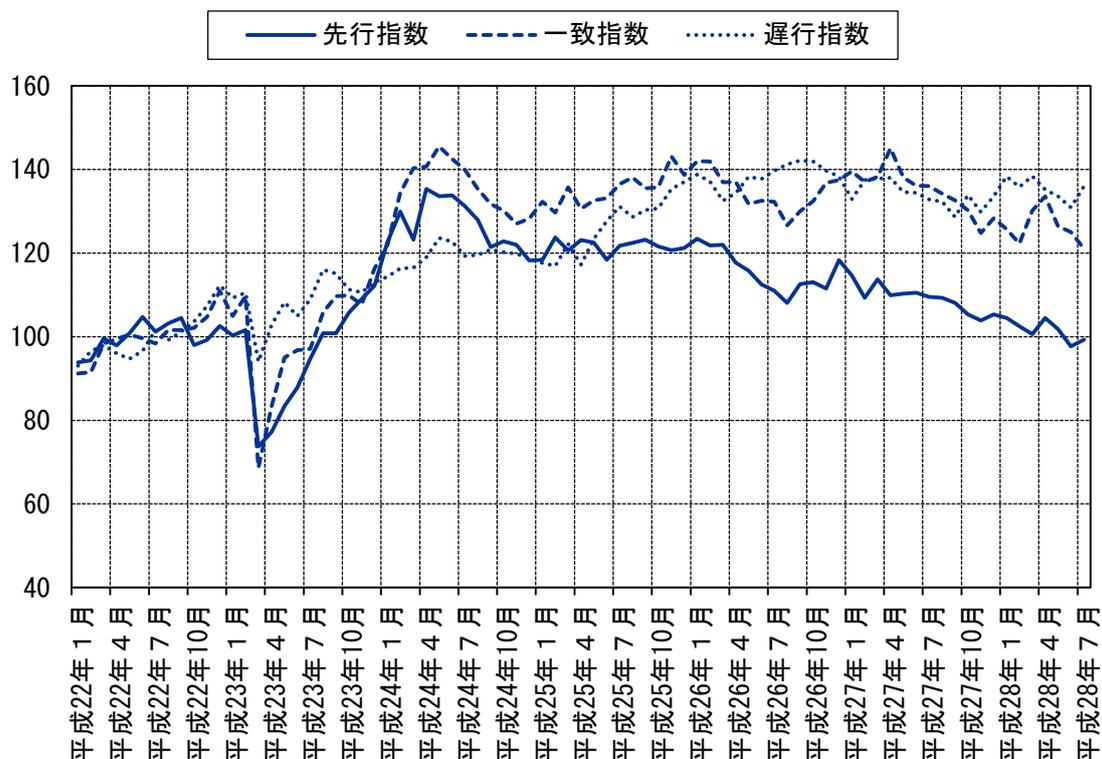


図 3-20 岩手県景気動向指数の推移（平成 22 年を 100 とする）

表 3-2 1 各都市における平成 22 年度から平成 25 年度のごみ総排出量及び人口の変化

総 量	都市名	平成 22 年度	平成 25 年度	増減率
	盛岡市	117,086 t	118,398 t	1.1%
	青森市	126,787 t	126,506 t	△ 0.2%
	秋田市	132,289 t	126,957 t	△ 4.2%
	仙台市	398,939 t	422,539 t	5.6%
	山形市	73,088 t	73,513 t	0.6%
	福島市	113,632 t	133,733 t	15.0%
	平均	160,304 t	166,941 t	3.0%
	岩手県	446,281 t	452,666 t	1.4%

一 人 一 日 当 た り 排 出 量	都市名	平成 22 年度	平成 25 年度	増減率
	盛岡市	1,075 g	1,080 g	0.5%
	青森市	1,143 g	1,160 g	1.5%
	秋田市	1,122 g	1,084 g	△ 3.4%
	仙台市	1,076 g	1,105 g	2.6%
	山形市	976 g	992 g	1.7%
	福島市	1,061 g	1,293 g	21.9%
	平均	1,075 g	1,119 g	4.1%
	岩手県	911 g	945 g	3.7%

人 口	都市名	平成 22 年度	平成 25 年度	増減率
	盛岡市	298,348 人	300,452 人	0.7%
	青森市	303,973 人	298,866 人	△ 1.7%
	秋田市	323,018 人	320,909 人	△ 0.7%
	仙台市	1,015,362 人	1,048,094 人	3.2%
	山形市	249,797 人	250,532 人	0.3%
	福島市	293,505 人	283,425 人	△ 3.4%
	平均	412,990 人	416,249 人	0.8%
	岩手県	1,342,291 人	1,312,383 人	△ 2.2%

備考：秋田市は平成 24 年 6 月から家庭ごみの有料化を導入している。

なお、他の都市のうち、仙台市及び山形市は平成 22 年度以前に導入している。

(3) 各施策の評価

① 施策の構成について

前回計画の構成は、3Rを取り組む主体である市民、事業者及び市という3者を中心に施策を分類していましたが、本計画では、循環型社会づくりに向けた施策の効果という点から、次の3つに分類して施策の評価を行います。

- ア 市民・事業者・市の協働による循環型社会づくりを推進する施策
- イ ごみの減量・分別の徹底と資源化処理のための取組を推進する施策
- ウ 環境と社会に配慮した廃棄物の適正処理を推進する施策

これらは、施策の生み出す効果によって分類しており、アは長期的な視点からごみの減量と資源化の推進を目指す効果、イは3Rの推進によるごみの減量と資源化の効果、ウは適正処理のための体制を維持しながら環境負荷を抑える効果に着目しています。

前回計画期間内におけるこれらの施策の効果から評価を行い、その結果に基づいて、本計画において実施する施策を位置付けます。

② 市民・事業者・市の協働による循環型社会づくりを推進する施策

事業者と市の協働の取組として、平成28年2月、「容器包装廃棄物削減への取組に関する協定書」を締結し、今後市民も加わった大きな取組となっていくことが期待できます。

また、事業系ごみの適正な処理のための取組として、収集・運搬業者との意見交換や排出事業者に適正処理のための情報を提供しているほか、さまざまな機会を活用して啓発活動及び環境学習を行うとともに、啓発活動の場の拡充も進めています。

表 3-2 2 市民・事業者・市の協働による循環型社会づくりを推進するために実施した施策

対 象	実 施 し た 施 策
家庭ごみ	ごみの発生・排出抑制，再使用の推進に向けたライフスタイルの提案 <ul style="list-style-type: none"> ・ もりおかエコライフ推進キャンペーンの実施 ・ ごみ減量資源再利用市民のつどいの開催
	事業者と連携した家庭ごみ減量施策の展開 <ul style="list-style-type: none"> ・ 容器包装廃棄物削減への取組に関する協定書の締結
事業系ごみ	一般廃棄物収集・運搬業許可業者との意見交換会の実施
	産業廃棄物排出事業者に対する一般廃棄物に関する情報の提供
啓発活動 環境学習 の拡充	環境学習の場の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・ 旧盛岡競馬場跡地内の盛岡市環境学習広場(エコアス広場)の整備
	子どもに対する環境学習の拡充 <ul style="list-style-type: none"> ・ 小学3・4年生向け副教材「ごみとわたしたち」の作成・配布
	3R推進イベントの開催 <ul style="list-style-type: none"> ・ もりおか eco ライフの開催
	施設見学の推進
	市民及び事業者のリサイクル活動拠点の設置の検討

③ ごみの減量・分別の徹底と資源化処理のための取組を推進する施策

ア 家庭ごみ

地域や家庭におけるごみ出しルールの徹底指導や、減量・資源化への率先行動などは、きれいなまち推進員を中心に、町内会、自治会と連携した活動を続け、中核市の平均値以上の資源率という成果を生み出しています。

また、家庭におけるごみの減量や資源の分別を促進させる施策として、周知啓発による呼びかけを中心に位置付け、分別辞典の配布や懇談会の開催など、さまざまな機会を通じて実施しています。

そのような体制の下、各家庭におけるごみを減量する施策の一つとして、生ごみの減量の取組を促進させる周知啓発等の取組を実施していますが、その成果はごみの排出量の数値から明確に捉えることができる水準には至っていません（図 3-2 1）。

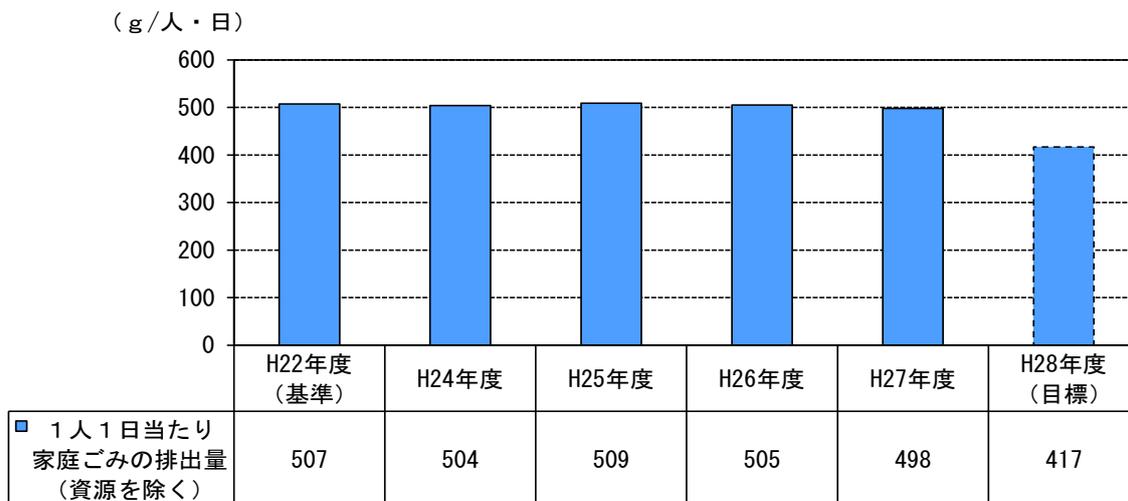


図 3-2 1 各年度における1人1日当たりの家庭ごみ排出量（資源を除く）の推移

資源の分別を促進する施策としては、周知啓発のほか、集積場所からの回収品目及び回収頻度の増加や、資源集団回収品目の拡大の推進などを実施し、品目によっては回収量が増加しましたが、家庭から行政回収や集団回収に出される資源の量は年々減少しています（図 3-2 2）。

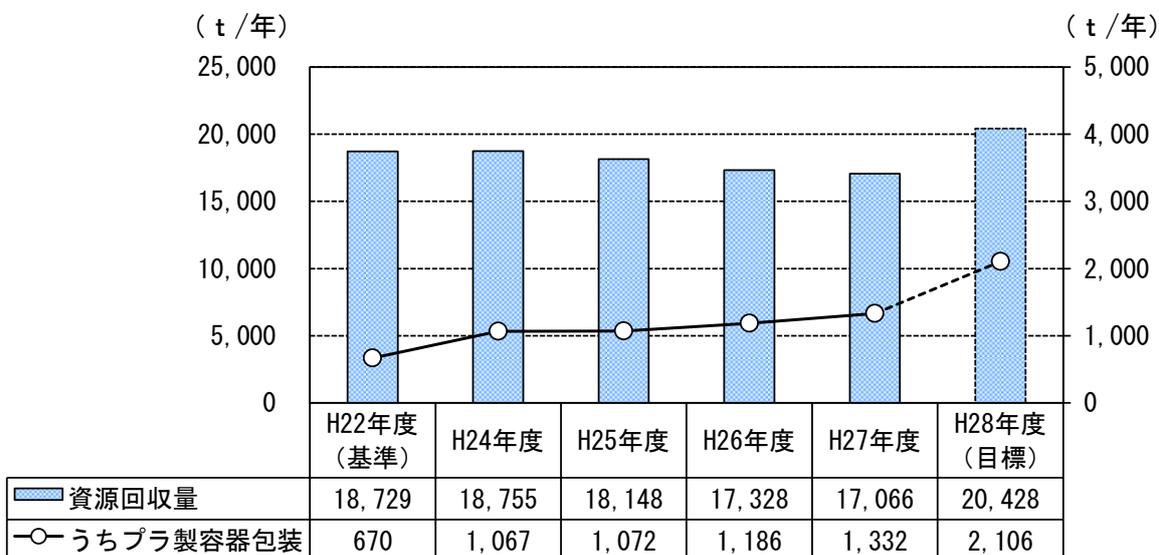


図 3-2 2 各年度における家庭からの資源量（行政回収量及び資源集団回収量）の推移

しかし、資源を除く家庭ごみの排出量の増加には至っていないことから、資源回収量の減少は、前回計画の策定以降、紙の消費量の減少や飲料容器の軽量化などによって、資源化が可能な物の流通量が年々減少していることや、スーパーマーケット等による店頭回収の取組が拡大していることなど、資源を取り巻く状況の変化が大きな要因として挙げられます。

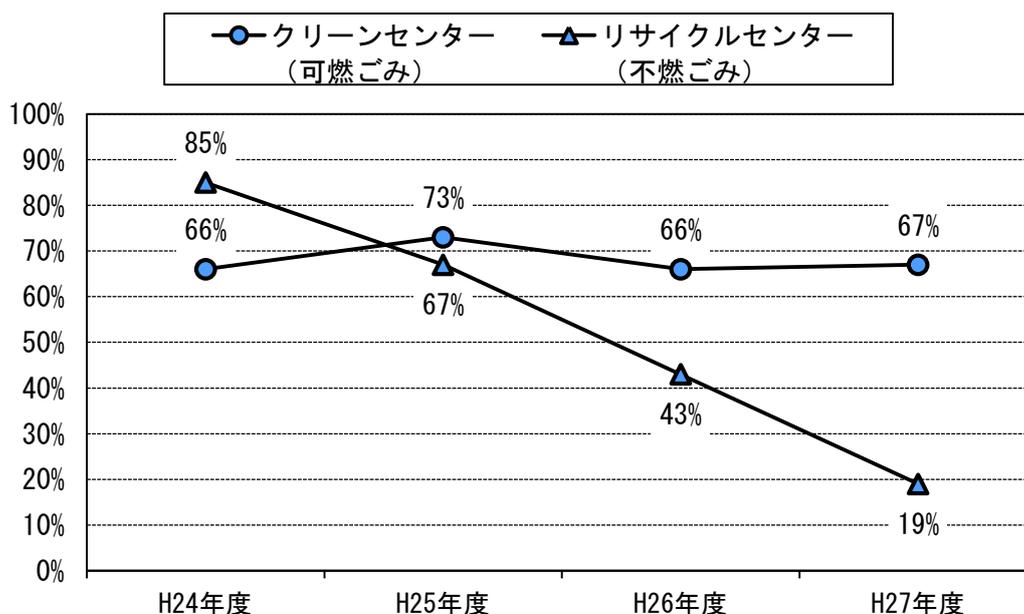
新たな分別や資源化の導入については、盛岡地域及び玉山地域の生ごみなど、現在資源化されていないごみを対象に検討を行っていますが、実施可能な施策に至っていないため、引き続き検討するとともに、各家庭におけるごみの減量や資源化のための取組をより促進していく施策を実施する必要があります。

イ 事業系ごみ

事業者向けの指導や啓発は、施設にごみを搬入した事業者や収集・運搬許可業者を中心に行なっています。資源として分別すべきものや不適正なごみを、分別が不十分なまま搬入する者は、不燃ごみでは減少していますが、可燃ごみでは依然として見られます(図 3-23)。

具体的には、ダンボールや新聞、雑誌類などの資源化可能な古紙や、缶、ペットボトルなどの飲料容器の混入などがあります。また、減量できる可能性のあるものとして、十分に水切りされていない生ごみや、飲食店のものと見られる未利用の野菜などの食材がまとめて搬入されている事例も確認しています。

事業系ごみは、各事業者に通のリーフレットを配布するなどの取組を実施していますが、排出するごみの種類や量は、業種や規模によって大きく異なります。そのような事情を踏まえた上で、事業内容に応じたごみ減量や資源化のための取組を促進する施策を実施する必要があります。



※搬入物検査は車両の積載物を展開して行っており、ごみの中に資源として分別すべきものや不適正なものが1つでも混入していた場合、指導の対象となる。

図 3-23 各年度における施設の搬入物検査において指導対象となった車両の割合の推移

表 3-23 ごみの減量・分別の徹底と資源化処理のための取組を推進するために実施した施策

対 象	実 施 し た 施 策
家庭ごみ	ごみ減量・資源分別のための分かりやすい情報の提供や指導 <ul style="list-style-type: none"> ・ ごみ分別辞典等の冊子・ちらしの配布 ・ アパート等のごみに対する周知啓発 ・ 集積場所からの資源物持ち去り者に対する指導
	生ごみの減量の促進のための取組 <ul style="list-style-type: none"> ・ 都南地域の生ごみ分別の徹底についての周知・啓発 ・ 地域循環型生ごみ処理モデル事業の実施（盛岡地域3箇所） ・ ダンボールコンポストの利用拡大のための周知・啓発 ・ 未利用食品の廃棄抑制についての周知・啓発 ・ 生ごみの水切りについての周知・啓発
	資源となるものの分別の徹底のための取組 <ul style="list-style-type: none"> ・ 懇談会・研修会等での周知・啓発 ・ きれいなまち推進員との連携による集積場所の管理・指導 ・ 資源集団回収実施団体への報奨金の交付 ・ 資源集団回収優良団体の表彰 ・ 資源集団回収品目の拡大（衣類）についての周知・啓発
	新たな分別・資源化の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・ 容器包装プラスチック収集体制の市全域への拡大 ・ 盛岡地域における容器包装プラスチック毎週収集の開始 ・ 玉山地域における雑紙収集の開始 ・ 小型家電の拠点回収の開始
	ごみ処理有料化の調査・研究
	事業系ごみ
排出事業者（多量排出事業者を含む）に対する指導 <ul style="list-style-type: none"> ・ 不適正な事業系ごみの排出を行った事業者に対する直接指導 	
一般廃棄物収集・運搬業許可業者に対する指導の強化 <ul style="list-style-type: none"> ・ 搬入施設での展開検査結果に基づく指導の実施 	
資源回収システムの提案 <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業系古紙回収のモデル事業の実施 	
適切な区分で分別されていないごみの受入制限の検討	
ごみの処分手数料の見直しの検討	

④ 環境と社会に配慮した廃棄物の適正処理を推進する施策

盛岡地域の家庭ごみ収集の効率を向上させるため、これまで複数の収集業者が行っていた各地区の家庭ごみ収集を、地区ごとに収集業者一社が行う体制とする「地区別収集」を進めているほか、高齢者や体の不自由な人のための「ごみ出しサポート事業」など、より良い収集体制とするための施策を積極的に推進しています。

また、中間処理及び最終処分についても、施設の老朽化が進んでいますが、適切な管理の下で処理を実施しています。

表 3-24 環境と社会に配慮した廃棄物の適正処理を推進するために実施した施策

対 象	実 施 し た 施 策
収集・運搬	家庭ごみ収集・運搬の効率化 ・ 盛岡地域の地区別収集の実施（平成 29 年 6 月から完全施行）
	家庭ごみ収集・運搬業務の委託における評価制度の導入
	家庭ごみ集積場所等の設置や維持管理に対する支援 ・ ごみ集積場所等整備事業補助金の交付
	高齢者や体の不自由な人に対するごみ排出の支援 ・ ごみ出しサポート事業の開始
	安全で安心な収集・運搬事業の実施 ・ 危険ごみの正しい排出方法についての周知・啓発
	小規模事業者が排出するごみの収集方法の検討
	一般廃棄物収集・運搬業の許可のあり方についての検討
中間処理・最終処分	盛岡市クリーンセンターの適正な維持管理
	余熱等の有効利用（サーマルリサイクルの推進）
	焼却処理に係る環境リスク対策の継続
	最終処分場の適正な維持管理
	最終処分に係る環境リスク対策の継続及び強化
	焼却灰の有効利用の検討 一部事務組合との連携
災害廃棄物の処理	災害時における廃棄物の処理
	東日本大震災により生じた災害廃棄物の焼却処理
施設整備の検討	県央ブロックごみ処理基本構想の策定
	資源化処理施設の整備についての検討
	粗大ごみ処理施設の整備についての検討
市による管理施策	清掃事業のコスト分析の実施
	P D C A サイクルによる計画の管理
	市の率先実行の推進
	国等の関係機関への働きかけ
	不法投棄対策の強化
	環境美化の推進

9 ごみ処理の課題

(1) 市民・事業者・市の協働による「循環型社会」づくりを推進する施策

- ・ 家庭ごみの減量のため、きれいなまち推進員、町内会・自治会との連携を継続するとともに、市民・事業者・市の三者協定による取組をより具体的に推進していく必要があります。
- ・ 事業系ごみの分別及び適正な処理を、事業者及び収集・運搬許可業者の協力の下で実施していくため、市から積極的な情報提供や啓発を行っていく必要があります。
- ・ 市民、事業者など関係者に対し、ごみの発生抑制、再利用、再生利用の意義や目的、各取組のメリット・デメリットなどを示しながら、効果的な広報活動を行っていく必要があります。

(2) ごみの減量・分別の徹底と資源化処理のための取組を推進する施策

- ・ 本市におけるごみ総排出量は、全体目標である平成 22 年度比 18%削減に対し、平成 27 年度は 2.4%の削減に留まりました。また、家庭ごみ及び事業系ごみの排出量も、それぞれの個別目標に対して削減量が少ない状況にあります。
これは、社会情勢の変化も一因として挙げられますが、資源率やリサイクル率などの資源化の指標の推移やごみの組成分析の結果などを踏まえると、ごみと一緒に処分されてしまっている資源がまだ多く含まれており、ごみの発生抑制や分別の取組が不足していることを示しています。
- ・ 特に、生ごみと資源化可能な古紙は、家庭ごみ及び事業系ごみのどちらにおいても可燃ごみの多くを占めています。これらの発生抑制や分別の取組を推進するためには、個々の取組状況の把握や各施策の進捗状況を確認しながら、効果を検証するための適切なデータを収集して分析し、各自の行動に繋げていく啓発や仕組作りを行う必要があります。

(3) 環境と社会に配慮した廃棄物の適正処理を推進する施策

① 中間処理

盛岡市クリーンセンターに搬入される可燃ごみの組成分析の調査結果によると、可燃ごみの 50%弱は生ごみが占めています。生ごみの水切りを徹底することで、効率的な焼却処理及び施設の延命化を推進していく必要があります。

盛岡市リサイクルセンター内の資源ごみ分別施設は、竣工から 24 年、粗大ごみ処理施設は竣工から 36 年が経過しており、いずれも施設の老朽化が進んでいます。現在進めているごみ処理広域化の方針を踏まえ、施設の維持管理の徹底を図りながら、安全な処理を継続していく必要があります。

② 最終処分

盛岡地域の最終処分場は、残余容量を安全に最大限利用するため、周囲の堰堤の嵩上げ工事を順次行っています。都南地域の最終処分場では、掘り返しを行い溶融スラグとして処理をしているものの、残余容量が減少しているため、今後は焼却灰の一部を民間の施設にて処分する予定です。盛岡地域及び玉山地域の最終処分場は埋立残余年数が20年程度であり、今後の埋立先の確保について検討を開始する必要があります。

本市全域の最終処分量は、5年間で732t/年(5.4%)減少しており、今後も排出段階におけるごみの減量化、資源化を推進しながら最終処分量の低減を図っていく必要があります。

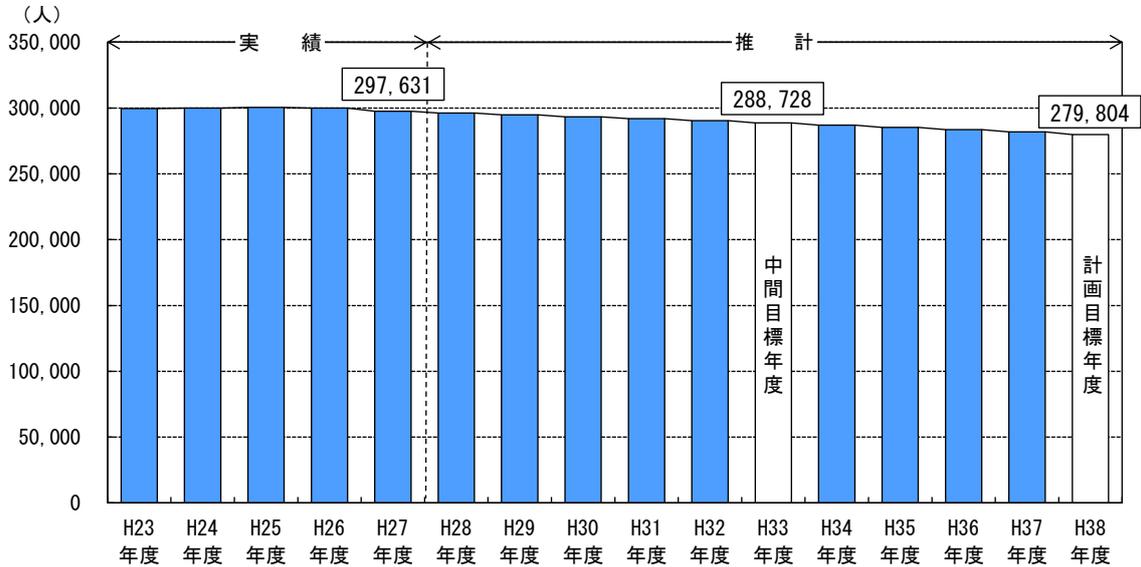
③ ごみ処理体制全般

本市は、市村合併前のごみ処理体制が継続されている都南地域及び玉山地域と、盛岡地域とで体制が異なります。これは、施設の処理方式や運営団体の違いに基づく理由が大きいことから、ごみ処理広域化との整合を図りながら統一を目指す必要があります。

第2節 人口及びごみ総排出量の将来予測

1 人口の将来予測

人口の将来予測を図 3-2 4 に示します。本市の人口は、中間目標年度の平成 33 年度には 288,728 人（平成 27 年度比：3.0%減）、計画目標年度の平成 38 年度には 279,804 人（平成 27 年度比：6.0%減）になると予測されます。



※ 平成 32 年度及び平成 37 年度の将来予測は盛岡市人口ビジョン（平成 27 年 10 月）の数値を採用しており、その他の年度は直線的に推移するものとして推計した。

図 3-2 4 人口の将来予測

2 ごみ総排出量の将来予測（現状施策のまま推移した場合）

現状施策のまま推移した場合のごみ総排出量の将来予測を図 3-2 5 に示します。

ごみ総排出量は、中間目標年度の平成 33 年度には 111,058 t/年（平成 27 年度比：2.9%減）、計画目標年度の平成 38 年度には 108,208 t/年（平成 27 年度比：5.3%減）になると予測されます。

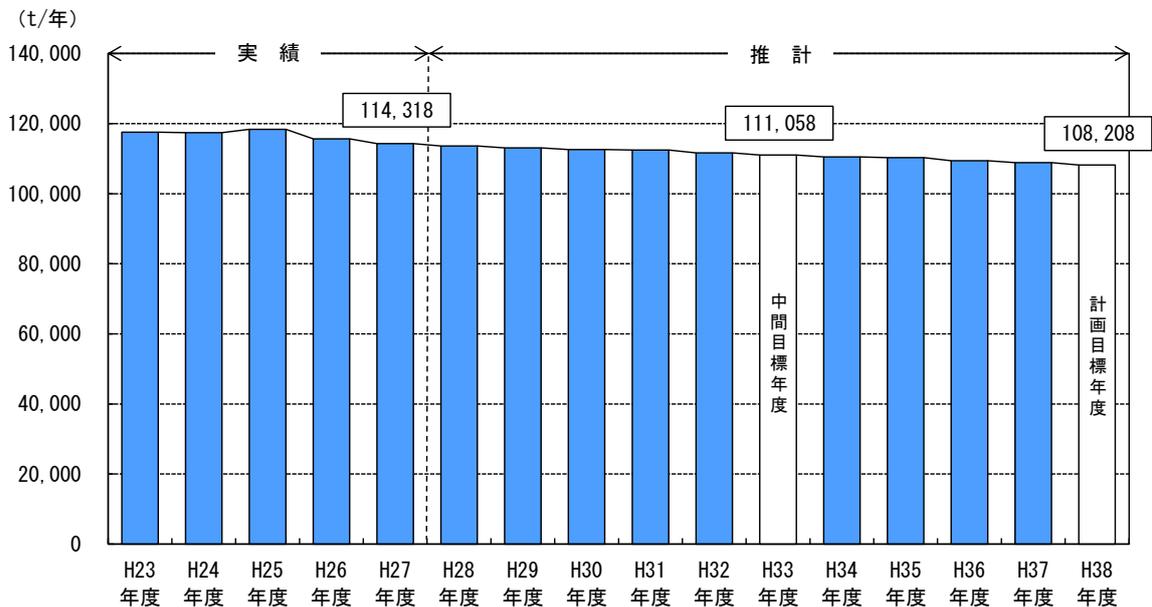


図 3-2 5 ごみ総排出量の将来推計（現状施策のまま推移した場合）

1 基本理念

「資源を大切にし地球環境の保全に貢献する」

盛岡市一般廃棄物処理基本計画の上位計画であり、本市環境施策のマスタープランに位置付けられている第二次環境基本計画（計画期間：平成23～32年度）において、次の5つを目指す環境像に掲げています。

- 1 健康で安全に生活できるまち
- 2 生物の多様性を育む自然が豊かなまち
- 3 快適で心豊かに暮らせるまち
- 4 資源を大切にし地球環境の保全に貢献するまち
- 5 持続可能な地域社会の実現に取り組む市民のまち

このことから、本計画においては「資源を大切にし地球環境の保全に貢献する」を基本理念に掲げることとします。

現在の資源の大量消費・大量廃棄型の生活は自然の循環をさえぎり、資源の枯渇や廃棄物問題を引き起こしていることから、市民・事業者・市の協働によりごみの発生・排出抑制(Reduce)、再使用(Reuse)、再生利用(Recycle)の3Rに取り組むとともに、効率的なごみ処理を推進することにより、「循環型社会」の形成、ひいては地球温暖化を緩和する「低炭素社会」の形成に貢献する必要があります。

次世代に豊かな環境を引き継ぐために、健全な財政運営との両立を図りながら「資源を大切にし地球環境の保全に貢献するまち」の実現を目指します。

2 基本方針

基本理念に基づき、次の3つの基本方針を掲げます。

基本方針1 ごみの発生・排出抑制の推進

資源を大切にし地球環境の保全に貢献するため、発生するごみの量をできるだけ少なくすることが最も重要です。

市民・事業者・市がそれぞれの役割を認識して環境に配慮した高い意識のもと行動し、ごみの発生・排出をできる限り減らすまちづくりを目指します。

基本方針2 リサイクルの推進

資源を大切にし地球環境の保全に貢献するため、限られた資源を効率的かつ循環的に利用するリサイクルの推進を図ります。

市民・事業者・市がそれぞれの責務を果たし、また相互が連携して行動し、資源を有効に活用するまちづくりを目指します。

基本方針3 環境負荷の少ない効率的なごみ処理事業の推進

資源を大切にし地球環境の保全に貢献するため、リサイクルしてもなお残る廃棄物の効率的な処理の推進を図ります。

ごみ処理には、多くのエネルギーを必要とするだけでなく、地球温暖化の原因となる二酸化炭素をはじめ、環境に負荷を与える物質が発生することから、環境負荷をできる限り軽減する処理体制を築くとともに、安全で安定した廃棄物の最終処分を目指します。

3 各主体の役割

本計画の基本理念である「資源を大切に地球環境の保全に貢献する」の実現のためには、市民、事業者、市が一体となって取り組むことが必要です。

各施策を達成するための各主体の役割を表 3-25 に示します。

表 3-25 各主体の役割

主体	内 容
市民	<p>市民は、自らの行動とごみの減量化・資源化、環境問題に関心を持ち、不要なものを買わない、ものを大切に長く使うなど、ごみの発生抑制に努め、また、自主的に3R行動を実践するなど、環境に優しいライフスタイルへの転換を図るとともに、互いに連携しながら、ごみの減量・リサイクル・まちの美化に係る活動等を行います。</p>
事業者	<p>事業者は、生産・流通・販売・排出の事業活動における全ての過程において環境に配慮した取組を実践します。</p> <p>具体的に、環境負荷の少ないサービスの提供に取り組むとともに、市民が3R行動を実践するために選択できる体制を整備し、情報の発信に努めます。</p> <p>また、ごみの処理にあたっては、積極的に資源化に取り組むとともに、やむを得ず発生するごみは自己の責任において、適正に処理を行います。</p>
市	<p>市は、市民・事業者のごみの減量化・資源化、環境問題への関心を高め、具体的な行動を推進するために、情報提供や環境学習、普及啓発、指導等により3Rを推進するとともに、分別の周知徹底と収集方法の改善等に取り組むなど、ごみの発生・排出抑制、資源の循環的利用の仕組みづくりを行います。</p> <p>また、やむを得ず発生するごみの適正処理を行うことはもちろん、環境負荷の低減を目指し、経費とのバランスを考慮した最適な処理システムを構築します。</p>

4 数値目標及び重点施策

(1) 数値目標

基本方針に基づく各種施策の進捗状況を定量的に把握・評価するため、平成 27 年度実績に対する各目標年度の数値目標を次のとおりとします。

■家庭ごみ

中間目標年度（平成 33 年度）までの数値目標（平成 27 年度実績比）

・ 資源を除く家庭ごみの排出量を

1 人 1 日あたり 5%（約 25 g）減量します

計画目標年度（平成 38 年度）までの数値目標（平成 27 年度実績比）

・ 資源を除く家庭ごみの排出量を

1 人 1 日あたり 10%（約 50 g）減量します

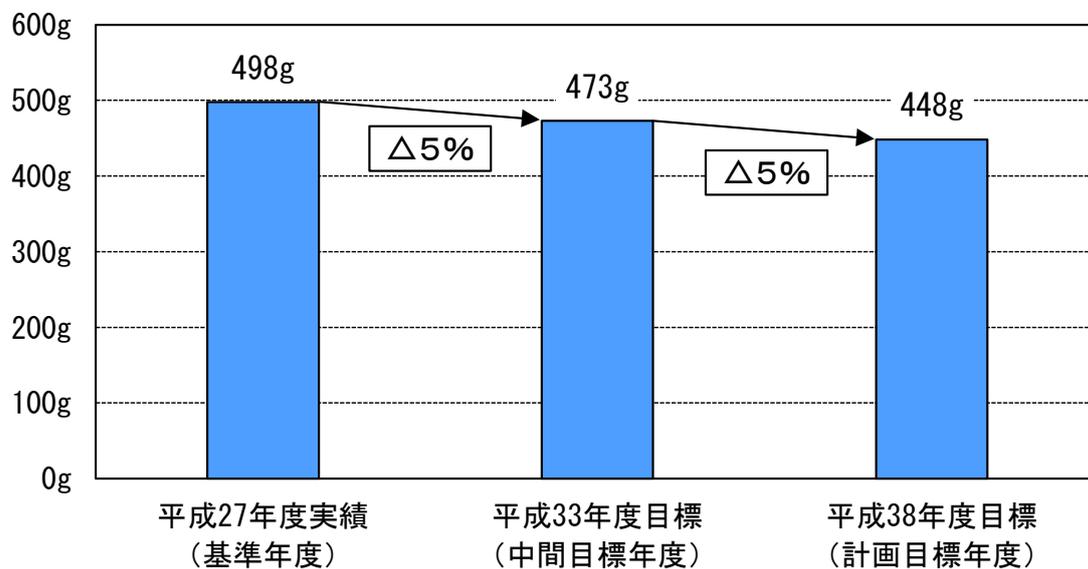


図 3-2 6 1 人 1 日当たりの家庭ごみ（資源除く）排出量の数値目標

■事業系ごみ

中間目標年度（平成33年度）までの数値目標（平成27年度実績比）

- ・ **事業系ごみ排出量を5%（約2,150t）減量します**

計画目標年度（平成38年度）までの数値目標（平成27年度実績比）

- ・ **事業系ごみ排出量を10%（約4,300t）減量します**

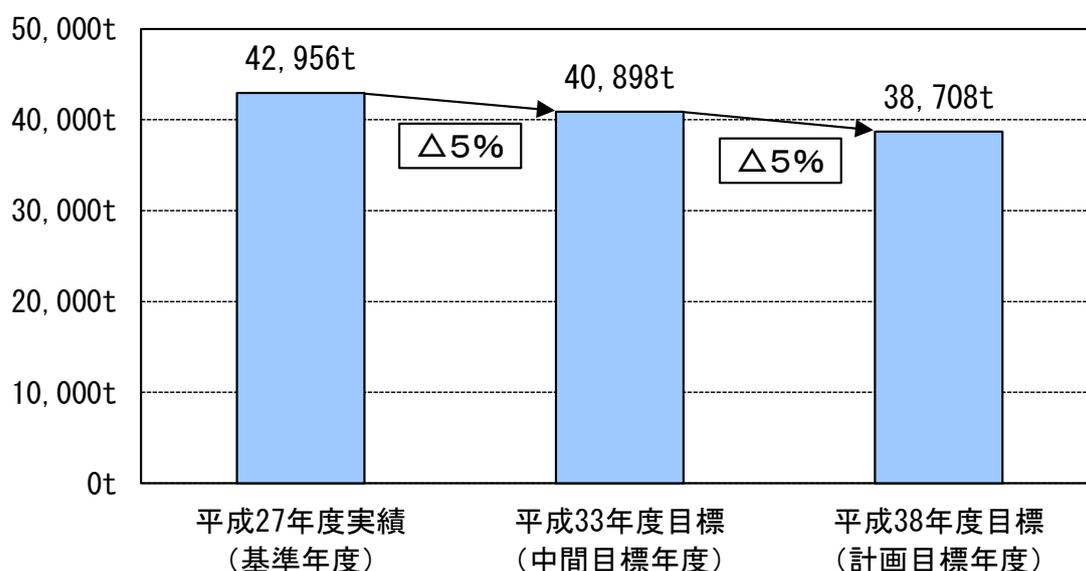


図 3-27 事業系ごみ排出量の数値目標

(2) 重点施策

数値目標の達成のために実施する施策のうち、次の施策を重点施策とします。

- ・ **家庭ごみの地区別収集によって把握される地区別の排出状況に基づく細やかな周知啓発**
- ・ **資源化可能な事業系古紙の焼却施設への搬入規制**
- ・ **適正に分別されていない事業系ごみ（産業廃棄物）の搬入規制**

なお、ごみの減量目標に対して削減量が大幅に少ないなど、ごみの減量や資源化のための取組による削減効果が見られない場合には、事業系ごみの「手数料の改定」、家庭ごみの「指定袋」や「有料化」の導入など、制度変更によるごみの減量施策の実施について中間目標年度以降に検討を行います。

5 将来予測（数値目標を達成した場合）

(1) ごみ総排出量

数値目標を達成した場合のごみ総排出量の将来予測を図 3-28 に示します。

ごみ総排出量は中間目標年度の平成 33 年度には 108,136 t/年（平成 27 年度比：5.4% 減）、計画目標年度の平成 38 年度には 102,369 t/年（平成 27 年度比：10.5% 減）になると予測されます。

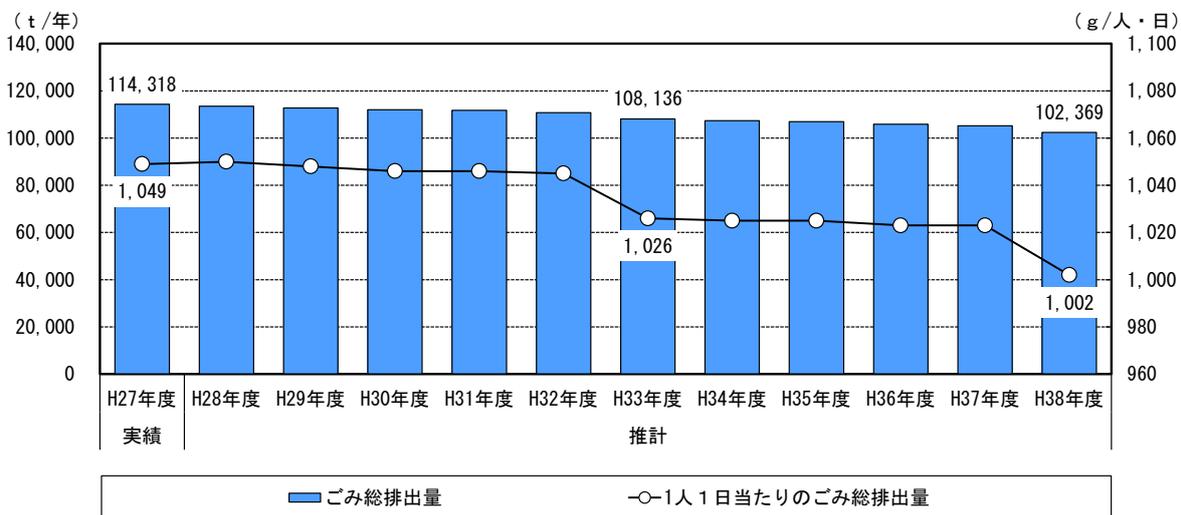


図 3-28 ごみ総排出量の将来予測

(2) 資源率

数値目標を達成した場合の資源率の将来予測を図 3-29 に示します。

資源率は中間目標年度の平成 33 年度には 26.0%（平成 27 年度比：2.1 ポイント増）、計画目標年度の平成 38 年度には 28.1%（平成 27 年度比：4.2 ポイント増）になると予測されます。

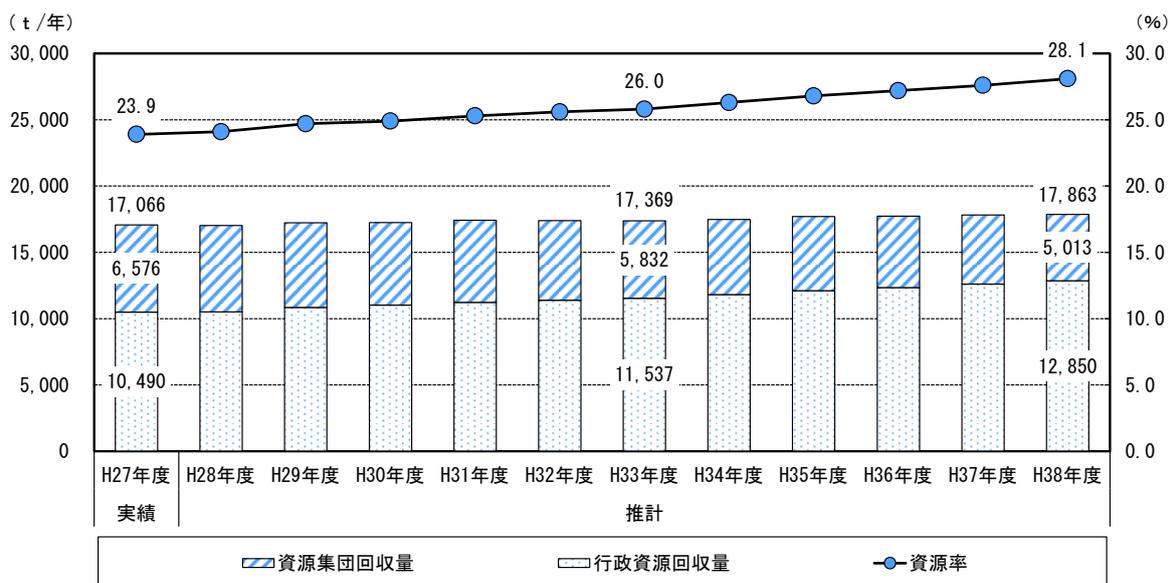


図 3-29 資源率の将来予測

(3) リサイクル率

数値目標を達成した場合のリサイクル率の将来予測を図 3-30 に示します。

リサイクル率は中間目標年度の平成 33 年度には 18.7% (平成 27 年度比 : 1.2 ポイント増), 計画目標年度の平成 38 年度には 19.3% (平成 27 年度比 : 1.8 ポイント増) になると予測されます。

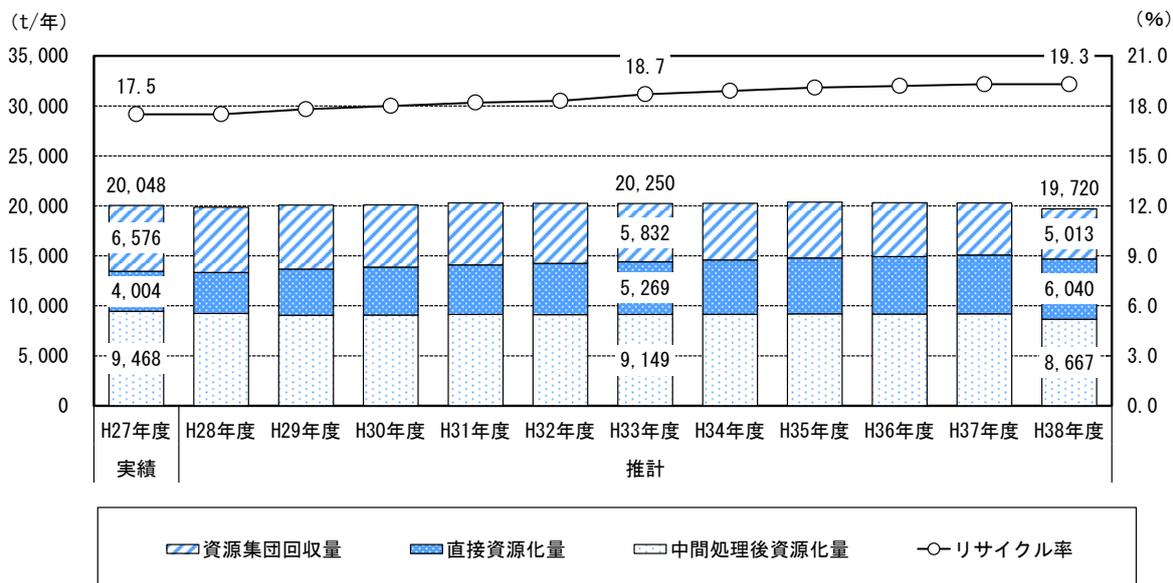


図 3-30 リサイクル率の将来予測

(4) 焼却処理量

数値目標を達成した場合の焼却処理量の将来予測を図 3-31 に示します。

焼却処理量は中間目標年度の平成 33 年度には 87,248 t/年 (平成 27 年度比 : 6.1%減), 計画目標年度の平成 38 年度には 82,026 t/年 (平成 27 年度比 : 11.7%減) になると予測されます。

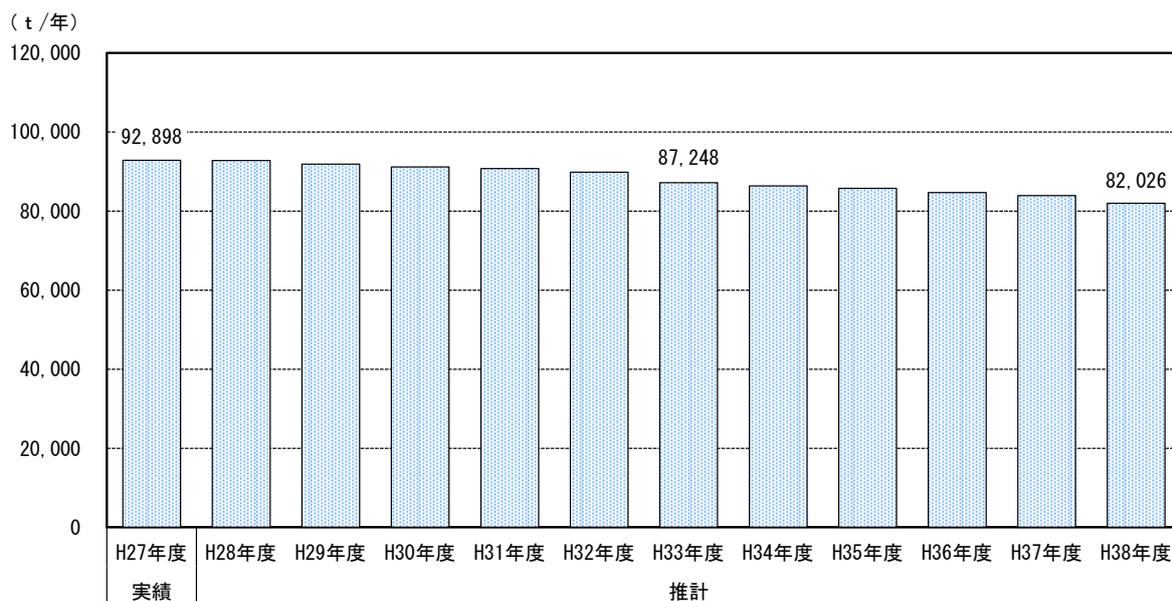


図 3-31 焼却処理量の将来予測

(5) 最終処分量

数値目標を達成した場合の最終処分量の将来予測を図 3-3 2 に示します。

最終処分量は中間目標年度の平成 33 年度には 12,292 t/年（平成 27 年度比：4.4%減）、計画目標年度の平成 38 年度には 11,261 t/年（平成 27 年度比：12.4%減）になると予測されます。

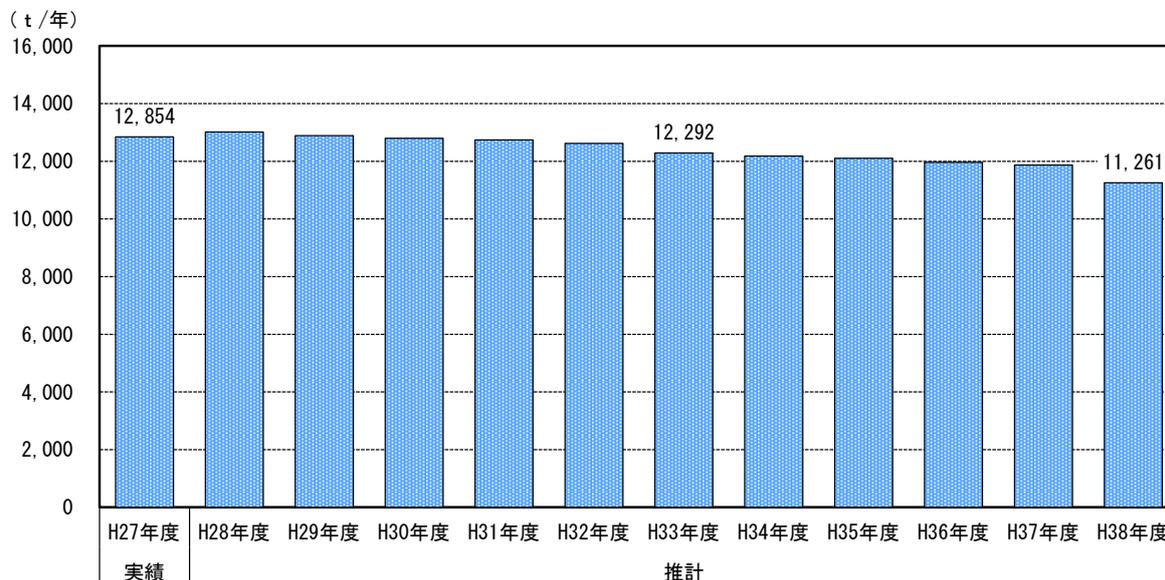


図 3-3 2 最終処分量の将来予測

～本計画における数値目標～

前回計画では、数値目標を「ごみ総排出量」により設定していましたが、ごみと資源の合計量である「ごみ総排出量」には、3R（排出抑制、再使用、再生利用）の取組効果のうち、再生利用の効果が反映されにくいいため、3Rの取組効果が全て減量に繋がる「資源を除く1人1日あたり家庭ごみ排出量」と「事業系ごみ排出量」を本計画における数値目標として設定しています。

なお、「ごみ総排出量」は、国や県、他自治体との比較等によって3Rの取組の推進状況を確認するための管理指標として随時把握します。

また、家庭における資源分別の取組状況を示す「資源率」と、ごみ総排出量に対する資源化量の割合を示す「リサイクル率」も、「ごみ総排出量」と同様に管理指標として随時把握します。

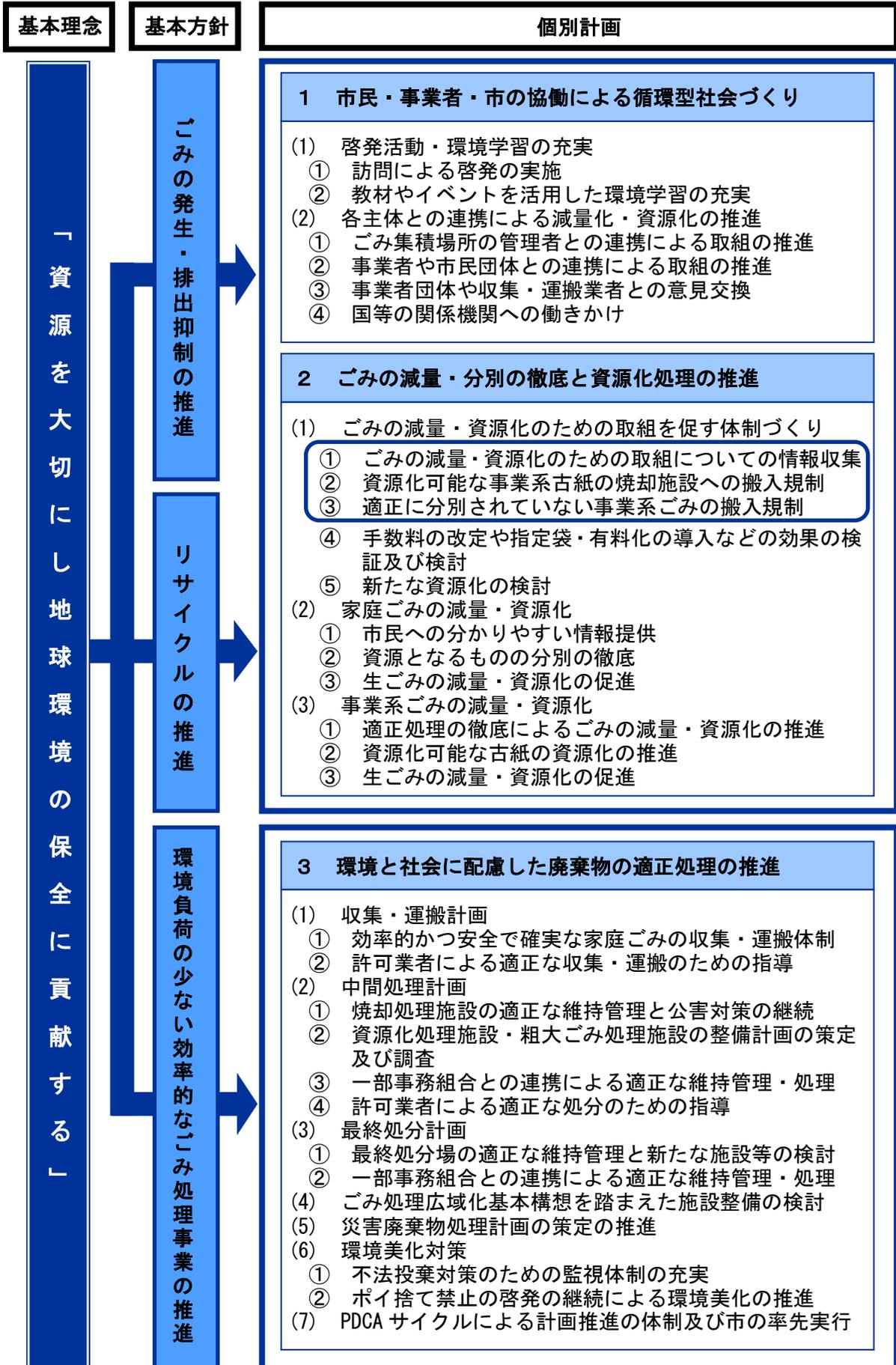


図 3-33 施策体系図

1 市民・事業者・市の協働による循環型社会づくり

(1) 啓発活動・環境学習の充実

① 訪問による啓発の実施

各町内会・自治会や希望団体に向け、分別に関する懇談会・研修会を開催し、市から直接周知を行います。また、幼稚園や保育園、学校への訪問啓発を通じて、次世代を担う子どもたちの環境に対する意識を高め、各家庭におけるごみ減量や資源化の取組の促進を図ります。

② 教材やイベントを活用した環境学習の充実

小学生向けの社会科補助教材「ごみとわたしたち」を作成・提供し、継続的な環境学習の充実を図ります。また、学校や町内会による市のごみ処理施設の見学を積極的に受け入れるとともに、市民参加型イベントや旧盛岡競馬場跡地に整備した盛岡市環境学習広場(エコアス広場)を活用した環境学習を実施し、子どもから大人まで、広い世代の市民が循環型社会形成の推進のために必要なことを学ぶことができる機会を設けます。

(2) 各主体との連携によるごみの減量・資源化の推進

① ごみ集積場所の管理者との連携による取組の推進

ごみ集積場所を管理する町内会・自治会や「盛岡市きれいなまち推進員」の協力を得ながら、ごみの減量・資源化の徹底を図るとともに、分別が守られないアパート等へのごみ対策として、管理会社への協力要請・指導などに取り組みます。

② 事業者や市民団体との連携による取組の推進

「ごみ減量・リサイクル協力店」「レジ袋使用量削減協力店」の認定制度を継続しながら、「容器包装廃棄物削減への取組に関する協定書」に基づき、容器包装の削減や資源化に向けた取組などを事業者や市民団体と連携して推進します。

③ 事業者団体や収集・運搬業者との意見交換

ごみの減量施策の推進のためには、各事業者団体や収集・運搬業者との連携が必要不可欠であるため、意見交換会等の機会を通じて各業者が抱える課題等を整理するとともに、よりよい処理体制の確立に向けた協議を行います。

④ 国等の関係機関への働きかけ

循環型社会の実現に向け、法の整備や改正に関して、市民の視点に立ち、他都市と連携して国等の関係機関への働きかけを行います。

2 ごみの減量・分別の徹底と資源化処理の推進

(1) ごみの減量・資源化のための取組を促す体制づくり

① ごみの減量・資源化のための取組についての情報収集 **重点施策**

家庭ごみの効率的な収集・運搬のために実施する盛岡地域の「地区別収集」を活用し、地区別のごみの排出状況や分別の取組状況の情報収集を図ります。これまでと比べてより身近な情報に基づく周知・啓発や、地区ごとの比較による取組状況の分析の実施に欠かせません。

また、事業系ごみについては、事業系一般廃棄物多量排出事業者に義務付けられているごみの減量及び適正処理に関する計画及び報告に基づき、取組状況の把握を継続して行うほか、一般廃棄物収集・運搬許可業者による事業系ごみの収集・運搬状況についての情報収集の充実を図ります。これらの分析に基づき、より効果的な周知・啓発及び指導につなげます。

② 資源化可能な事業系古紙の焼却施設への搬入規制 **重点施策**

事業系ごみに含まれている古紙の資源化の促進のため、本市の一般廃棄物処理施設に搬入可能な紙類を明確にし、搬入物調査で資源化すべきものが確認された場合の持ち帰りや指導を強化します。

③ 適正に分別されていない事業系ごみ（産業廃棄物）の搬入規制 **重点施策**

事業系ごみに含まれている産業廃棄物の対策のため、本市の一般廃棄物処理施設に搬入可能なごみを明確にし、搬入物調査で産業廃棄物に該当するごみが確認された場合の持ち帰りや指導を強化します。

④ 手数料の改定や指定袋・有料化の導入などの効果の検証及び検討

ごみの減量目標に対して削減量が大幅に少ないなど、ごみの減量や資源化のための取組による削減効果が見られない場合には、事業系ごみの手数料の改定、家庭ごみの指定袋や有料化の導入など、制度変更によるごみの減量施策を実施する可能性を見据え、効果の検証や、実施のために必要な事項についての検討を行います。

また、効果の検証及び検討にあたっては、清掃事業のコスト分析の結果や、岩手県が開催する家庭ごみ有料化・減量化研究会で採り上げられた事例等に基づいて行います。

⑤ 新たな資源化の検討

盛岡地域及び玉山地域の生ごみや、市の委託業者以外の収集・運搬許可業者がマンションから可燃ごみとして収集している容器包装など、現在資源化されていないごみがあることから、他都市が実施している分別や資源化の取組状況などを踏まえ、本市における新たな資源化処理の導入効果や費用の検証を行い、環境負荷の低減のために最適な手法を検討します。

(2) 家庭ごみの減量・資源化

① 市民への分かりやすい情報提供

ごみの収集カレンダーや分別辞典を全世帯を対象に配布するほか、広報を活用した情報発信を行うとともに、必要な情報を市民が市ホームページでも得られる体制を維持し、ごみの分別や減量のための取組について分かりやすさや利便性の向上を目指します。

② 資源となるものの分別の徹底

資源化できるものを正しい分別区分で排出できるよう、地区別収集を通じて得られる情報などに基づき、それぞれの地区において推進すべき取組について、懇談会や説明会の開催を通じて周知・啓発を行うほか、町内会、自治会ごとに置く「盛岡市きれいなまち推進員」と連携し、集積場所における立会い指導等を継続して行います。

また、資源集団回収事業の促進のため、報奨金の交付や優良団体の表彰制度などの実施団体・回収品目の拡充のための協力の呼びかけなどを継続して行います。

③ 生ごみの減量・資源化の促進

各家庭における生ごみ処理や水切りなどの減量の取組について、ダンボールコンポストなどの情報提供やモデル事業の実施を通じて周知・啓発します。

生ごみの分別収集を行っている都南地域では、収集した生ごみを堆肥にする資源化処理を継続して行うとともに、分別の取組の促進に努めます。

また、食べ残しや未利用のまま捨てられる食品などの食品ロス対策のため、食材を「買い過ぎない」「使い切る」「食べ切る」ための取組について周知・啓発します。

(3) 事業系ごみの減量・資源化

① 適正処理の徹底によるごみの減量・資源化の推進

「事業系ごみの分け方・出し方」等の配布物や市ホームページを通じ、業種別の具体的な品目に応じた排出区分について周知・啓発し、適切な処理方法の指導を実施するほか、一定規模以上の事務所や大規模小売店舗等に対し、条例で提出を義務付けている「事業系一般廃棄物減量等計画書」の内容の精査、立入検査による指導・助言を継続して行います。

また、岩手県及び本市の主催で開催している「産業廃棄物排出事業者説明会」において、一般廃棄物に関する情報を事業者に提供するほか、びん・缶・ペットボトル等の製造・販売事業者による自主回収や資源回収業者による資源化を促し、事業者自らによる効率的かつ適正な処理を推進します。

② 資源化可能な古紙の資源化の推進

資源化可能な古紙の焼却施設への搬入が確認された際の持ち帰りや指導の強化に併せ、資源回収業者の活用を促進するために周知・啓発を実施するほか、一般廃棄物収集・運搬許可業者による古紙の収集・運搬体制の充実を図ります。

③ 生ごみの減量・資源化の促進

飲食店や宿泊施設からごみとして出される食べ残し等の食品ロス対策のため、事業者各自の取組を促進するほか、全国的に推進され始めている「30・10（さんまる・いちまる）運動」などの取組を踏まえ、食べ残しに対する市民の意識の啓発を図ります。

また、飲食店や宿泊施設における未利用の食品や調理くずなどの資源化の促進や、生ごみの水切りの協力のための周知・啓発を行います。

3 環境と社会に配慮した廃棄物の適正処理の推進

(1) 収集・運搬計画

① 効率的かつ安全で確実な家庭ごみの収集・運搬体制

平成 29 年 6 月から盛岡地域の家庭ごみの「地区別収集」を完全施行し、効率的な収集・運搬の実施を図るほか、家庭ごみ収集・運搬業務の委託における業務遂行確認により、安全で確実な収集・運搬体制を構築し、市民サービスの向上を図ります。

また、ごみの排出やごみ集積場所の設置・維持管理への支援として、ごみ集積場所へ持ち出すことが難しい世帯への戸別訪問による「ごみ出しサポート」事業や、町内会や自治会等が行う家庭ごみ集積場所の設置にかかる費用に対する補助金の交付を継続して実施します。

② 許可業者による適正な収集・運搬のための指導

事業系ごみの収集・運搬は、排出事業者または一般廃棄物収集・運搬許可業者が行い、許可業者が業務を適正に行うよう指導を行います。

また、新たな許可の可否については、本市の区域内におけるごみ排出量の推移や現行の許可業者の収集・運搬能力や業務実績を踏まえ、現行の許可業者の事業への影響を適切に考慮した上で、方針を実施計画において毎年度定めることとします。

なお、都南地域における収集・運搬業の許可は、盛岡・紫波地区環境施設組合が行います。

(2) 中間処理計画

① 焼却処理施設の適正な維持管理と公害対策の継続

盛岡地域から排出される可燃ごみの焼却処理を行っている盛岡市クリーンセンターにおいては、焼却処理の安定稼働及び余熱利用によるサーマルリサイクルの推進に支障が生じることが無いよう、運転管理の適正化を図るとともに、焼却に伴って生じる環境汚染物質の対策を継続し、適切な維持管理を実施します。

また、施設周辺地域の住民との公害防止協定に基づき、協定を適正に運用するための連絡協議機関である「盛岡市クリーンセンター公害防止対策協議会」に対し、公害の監視結果や盛岡市クリーンセンターで行った措置等に関する情報の提供を継続して行います。

② 資源化処理施設・粗大ごみ処理施設の整備計画の策定及び調査

盛岡地域から排出されるびん・缶・ペットボトルの資源化処理を行う資源ごみ分別施設と、不燃ごみ・粗大ごみの破碎処理を行う粗大ごみ処理施設は老朽化が進んでいるため、盛岡市を含む県央ブロックのごみ処理広域化の方向性を踏まえながら、新設に向けた施設整備計画の策定、調査を行います。

③ 一部事務組合との連携による適正な維持管理及び処理

都南地域から排出されるごみは盛岡・紫波地区環境施設組合、玉山地域から排出されるごみは岩手・玉山環境組合で中間処理を行っています。

各組合及び構成町と連携し、施設の適正な維持管理と、適正処理の継続を図ります。

④ 許可業者による適正な処分のための指導

中間処理は、市及び一部事務組合のほか、一般廃棄物処分業許可業者が行うことから、許可業者が業務を適正に行うよう指導を行います。

また、新たな許可の可否については、本市の区域内におけるごみ排出量の推移や現行の許可業者の処分能力や業務実績を踏まえ、現行の許可業者の事業への影響を適切に考慮した上で、方針を実施計画において毎年度定めることとします。

なお、都南地域における処分業の許可は、盛岡・紫波地区環境施設組合が行います。

(3) 最終処分計画

① 最終処分場の適正な維持管理と新たな施設等の検討

盛岡地域から排出されるごみは盛岡市リサイクルセンター廃棄物処分場、玉山地域から排出されるごみは盛岡市玉山廃棄物処分場への埋立処分を行っています。

両施設においては、放流水の水質管理や周辺環境への影響の監視を徹底し、適正な維持管理を継続するとともに、埋立量の推移や残余容量を勘案しながら、焼却灰の有効利用の検討や、新たな施設の必要性の検証及び検討を進めます。

また、施設周辺地域の住民との環境保全に関する協定に規定されている事項の連絡協議機関である「盛岡市廃棄物処分場環境保全対策協議会」に対し、放流水の水質測定結果や周辺状況の監視による測定結果に関する情報の提供を継続して行います。

② 一部事務組合との連携による適正な維持管理及び処理

都南地域から排出されるごみの最終処分は、盛岡・紫波地区環境施設組合一般廃棄物最終処理場で埋立処分を行っています。

組合及び構成町と連携し、施設の適正な維持管理と、適正処理の継続を図ります。

(4) ごみ処理広域化基本構想を踏まえた施設整備の検討

「岩手県ごみ処理広域化計画」において、本市を含む盛岡広域振興局管内の3市5町が県央ブロックとして位置付けられ、広域処理の推進が求められています。

3市5町及び6つの一部事務組合で構成する「県央ブロックごみ・し尿処理広域化推進協議会」は、効率的なごみ処理や環境負荷の軽減を図るため、廃棄物の広域処理について検討を進め、「県央ブロックごみ・し尿処理広域化基本構想」を平成27年1月に策定しました。

本市の中間処理施設は、老朽化や耐用年数に対応した管理や整備が必要であることから、県央ブロックの広域化基本構想との整合を図りながら、施設整備の検討を進めます。

(5) 災害廃棄物処理計画の策定の推進

災害に伴い発生する廃棄物の処理について、岩手県が平成 28 年 3 月に策定した「岩手県災害廃棄物対応方針」を踏まえ、本市の災害廃棄物処理に関する計画の策定を推進します。

当計画には、周辺市町村との連携や、関係団体との協定に基づく協力によって実施する災害廃棄物の一時集積場所、分別区分、搬入方法等の処理体制について定めることを検討しています。

(6) 環境美化対策

① 不法投棄対策のための監視体制の充実

不法投棄の監視・情報収集を行う廃棄物不法投棄監視員を委嘱するとともに、周知啓発やパトロールを継続し、盛岡市不法投棄監視ネットワーク体制による早期発見・早期対応に努めます。また、不法投棄常習箇所には啓発看板や監視カメラを設置し、未然防止を図ります。

不法投棄行為者が特定できる場合は、警察に協力を求め、厳重な注意・指導を行うとともに、悪質と認められる案件については告発・摘発を行います。

また、不法投棄防止のための規程を定めることについて、研究・情報収集を行います。

② ポイ捨て禁止の啓発の継続による環境美化の推進

地域環境の美化をさらに推進するため、市街地の路上に設置している「ポイ捨て禁止啓発シール」の維持管理や地域清掃活動の支援を行い、環境美化に対する市民の意識の高揚を図ります。

(7) P D C Aサイクルによる計画推進の体制及び市の率先実行

本計画の策定後、P D C Aサイクルによって計画を管理するとともに、部門ごとの費用分析の結果に基づき、本市における清掃事業のさらなる効率化を目指します。

また、事業者の取組を先導していくためにも、「盛岡市環境基本計画〔第二次〕改訂版」に位置付けられている「市の率先実行の推進」などを踏まえ、事業者としての本市のごみの発生・排出抑制、適正排出の徹底、資源化などへの取組を推進します。

一般廃棄物処理基本計画におけるP D C Aサイクルイメージを図 3-34、評価項目を表 3-26 に示します。

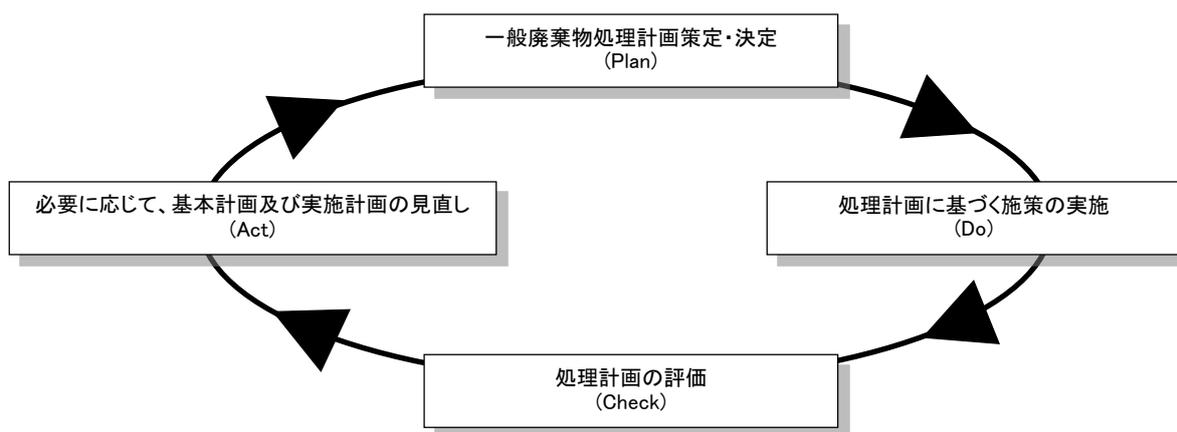


図 3-34 P D C Aサイクルイメージ

表 3-26 評価項目

視点	指標で測るもの	指標の名称	単位	評価方法
循環型社会の形成	廃棄物排出量	1人1日当たりの家庭ごみ（資源を除く）排出量	g/人・日	数値目標を達成できているか
		事業系ごみ排出量	t/年	
その他	施策の実施状況	—	—	施策の実施ができ、効果が得られているか

第4章 生活排水処理基本計画

第1節 生活排水処理の現状

1 生活排水処理体系の現状

本市における生活排水の処理体系を図 4-1 に示します。

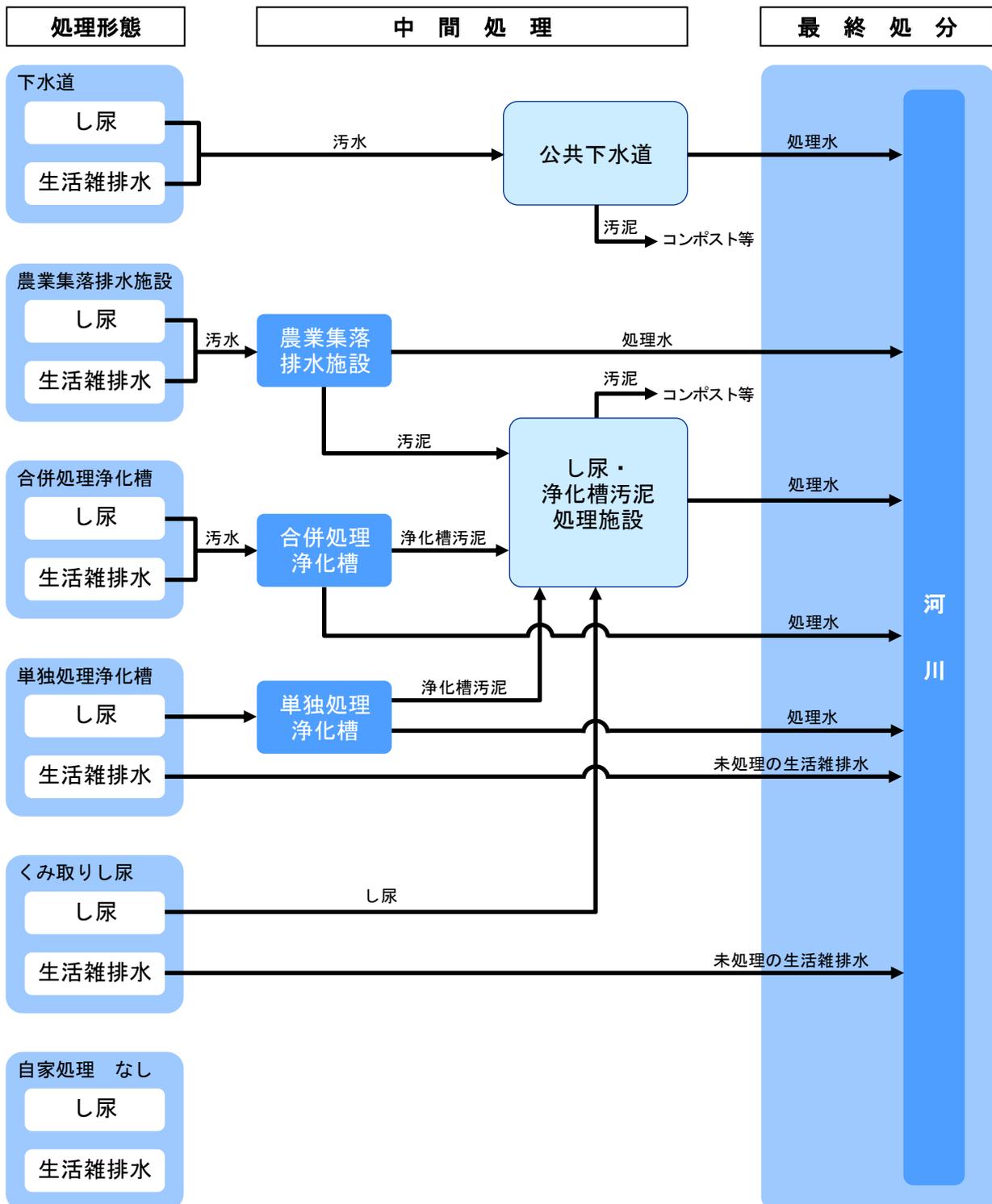


図 4-1 生活排水の処理体系

2 生活排水処理形態別人口の推移

本市における生活排水処理形態別人口の推移を表 4-1, 図 4-2 に示します。

平成 27 年度現在の水洗化人口は 272,736 人となっており, 区域内人口に占める水洗化人口の割合(水洗化率)は 93.1%となっています。

表 4-1 生活排水処理形態別人口の推移

(単位:人)

			H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	
水洗化	公共下水道	a	236,097	240,685	242,362	242,704	245,336	
	コミュニティプラント	b	4,420	1,438	1,417	1,420	1,457	
	農業集落排水	c	6,873	6,902	6,926	6,835	6,723	
	浄化槽	d=e+f	24,815	24,401	23,576	17,925	17,567	
	合併処理浄化槽	e	15,480	15,143	15,068	16,038	15,748	
	単独処理浄化槽	f	9,335	9,258	8,508	1,887	1,819	
	計	g=a+b+c+d	272,205	273,426	274,281	268,884	271,083	
非水洗化	くみ取りし尿	h	22,607	20,666	19,008	24,080	22,056	
	自家処理	i	0	0	0	0	0	
	計	j=h+i	22,607	20,666	19,008	24,080	22,056	
合計(区域内人口)			k	294,812	294,092	293,289	292,964	293,139
水洗化率			L=g/k	92.3%	93.0%	93.5%	91.8%	92.5%

			H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	
水洗化	公共下水道	a	248,791	249,995	251,123	251,810	251,299	
	コミュニティプラント	b	0	0	0	0	0	
	農業集落排水	c	6,708	6,631	6,650	6,518	6,454	
	浄化槽	d=e+f	15,811	15,854	15,440	15,074	14,983	
	合併処理浄化槽	e	14,032	14,075	13,688	13,359	13,562	
	単独処理浄化槽	f	1,779	1,779	1,752	1,715	1,421	
	計	g=a+b+c+d	271,310	272,480	273,213	273,402	272,736	
非水洗化	くみ取りし尿	h	22,758	21,955	21,587	20,670	20,244	
	自家処理	i	0	0	0	0	0	
	計	j=h+i	22,758	21,955	21,587	20,670	20,244	
合計(区域内人口)			k	294,068	294,435	294,800	294,072	292,980
水洗化率			L=g/k	92.3%	92.5%	92.7%	93.0%	93.1%

※平成 21 年度以降の単独処理浄化槽人口は, 廃止となった単独処理浄化槽を本市において精査した結果であり, 平成 20 年度以前の単独処理浄化槽人口は, 岩手県県央保健所(前岩手県盛岡保健所)のデータによる。

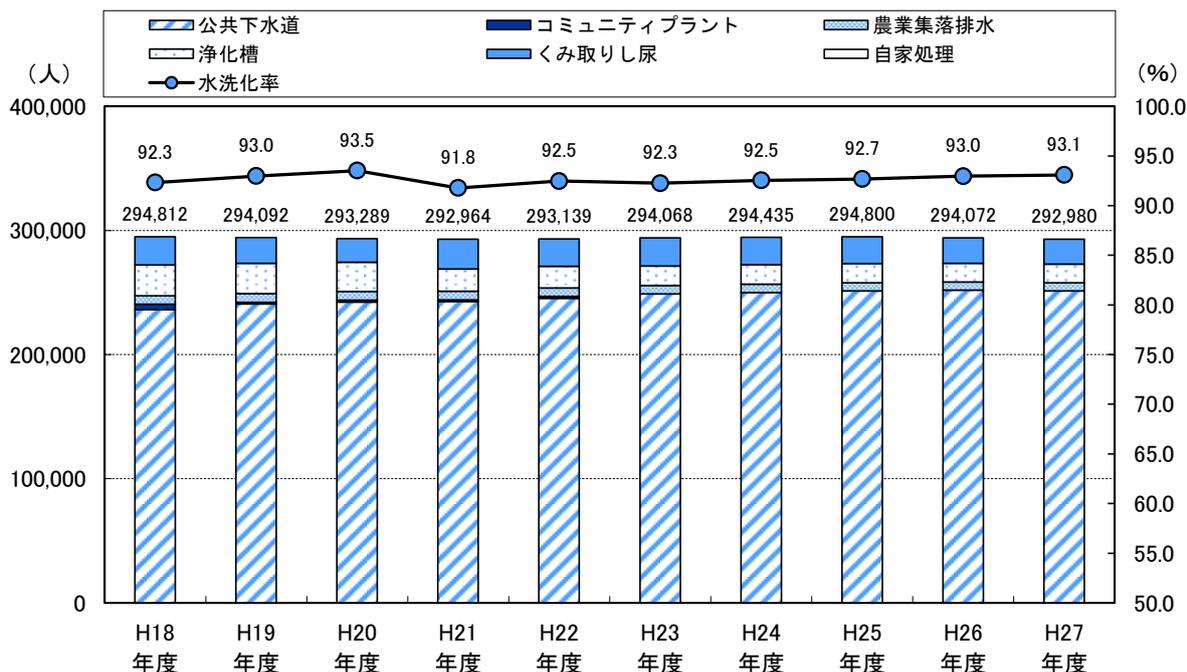


図 4-2 生活排水処理形態別人口の推移

3 し尿及び浄化槽汚泥の収集・運搬の現状

本市におけるし尿及び浄化槽汚泥の収集・運搬の現状を表 4-2 に示します。

し尿の収集・運搬は、盛岡地域は許可業者、都南地域は紫波、稗貫衛生処理組合が委託する業者、玉山地域は盛岡北部行政事務組合が委託する業者が実施しています。

また浄化槽汚泥の収集・運搬は、盛岡地域及び都南地域は許可業者、玉山地域は盛岡北部行政事務組合が委託する業者が実施しています。

表 4-2 し尿及び浄化槽汚泥の収集・運搬の現状

地域名	し尿の収集・運搬	浄化槽汚泥の収集・運搬
盛岡地域	許可業者	許可業者
都南地域	紫波、稗貫衛生処理組合が委託する業者	許可業者
玉山地域	盛岡北部行政事務組合が委託する業者	盛岡北部行政事務組合が委託する業者

4 中間処理・最終処分 of 現状

(1) し尿及び浄化槽汚泥処理施設の概要及び位置

本市におけるし尿及び浄化槽汚泥処理施設の概要を表 4-3 に、施設等配置図を図 4-3 に示します。

し尿及び浄化槽汚泥の処理は、盛岡地域は盛岡地区衛生処理組合の滝沢処理センター、都南地域は紫波、稗貫衛生処理組合の衛生処理場、玉山地域は盛岡北部行政事務組合の北岩手環境衛生センターで行っています。

表 4-3 し尿及び浄化槽汚泥処理施設の概要

地域名	施設名	管理者	所在地	処理形式	処理能力	竣工年月
盛岡地域	し尿処理施設(第一処理棟)	盛岡地区衛生処理組合	滝沢市大崎	標準脱窒素処理方式+高度処理	し尿 70kL/日 浄化槽汚泥 30kL/日	S60. 10
	し尿処理施設(第二処理棟)			膜分離高負荷脱窒素処理方式	し尿 50kL/日 浄化槽汚泥 20kL/日	H17. 9
	汚泥再生処理施設			油温減圧乾燥処理方式	資源化 170kL/日	
都南地域	し尿処理施設	紫波、稗貫衛生処理組合	紫波郡紫波町南日詰字小路口	標準脱窒素処理方式+高度処理	し尿・浄化槽汚泥 170kL/日	S57. 8
玉山地域	し尿処理施設	盛岡北部行政事務組合	八幡平市平舘	二段活性汚泥処理	し尿 100kL/日	S62. 10
	浄化槽汚泥処理施設			浄化槽汚泥専用処理方式	浄化槽汚泥 45kL/日	H10. 3



図 4-3 施設等配置図

(2) し尿及び浄化槽汚泥の処理量の推移

本市におけるし尿及び浄化槽汚泥の処理量の推移を表 4-4 及び図 4-4 に示します。

し尿及び浄化槽汚泥の処理量は本市全域で減少傾向にあり、平成 27 年度は 30,493kL（平成 22 年度比 15.0%減）となっています。

表 4-4 し尿及び浄化槽汚泥の処理量の推移

(単位：kL/年)

処理区域	処理施設	区分	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度
盛岡地域	盛岡地区 衛生処理組合	し尿	15,882	14,624	13,916	13,392	12,945
		浄化槽汚泥	4,517	4,016	3,649	3,662	3,112
		計	20,399	18,641	17,565	17,054	16,056
都南地域	紫波、稗貫 衛生処理組合	し尿	11,225	10,249	9,524	9,240	9,260
		浄化槽汚泥	3,450	3,474	3,737	3,445	3,347
		計	14,675	13,723	13,262	12,686	12,607
玉山地域	盛岡北部 行政事務組合	し尿	5,712	5,856	5,676	5,857	5,671
		浄化槽汚泥	1,147	1,326	1,585	1,406	1,554
		計	6,859	7,182	7,261	7,263	7,224
合計		し尿	32,819	30,729	29,116	28,489	27,876
		浄化槽汚泥	9,114	8,816	8,971	8,513	8,013
		計	41,933	39,546	38,088	37,003	35,887

処理区域	処理施設	区分	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度
盛岡地域	盛岡地区 衛生処理組合	し尿	12,096	11,142	11,302	10,543	10,272
		浄化槽汚泥	3,272	3,338	4,010	3,422	3,293
		計	15,369	14,480	15,312	13,965	13,564
都南地域	紫波、稗貫 衛生処理組合	し尿	9,066	8,715	8,820	8,179	7,895
		浄化槽汚泥	3,420	3,033	3,395	3,080	3,186
		計	12,486	11,748	12,214	11,259	11,081
玉山地域	盛岡北部 行政事務組合	し尿	4,951	4,647	4,629	4,294	4,301
		浄化槽汚泥	1,524	1,644	1,486	1,508	1,547
		計	6,475	6,291	6,115	5,802	5,847
合計		し尿	26,113	24,504	24,751	23,016	22,468
		浄化槽汚泥	8,216	8,015	8,891	8,010	8,025
		計	34,329	32,519	33,642	31,026	30,493

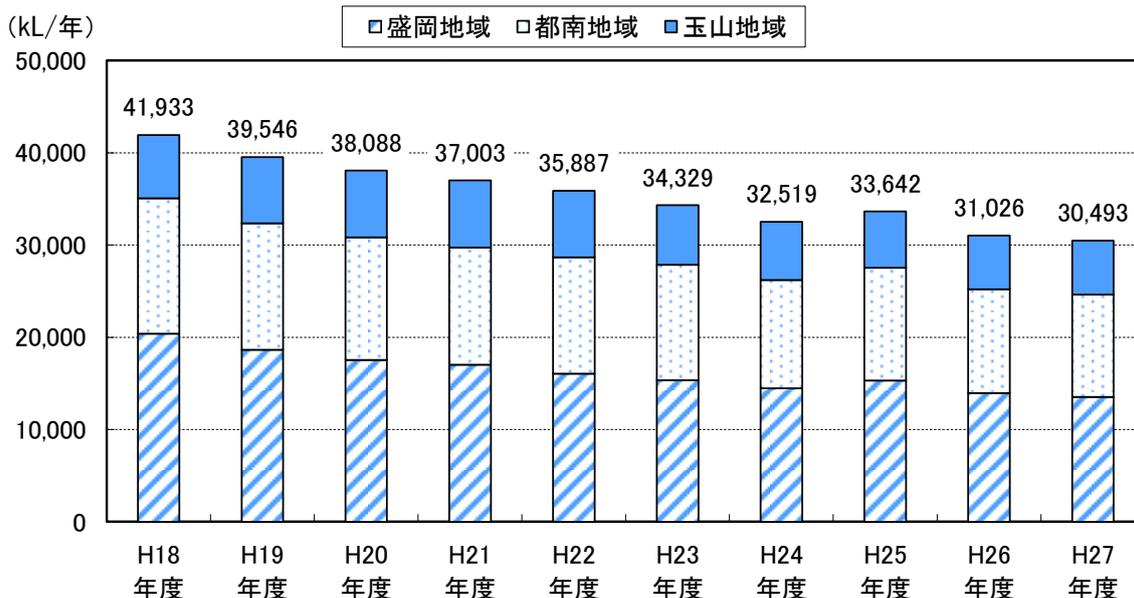


図 4-4 し尿及び浄化槽汚泥の処理量の推移

5 生活排水処理の課題

生活排水処理の状況を踏まえて解決すべき課題は次のとおりです。

(1) 水洗化の推進

水洗化率は、平成 27 年度で 93.1%まで増加していますが、そのうちの 80%以上が公共下水道によるもので、残りは合併処理浄化槽と農業集落排水施設によるものです。

水洗化率を向上させるためには、くみ取りし尿、単独処理浄化槽から公共下水道及び農業集落排水施設への接続を促すことが必要です。

(2) 合併処理浄化槽の設置の推進

公共下水道及び農業集落排水施設処理区域以外のし尿及び生活雑排水は、合併処理浄化槽、単独処理浄化槽、くみ取りし尿で処理されています。単独処理浄化槽、くみ取りし尿による処理では、未処理の生活排水が河川等の公共用水域に排出され、水質汚濁の原因となります。

水質保全のため、単独処理浄化槽、くみ取りし尿による処理を継続している世帯には、合併処理浄化槽への転換を促すことが重要です。

(3) し尿及び浄化槽汚泥の収集・運搬

し尿及び浄化槽汚泥は、くみ取りし尿から合併処理浄化槽への転換が促されることにより、し尿の量が減少し、浄化槽汚泥量が増加すると推測されます。したがって、それぞれの排出量に留意し、適正に収集・運搬が行える体制を維持することが必要です。

また、これまでの収集・運搬体制を維持しつつ、市民サービスの向上、衛生処理の徹底化を図る必要があります。

収集・運搬の効率化を図りながら、施設の安定運転のため、浄化槽汚泥を計画的に収集・運搬して搬入量の平準化を図るような取組が必要です。

(4) し尿及び浄化槽汚泥の処理・処分

紫波、稗貫衛生処理組合は、平成 31 年 3 月末に解散が予定されており、それに伴って都南地域のし尿処理施設が廃止となるため、処理施設を確保して適正に処理が行える体制を維持することが必要です。

1 基本理念

快適で豊かな水環境の保全

2 基本方針

基本理念に基づき、次の3つの基本方針を掲げます。

基本方針1 生活排水の適正処理の推進

快適で豊かな水環境を保全するため、生活排水の適正処理を推進する必要があります。
そのため、本市では、公共下水道計画区域内の事業を着実に推進するとともに、既存汚水施設の適切な維持管理を実施するほか、公共下水道計画区域外においては、浄化槽の設置や農業集落排水施設への接続を促進します。

基本方針2 一部事務組合との連携体制の強化

快適で豊かな水環境を保全するため、本市のし尿及び浄化槽汚泥を処理・処分している盛岡地区衛生処理組合、紫波、稗貫衛生処理組合及び盛岡北部行政事務組合と連携を図り、適正処理を推進します。

基本方針3 普及啓発の推進

快適で豊かな水環境を保全するため、ホームページ等を活用するとともに、一部事務組合と連携を図りながら、普及啓発を推進します。

3 処理主体

生活排水処理の処理主体を表 4-5 に示します。

表 4-5 処理主体

処理主体	種 類	対象の生活排水
・ 本市	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公共下水道 ・ 農業集落排水施設 ・ 公設浄化槽（玉山地域のみ） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各家庭からのし尿・生活雑排水
<ul style="list-style-type: none"> ・ 盛岡地区衛生処理組合 ・ 紫波、稗貫衛生処理組合 ・ 盛岡北部行政事務組合 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各組合のし尿・浄化槽汚泥処理施設 	<ul style="list-style-type: none"> ・ くみ取り世帯からのし尿 ・ 合併処理浄化槽からの浄化槽汚泥 ・ 単独処理浄化槽からの浄化槽汚泥 ・ 農業集落排水施設からの汚泥
・ 市民	<ul style="list-style-type: none"> ・ 合併処理浄化槽 ・ 単独処理浄化槽 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各家庭からのし尿・生活雑排水

第3節 生活排水処理の将来予測

1 処理形態別人口の将来予測

本市の生活排水処理形態別人口の将来予測を表 4-6 及び図 4-5 に示します。

本市において公共下水道、農業集落排水、浄化槽にて水洗化を実施している人の割合を示す水洗化率は、本計画目標年度である平成38年度では95.2%と予想されます。

表 4-6 処理形態別人口の将来予測

(単位：人)

			実績	推計					
			H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度	
水洗化	公共下水道	a	251,299	250,191	249,082	247,974	246,866	245,758	
	農業集落排水	b	6,454	6,425	6,373	6,321	6,268	6,216	
	浄化槽	c=d+e	14,983	14,968	14,953	14,938	14,923	14,908	
	合併処理浄化槽	d	13,562	13,553	13,545	13,536	13,527	13,519	
	単独処理浄化槽	e	1,421	1,415	1,408	1,402	1,396	1,389	
	計	f=a+b+c	272,736	271,584	270,408	269,233	268,057	266,882	
非水洗化	くみ取りし尿	g	20,244	19,611	19,004	18,397	17,793	17,190	
	自家処理	h	0	0	0	0	0	0	
	計	i=g+h	20,244	19,611	19,004	18,397	17,793	17,190	
合計（区域内人口）			j	292,980	291,195	289,412	287,630	285,850	284,072
水洗化率			k=f/j	93.1%	93.3%	93.4%	93.6%	93.8%	93.9%

			推計						
			H33年度	H34年度	H35年度	H36年度	H37年度	H38年度	
水洗化	公共下水道	a	244,649	243,541	242,433	241,325	240,216	239,108	
	農業集落排水	b	6,164	6,112	6,060	6,007	5,955	5,903	
	浄化槽	c=d+e	14,893	14,878	14,863	14,848	14,833	14,818	
	合併処理浄化槽	d	13,510	13,501	13,492	13,484	13,475	13,466	
	単独処理浄化槽	e	1,383	1,377	1,371	1,364	1,358	1,352	
	計	f=a+b+c	265,706	264,531	263,356	262,180	261,004	259,829	
非水洗化	くみ取りし尿	g	16,547	15,904	15,263	14,625	13,988	13,070	
	自家処理	h	0	0	0	0	0	0	
	計	i=g+h	16,547	15,904	15,263	14,625	13,988	13,070	
合計（区域内人口）			j	282,253	280,435	278,619	276,805	274,992	272,899
水洗化率			k=f/j	94.1%	94.3%	94.5%	94.7%	94.9%	95.2%

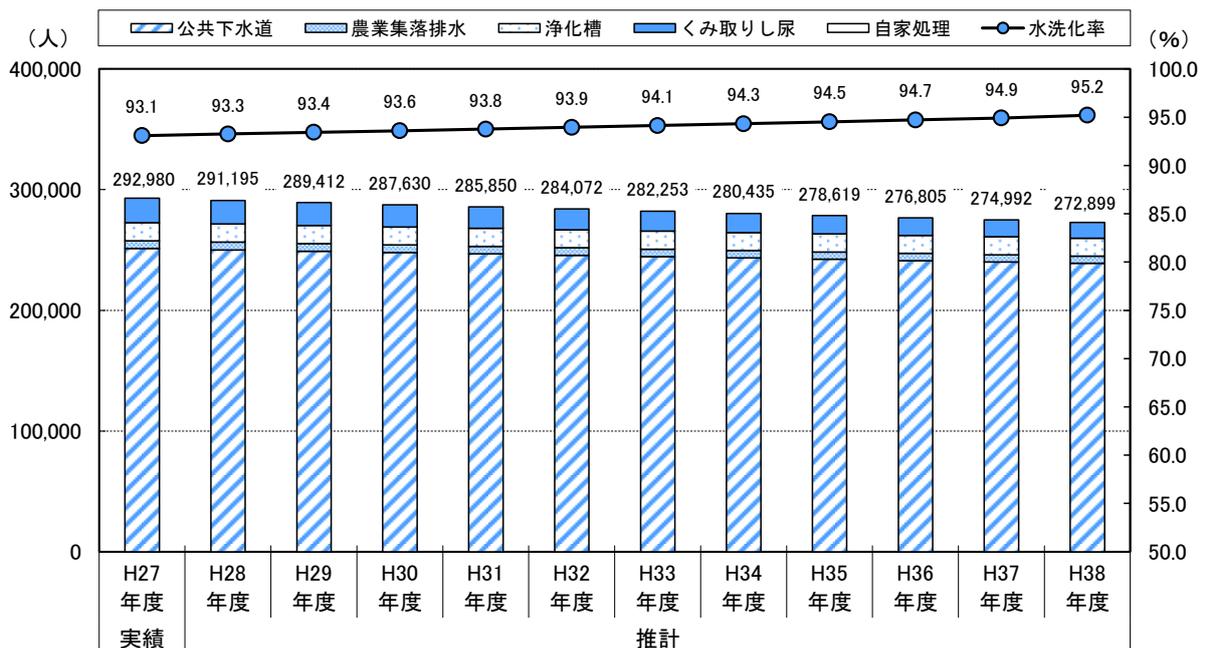


図 4-5 処理形態別人口の将来予測

2 し尿及び浄化槽汚泥量の将来予測

本市におけるし尿及び浄化槽汚泥量の将来予測を表 4-7 及び図 4-6 に示します。

し尿及び浄化槽人口の減少に伴い、し尿収集量及び浄化槽汚泥収集量はともに減少し、本計画目標年度である平成 38 年度では、し尿 14,455kL、浄化槽汚泥 7,714kL となり、合計 22,169kL と予測されます。

表 4-7 し尿及び浄化槽汚泥量の将来予測

		実績	推計				
		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度
し尿	くみ取り人口 (人)	20,244	19,611	19,004	18,397	17,793	17,190
	し尿収集量 (kL/年)	22,468	21,689	21,017	20,346	19,732	19,011
	1人1日当たりの量 (H27年度実績値) (L/人・日)	3.03	3.03	3.03	3.03	3.03	3.03
浄化槽汚泥	合併処理浄化槽人口 (人)	13,562	13,553	13,545	13,536	13,527	13,519
	単独処理浄化槽人口 (人)	1,421	1,415	1,408	1,402	1,396	1,389
	農業集落排水人口 (人)	6,454	6,425	6,373	6,321	6,268	6,216
	合計 (人)	21,437	21,393	21,326	21,259	21,191	21,124
	浄化槽汚泥収集量 (kL/年)	8,025	7,965	7,940	7,915	7,911	7,864
	1人1日当たりの量 (H27年度実績値) (L/人・日)	1.02	1.02	1.02	1.02	1.02	1.02
合計	(kL/年)	30,493	29,654	28,957	28,261	27,643	26,875

		推計					
		H33年度	H34年度	H35年度	H36年度	H37年度	H38年度
し尿	くみ取り人口 (人)	16,547	15,904	15,263	14,625	13,988	13,070
	し尿収集量 (kL/年)	18,300	17,589	16,926	16,175	15,470	14,455
	1人1日当たりの量 (H27年度実績値) (L/人・日)	3.03	3.03	3.03	3.03	3.03	3.03
浄化槽汚泥	合併処理浄化槽人口 (人)	13,510	13,501	13,492	13,484	13,475	13,466
	単独処理浄化槽人口 (人)	1,383	1,377	1,371	1,364	1,358	1,352
	農業集落排水人口 (人)	6,164	6,112	6,060	6,007	5,955	5,903
	合計 (人)	21,057	20,990	20,923	20,855	20,788	20,721
	浄化槽汚泥収集量 (kL/年)	7,840	7,815	7,811	7,764	7,739	7,714
	1人1日当たりの量 (H27年度実績値) (L/人・日)	1.02	1.02	1.02	1.02	1.02	1.02
合計	(kL/年)	26,140	25,404	24,737	23,939	23,209	22,169

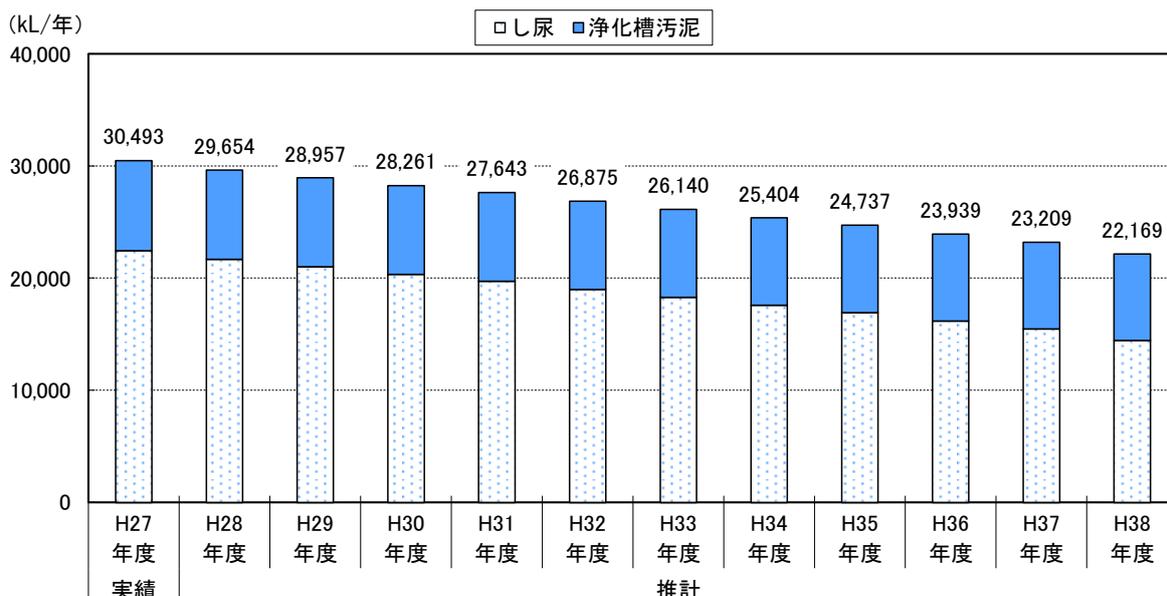


図 4-6 し尿及び浄化槽汚泥量の将来予測

第4節 個別計画

1 生活排水処理

(1) 汚水処理計画

平成28年3月に策定した盛岡市汚水処理基本計画に基づき、公共下水道事業、農業集落排水事業及び浄化槽事業を効率的に推進します。

公共下水道については、公共下水道計画区域内の整備を計画的に推進するとともに、施設の老朽化・耐震化対策のほか、下水道処理区域内未接続世帯の早期解消を図ります。

また、公共下水道計画区域外においては、浄化槽設置費補助制度の充実による浄化槽設置、農業集落排水施設への接続等を促進するほか、農業集落排水施設の公共下水道への接続を推進します。

なお、推進に当たっては、水環境の保全に住民の主体的な協力が得られるよう、広報誌、ホームページ等多様な媒体により積極的に情報を提供していきます。

2 し尿・汚泥処理

(1) 収集・運搬計画

廃棄物処理法第7条第1項に基づく一般廃棄物（し尿・浄化槽汚泥）の収集・運搬業に関する許可は、盛岡地域は本市、都南地域は紫波、稗貫衛生処理組合、玉山地域は盛岡北部行政事務組合が行います。

なお、紫波、稗貫衛生処理組合は平成31年3月末に解散する予定であるため、平成30年4月からの都南地域の一般廃棄物（し尿・浄化槽汚泥）の収集・運搬業の許可は本市が行います。平成30年4月以降におけるし尿・浄化槽汚泥の収集・運搬の体制を表4-8に示します。

し尿等の処理量は今後も減少が見込まれることから、本市においては、現状の許可業者による収集・運搬体制を維持し、安定した処理の継続を図ります。

表 4-8 平成30年4月以降のし尿及び浄化槽汚泥の収集・運搬の体制

地域名	し尿の収集・運搬	浄化槽汚泥の収集・運搬
盛岡地域	許可業者	許可業者
都南地域	許可業者	許可業者
玉山地域	盛岡北部行政事務組合が委託する業者	盛岡北部行政事務組合が委託する業者

(2) 中間処理・最終処分計画

本市におけるし尿・浄化槽汚泥の中間処理・最終処分は一部事務組合が行うこととなっていることから、本市は一部事務組合の構成市町と連携し、老朽化対策を含め、各組合における施設の適正な維持管理と適正処理の継続を図ります。

なお、紫波、稗貫衛生処理組合は平成 31 年 3 月末に解散する予定であるため、都南地域のし尿・浄化槽汚泥の中間処理・最終処分は平成 30 年 4 月から盛岡地区衛生処理組合が行う見込みです。平成 30 年 4 月以降におけるし尿及び浄化槽汚泥の処理施設の概要を表 4-9 に示します。

中間処理に伴い発生する脱水汚泥の放射能濃度は、各一部事務組合等と協議の上、随時測定を行います。

表 4-9 平成 30 年 4 月以降におけるし尿及び浄化槽汚泥処理施設の概要

地域名	施設名	管理者	所在地	処理形式	処理能力	竣工年月
盛岡地域・都南地域	し尿処理施設(第一処理棟)	盛岡地区衛生処理組合	滝沢市大崎	標準脱窒素処理方式+高度処理	し尿 70kL/日 浄化槽汚泥 30kL/日	S60.10
	し尿処理施設(第二処理棟)			膜分離高負荷脱窒素処理方式	し尿 50kL/日 浄化槽汚泥 20kL/日	H17.9
	汚泥再生処理施設			油温減圧乾燥処理方式	資源化 170kL/日	
玉山地域	し尿処理施設	盛岡北部行政事務組合	八幡平市平館	二段活性汚泥処理	し尿 100kL/日	S62.10
	浄化槽汚泥処理施設			浄化槽汚泥専用処理方式	浄化槽汚泥 45kL/日	H10.3

(3) その他

今後さらに減少が見込まれるし尿等の処理量と、各処理施設の老朽化の状況を踏まえ、これからの施設のあり方や新たな処理方法等について、一部事務組合とその構成市町及び「県中央ブロックごみ・し尿処理広域化推進協議会」と協議を進めます。

盛岡市廃棄物対策審議会委員名簿

(五十音順・敬称略)

氏 名	役 職 名 等	備 考
浅 沼 清 一	岩手中央農業協同組合 代表理事専務	
泉 桂 子	公立大学法人岩手県立大学総合政策学部 准教授	
小野寺 浩 子	公募委員	
梶 田 佐知子	特定非営利活動法人岩手県地域婦人団体協議会 事務局長	
菊 池 誠	株式会社ベルジョイス 総務部 サブマネージャー	
木 村 廣 子	公募委員	
熊 谷 晴 子	盛岡商工会議所女性会 理事	
後 藤 昌 弘	盛岡市ごみ減量資源再利用推進会議 副座長	
笹 尾 俊 明	国立大学法人岩手大学 人文社会科学部 教授	会 長
佐々木 忠 男	盛岡市町内会連合会 市民生活部会長	副会長
佐々木 由 勝	玉山地域自治会連絡協議会 会長	
下斗米 利 一	一般社団法人盛岡市廃棄物業協会 副会長	
瀬 川 俊 夫	盛岡広域振興局保健福祉環境部 技術主幹兼環境衛生課長	
関 根 信	六光会（し尿収集・運搬業者の団体） 会長	
外 山 敏	盛岡市立桜城小学校 校長 (社会科補助教材「ごみとわたしたち」編集委員長)	
達 増 崔 夫	松園地区自治協議会 (盛岡市クリーンセンター公害防止対策協議会副会長)	
晴 山 涉	国立大学法人岩手大学 理工学部 助教	
藤 田 吉 雄	株式会社川徳 CSR室 専門職課長	
前 田 武 己	国立大学法人岩手大学 農学部 准教授	
民部田 功 子	玉山地域知識経験者	

盛岡市一般廃棄物処理基本計画

平成 29 年 3 月

発行：盛岡市

編集：盛岡市環境部廃棄物対策課

〒020-8531

岩手県盛岡市若園町 2 番 18 号

TEL：(代表) 019-651-4111

(直通) 019-626-3755

FAX：019-626-4153 (ヨイゴミ)

Mail：haitai@city.morioka.iwate.jp